文 教 厚 生 委 員 会 記 録 <第1号>

平成20年第2回沖縄県議会(6月定例会閉会中)

平成20年8月11日(月曜日)

沖縄 県議 会

文 教 厚 生 委 員 会 記 録<第1号>

開会の日時

年月日 平成20年8月11日 月曜日

開 会 午前10時5分散 会 午後6時30分

場所

第2委員会室

議題

- 1 参考人からの説明聴取について
- 2 社会福祉及び社会保障について(沖縄特別振興対策調整費を活用した待機 児童解消対策特別事業について)(追加議題)

.....

出席委員

委員長 赤嶺 昇君 副委員長 西 銘 純 恵 君 委 員 桑 江 朝千夫 君 佐喜真 淳 君 委 員 委 員 仲 田 弘 毅 君 委 員 翁長政俊君 委 員 仲 村 未 央 君 委 員 渡嘉敷 喜代子 君 委 員 上 原 章 君 委 員 比嘉京子君 員 奥 平 一 夫 君 委

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

福	祉	保	健	部	長	伊	波	輝	美	君
福	祉	企	画 統	括	監	奥	村	啓	子	君
青	少 年	· /	見 童 家	庭調	果 長	新	垣	郁	男	君
青	少 年	• 児ョ	電家 庭	課副	参 事	津	波	信	雄	君
(参	考人)	(陳情質	第81号に	こついて	()					
沖	縄県学	全童 保	育連絡	協議	会長	知	花		聡	君
(参考人) (陳情第50号について)										
沖縄県立図書館八重山分館の存続						大	田	静	男	君
を	求める	集会等	実行委員	員会委	員長	/ (р	111) y	/ Д
(参	考人)	(陳情)	第77号に	こついて	()					
沖	縄県社会	会福祉	事業団施	設長会	代表	大	嶺	利	昭	君
(補	助者)	(陳情質	第81号に	こついて	()					
浦	添市港	速川 学	童クラ	ブ指	導員	森	Ш		武	君
那覇市上間学童クラブ指導員						泉		静	香	君
(補	助者)	(陳情)	第50号に	こついて	()					
元	県立[図書館	官八 重	山分角	館 長	砂	Ш	哲	雄	君
(補助者)(陳情第77号について)										
沖	縄県社	会福福	业事業 園	団職員	代表	町	田	宗	広	君
沖	縄県社	:会福	业事業 園	丁事務	局長	金	城	敏	彦	君
沖	縄県社	会福祉	:事業団:	北嶺学	園長	Щ	里	将	善	君
沖	縄県社会	会福祉事	業団具記	5川厚生	園長	照	屋	政	治	君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

参考人からの説明聴取についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、平成20年7月16日に開催した委員会での決定事項に基づき、陳情第81号学童保育の拡充に関する陳情、第50号沖縄県立図書館八重山分館の存続に関する陳情及び第77号県立社会福祉施設の民営化に伴い生ずる退職金の支払いに関する陳情の3件に関し、今後の委員会審査の参考にするため、陳情者を参考人として招致し、説明を聴取することになっております。

本日の参考人として、沖縄県学童保育連絡協議会長知花聡氏、沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める集会実行委員会委員長大田静男氏及び沖縄県社会福祉事業団施設長会代表大嶺利昭氏の出席をそれぞれお願いしております。

まず初めに、陳情第81号学童保育の拡充に関する陳情に関し、沖縄県学童保育連絡協議会長知花聡氏から説明の聴取を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人が着席し、その後参考人から補助者の出席及び説明の申し出があり、協議の結果、認めることで意見の一致を見た)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に 協議したとおり取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。 休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様には、本日は御多忙のところ御出席いただきまして まことにありがとうございます。

参考人等から説明を聴取する前に、委員会の審査の進め方について御説明申

し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を 行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が 委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、知花聡参考人から、陳情第81号学童保育の拡充に関する陳情の提出に至る背景及び目的等について簡潔に御説明をお願いいたします。

○知花聡参考人 沖縄県学童保育連絡協議会の会長をしております知花と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、このような場を設定していただき本当にありがとうございます。これから約15分ほど時間をいただきまして、御説明をしたいと思います。

今回の陳情の中身については、既にお読みいただいたかと思いますが、その 陳情を出すに至った背景について、学童保育とは何なのかというところから説 明をしたいと思います。

委員の皆さんも学童保育について、実際に我が子を学童クラブへ預けた方もいらっしゃるかと思います。しかし、私が浦添市の放課後子どもプランの運営委員会、あるいは県の放課後子ども推進委員会でいろいろ議論した際に、ほとんどの方が学童保育について実態を知らないということを知りました。したがって、学童保育についての状況を若干御説明したいと思います。

学童クラブそのものは共働き世帯、あるいは母子世帯、父子世帯の子供たちの放課後、あるいは学校休業日に預かるところであります。そこで子供たちを預かっていただけないと親は仕事を続けることができません。学童クラブがあることによって、親は仕事を続けることができますし、子供たちは安全で健やかな成長を遂げることができると思います。

学童保育が必要な子供たちは、実際は何人でしょうかということで、これはかなり古いデータですが、こういったデータをもとに政府は共働き世帯、あるいはひとり親世帯の実態、あるいは保育所の利用状況から小学校1年生から小学校3年生までの低学年を中心に考えると、約6割の子供が学童保育が必要だろうとしております。今年、厚生労働大臣が発表した新待機児童でも、これから2008年からの10年間で日本全国で、小学校1年生から小学校3年生までの約6割が学童クラブに通えるような施設の拡充を図るということで進めているようです。それでは沖縄県は何人でしょうか。私のほうで若干の試算をしました。

県内の小学生生徒数が約10万人おります。低学年が5万人です。5万人の6割といいますと、3万人になります。もちろん共働き、あるいはひとり親家庭で学童クラブを必要としない児童もおりますが、同時に小学校の4年生、5年生、6年生と高学年で学童クラブを必要とする子供もおります。沖縄特有の事情で幼稚園生もかなり学童クラブに通っております。そういう意味で沖縄県でも恐らく学童保育を必要としている子供たちは3万人は下らないと判断しております。

実際に学童クラブでどんなことをしているかということでつくってみまし た。学童クラブは放課後から二、三時間預かるだけと思われている方がいらっ しゃるようですが、実は小学生の子供が学校で勉強し、生活をする時間よりも 学童クラブで過ごす時間のほうが年間でとると長いということです。ごらんの とおり、学童クラブでの生活時間が約1600時間で、学校での生活時間が小学校 一、二年生の場合は1200時間ということになります。学童クラブはこんな感じ というところですが、子供たちは学校が終わるとただいまということで学童ク ラブに帰ってきます。その中でおやつを食べたり、あるいは宿題をしたり、遊 ぶということですが、ただ非常に変わるのはそこが生活の場ということで、家 庭と同じように兄さん、姉さんがいたり、妹、弟がいたり、あるいは今回の陳 情の第1番目の項目に挙げた障害者がその中にいます。その方々と一緒に数十 人が生活をするということになります。そして午後6時、7時ごろにお父さん、 お母さんがお迎えに来て帰るという流れになっています。それが今のように夏 休みになりますと、大体朝7時半、あるいは8時ごろから子供は学童クラブへ 行き、その中でいろんな体験をするということです。その体験についてですが、 この小学校低学年を中心にした中でどういった体験がいいだろうということ で、子供たち、子供たちの親、あるいは指導員が相談をし、さまざまな体験を させます。その中で今一番子供たちに欠けていると言われているコミュニケー ション能力などをつけさせていくということもしております。これもそういっ た中身ですが、親子での夕食会やそれぞれの自治会の祭りに中心的な団体とし てかかわっています。それが一つ一つの学童クラブと地域だけではなく、市、 町、あるいは県単位でさまざまな取り組みをしております。こういった学童ク ラブの中身ですが、学童クラブは、私たちは指導員、保護者あるいは行政とい うそれぞれの立場で支えられていると考えております。まず、指導員ですが、 放課後に子供が帰ってきますから、放課後出勤と思われていますが、大方午前 10時には学校があるときも出勤をしております。それはなぜかというと、その 中で一人一人が昨日どうだったのか、何が不足しているのか、非常に落ち込ん でいるけれども家庭で何か問題があるのか、あるいはいじめられていないのか ということを話し合います。あわせてできるだけ食育、健康にいい中身をきちんとおやつに出すとか、あるいは遊びの準備をするというような準備をし、子供を迎えるということですが、書いてありますとおり月収は平均10万8500円で、本来は絶対に入らないといけない雇用保険未加入学童クラブが実に45%という中で、基本的に指導員はワーキングプアという存在ではないかと思います。本当に指導員の子供たちに対する思い、情熱だけでどうにかやっていただいているというのが実態ではないかと思います。

次に、保護者のほうです。もともと学童保育そのものがいわゆるかぎっ子と 言われたころから、その親たちが必要に迫られて自分たちで学童保育を始めた という経緯があります。その中で保護者の役割は大きなものになったわけです が、この中にも書いていますが、これは県の調査ですが、沖縄県における学童 保育料の平均が1万285円です。これを全国と比較してみます。全国は自治体 や公設の運営が多いものですから、自治体数でいいますと5000円未満の自治体 が41.8%です。5000円以上1万円未満が46.4%で、ほとんどの学童クラブが 5000円未満か、高くても1万円未満という中で沖縄県では1万円を超える保育 料を親が負担し、どうにか学童クラブを支えているという状況ではないかと思 います。あわせて学童クラブの運営費は、先ほど言いました保護者の保育料の 負担と行政の補助金から賄われています。先ほど言いました全国の圧倒的な公 立の学童クラブは行政のさまざまな施策が施されているわけですが、沖縄はそ ういうものがありません。その中で先ほどの保育料になるのですが、2番目の ほうに運営費で国のほうで考えの中身が書いております。運営費は、保護者が 半分負担し、半分を補助金で賄う。国が3分の1、県が3分の1、市町村が3 分の1となっておりますが、実際はそうなっておりません。私の子供を預けて いる浦添市の12学童クラブの総額で出しました。12学童クラブの運営費総額が 1億5200万円になります。そのうち補助金総額が4700万円です。したがって約 3 割程度が補助金ということで、あとは保護者の保育料で賄われているという ところです。そういう状況ですが、共働き世帯が一般化し、ひとり親世帯が増 加し、そのような中で子供たちをめぐるさまざまな犯罪が起こるということで、 学童クラブのニーズが本当に高まっています。これが全国の状況ですが、この わずか10年足らずの間に1.5倍ぐらいにふえていくということです。学童クラ ブ数の増加もすごいですけれども、学童クラブに入所する児童数もすごい勢い でふえています。さらにグラフは平成18年度までしかありませんが、平成20年 度までに学童クラブを2万カ所にするということで、国はさまざまな手を打っ ているというところです。

こういった中で沖縄県の学童保育はどういう状況かということで御説明した

いと思います。この表をごらんになってどう思われるでしょうか。本来、学童保育というのは公的なインフラストラクチャーを使って保育所と同じように公的な部分を賄いながら行うと私どもは理解しておりますが、沖縄県の実態は民立民営、本当に地域のお父さん、お母さん方あるいは子供が入っていた保育所の方が必死になって支えるという現状があります。実に95%が民立民営です。全国では、公立が85%を占めるという中で、なかなか行政の手が入らない、手だてがないという中で現在運営しております。

それでは学童保育の実施場所はどうなのかといいますと、先ほども運営でほとんどが民立民営と言いましたが、実施場所もそういう状況です。学校の余裕教室は全国に18%で、沖縄県が5%、学校敷地内の専用施設が全国が18%で、沖縄県はこのデータでは0%になっておりますが、今年、豊見城市立長嶺小学校で初めて専用施設ができました。それ以外に児童センターで全国は16%で、沖縄は5%、あと公共施設で公民館等ですがこういった中身です。沖縄では、民家、アパートで約28%で、保育所で約40%ということで大変な状況になっているということを御理解いただけるのではないかと思います。

そういった中で、私どもは今回陳情を出しました。今回、陳情を出した中身 は学童保育で抱えているさまざまな問題はありますが、そういったものを全部 抜きにして、少なくとも全国に少しだけでもいいから近づけていただきたい。 放課後子供プランで、全国で進められているのでは71人以上の大規模学童クラ ブは分離をし、適正規模に分けていくとなっています。ところが私どもが県の 放課後子供プラン推進委員会でいただいた資料では、今年度も来年度も県内で 分離をする計画はゼロです。71人以上の学童クラブは補助金がゼロになります。 70人以下の補助金になるのではなく、すべて補助金がなくなるということで、 あれほど公的な施設でもない、公的な組み立てもない中でなかなかそういった ものが進まないということで、どうにか全国の状況に少しでも近づけていただ きたいということ。さらに、新待機児童ということで新聞報道によりますと待 機児童は166人、私どもが先ほど言いました3万人とえらい違いがあります。 それは学童保育の1つもない市町村が41市町村のうち20町村あります。学童保 育の待機といいましても定数があり、申込みをきちんと受け入れた、あるいは 断ったというデータをきちんととっておりませんので、実際は166人の比でな いということは、だれが見ても明らかであろうと思います。そういった中で、 沖縄県の先ほど言いました中身について、ぜひ御検討いただきたいと思います。

そういった状況の中で3番目にありますが、さらに障害児受入加算、障害児の受け入れについては以前に皆さまに障害児をお持ちの親の手紙等をお配りましたが、本当に障害児の受け入れをしないと大変な状況になる親、子供がたく

さんいます。国が定めた単価まで削られていくと本当にどうしていいのかと思います。今回、陳情を出した中身は1番目から6番目の中身まで一つも政府の方針と違わない中身を出しました。少なくともそれに沿った県政のありようをつくっていただけないでしょうかということです。7番目については、幼稚園児5歳児の学童保育を平成21年度、県の担当部局によりますと平成21年度まではいいけれども、平成22年度からはわからないとおっしゃっておりますが、まだよくわかりません。

アメリカの施政県下でできた沖縄独特の保育事情があります。沖縄県では4歳児までは保育所、5歳児になると公立小学校に併設された幼稚園へ行き、幼稚園は12時ごろ終わるわけですから、その後預かるところがない。県外では、5歳児は幼稚園ではなく保育所で幼稚園生のような生活を送って小学校へ入るということで、沖縄独特の状況がありますので、ぜひ幼稚園児の学童保育を今後も続けていただきたいという陳情であります。

以上で、御説明を終わります。

○赤嶺昇委員長 知花聡参考人の説明は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 御苦労さまです。私も25年前に自分の子供を学童クラブへ入れるということでつくり運動をした者です。そして、浦添市の中で1つの学童クラブだけでは条件整備ができないということで、浦添市の学童保育連絡協議会、そして全県の学童保育連絡協議会ということで、ずっと学童保育問題については私としては子供は社会で育てるものだとずっと思っておりまして、どうしてこのような子供の成長に対して施策がないのかということを沖縄県内で特に感じてきました。20数年経って、時間の経過とともに1人、2人の学童クラブから出発したのが今では1万数千名を超える規模になったのかなと思っております。お尋ねしますが、公設公営とか、公設民営は全国では、公立が85%ということですが、沖縄県の学童クラブがこのような公立になったことを想定しての取り組み、何がどう変わるのかを含めて検討なされたことはありますか。

○知花聡参考人 公設公営について、現在の沖縄県学童保育連絡協議会では実

は検討しておりません。なっていただきたいという強い要望はありますが、それ以前の状況で何ひとつ改善できない中で、こういったのが要望を通して実現できるというめどが立たないのでやっていないということですが、ただ全国と非常に変わるのは、例えば民家、アパートを借ります。学校の余裕教室は賃借料はいりませんが、沖縄は全部敷金、礼金を含めて学童クラブ側で負担します。唯一、浦添市だけは家賃の半分5万円を上限にした補助があります。それ以外は自分たちで家賃等を払います。したがいまして、なぜ全国より高い保育料で、しかも指導員があんなに安いという話をされますが、家賃負担だけでもアパート等の学童クラブをごらんになったらわかると思いますが、四、五十人いるわけですから、家賃だけでも月10数万円かかるわけです。それでも近隣からうるさいと怒られるわけですけれども、そういったのを考えるととてもじゃないけれどもどうにかしてほしいという思いはありますが、公立というところまではまだ検討しておりません。

○西銘純恵委員 全国の水準に全くおぼつかないという状況と言われたのですが、長嶺小学校が初めて学校にということですが、そうしますと家賃がでなくなるというところでは、先ほど浦添市の事例を出されましたが、12学童クラブで1億5200万円の運営費を使って、補助金が4700万円と。そういう意味では、この長嶺小学校の事例としては、実際の運営の経費と家賃がでなくなるということではこれからだとは思うのですが、父母の保育料にも影響してくるかと思っておりますが、どれぐらいの経費の削減、負担がどれぐらいと見ていますでしょうか。

○知花聡参考人 長嶺学童クラブの賃料が幾らだったのかということについては確認しておりません。ただ、今回の学内専用施設に至るまで10回ぐらい移転を繰り返しておりますので、あっちこっち移転しながらの運営だったと聞いております。移転する前は父母がつくったプレハブで運営していたと思います。

○西銘純恵委員 学童クラブの経費の問題で気にかかるのは、預けたい皆さんが預けられない、今のところ共働きと母子家庭、父子家庭というのが大方だと思いますが、実際は放課後を学童クラブにという気持ちを持っている父母はいるわけですよね。ですけれども保育料が多分幼稚園生になったら2万円というところで経済的になかなか厳しいと。ただ、保育料が5000円以下というのが、公立になれば5000円前後ということは全国で数字的に出されていますから、5000円前後になればやはり学童クラブに任せたいということでもっと希望者が

出るのではないかと思っております。ですから、公立とか公設というのは、父母負担も軽くなるし、指導員の皆さんもやはり継続的に身分がきちんと、今いらっしゃる皆さんが公立ということになっていけば身分をそのまま引き継いだ形で継続して、研究をして力をつけていくということでは、子供たちの質の問題にも大きなプラスになるのではないかと。学童クラブで遊びの質の問題ですね。これについてもどのように思っていらっしゃいますか。

○知花聡参考人 具体的な事例で報告いたします。沖縄の年収の中で学童保育 に本来入らないといけない、あるいは入れたい子供の多数は恐らく入れないと 思います。実は私も自分の学童クラブ、あるいは浦添市学童保育連絡協議会の 会長で沖縄県の会長をしておりますが、圧倒的にお子さんを預けているのは、 公務員が多いんです。この1万何千円かを納めきれる人というのは、本当に一 部の人だと思っています。それとあわせて私の子供は浦西学童クラブという浦 添市のアパートにいます。指導員の処遇が余りにも厳しいということで、1000 円、2000円というように上げました。浦添市の場合はひとり親家族で5000円の 補助があります。それでも10数人やめました。この1000円、2000円が払えない んです。口座で引き落とすわけですが、その日に引き落としできないひとり親 の、特にお母さんは、大体パートのかけ持ちが多いわけですから、それで支払 いができないというのが多いということだと思います。それでも浦添市の場合 は、かなり恵まれているほうでありまして、先日ある団地祭りの企画がありま して、10人ほどのお父さん、お母さんが集まりました。そのうちお母さんは7 人でしたが、あるお母さんが、知花さん、このうちひとり親は6人いるんだよ ということを言っておりました。ほかの市町村では、そういった補助がないで すから恐らくひとり親の方は預けたくても預けないと思います。本当に地域が しっかりしていればいいですが、そうでない中では非行、あるいは学力も含め ていろんなところで障害が来るだろうと思っております。私の隣近所もひとり 親の家庭がありますが、ほぼいつもアパートの階段でテレビゲームをしていま す、小学校一、二年生の子供たちが。だから学童クラブに行く子供たちとこん なに開きがあっていいのだろうかと思いながら見ていますが、そういった状況 です。

○西銘純恵委員 もう一つお尋ねします。幼稚園児が来年まで、それ以降も継続という要望を出されているのですが、私どもも幼稚園のほうがすぐ保育所から地域に出るということでは、年齢的にも幼いし、一番必要ではないかと思って、沖縄県は特にそれに特徴があるんですよね。預かり保育というのが学童ク

ラブの幼稚園のクラスといいますか、それに変えられると思いますか。預かり 保育にやれば、幼稚園児はみんなそこで問題なく過ごせるということになりま すか。

○知花聡参考人 預かり保育の状況について、県内のすべてを知っているわけではありませんが、主要な市については聞いております。その状況は二、三十人の定数があるようですが、それを1人の方、嘱託職員なりが面倒を見るということで、実際に5歳児を、我が子でも預かるのを大変なのに、それを数十人を1人の方で見れるでしょうかということだと思います。したがって、実は預かり保育をしている市の嘱託職員に話を聞きました。3カ月間怖くて教室から出さなかったと。そういう状況からすると、預かり保育が本当に預かり保育の状況にならないと学童保育にかわれないと私たちは思っております。あわせて預かり保育すらない市町村はまだたくさんあるわけです。あった所でもこういう問題があるということですので、現段階では幼稚園児の学童クラブでの預かりというのはとても必要ではないかと思います。学童クラブでは平均しますと、10人に1人の指導員がおります。しかも、幼稚園児がとても感動するのは一気にお兄ちゃん、お姉ちゃんができるわけです。やっていいこと、やって悪いこと、また障害を抱えたお兄ちゃん、お姉ちゃんもいて、その中でもまれながら育つという意味では、やはりそういった場が必要ではないかと考えております。

○西銘純恵委員 預かり保育をやっているところは、長期の夏休みや土曜日などもやっているのですか。そこら辺の開催日の問題もあるのではないかと思ったのですが、それについてどうですか。

〇知花聡参考人 ちゃんとしたデータを持ってきておりませんが、市によって違うようです。当初5時半まで預からないというのが、だんだん延びていると聞いておりますし、土曜日も預かるところも出てきているようです。ただ、まだ働きながら子育てをする方にとってみると、実際はそれにふさわしい状況になっていないということは確かです。

○西銘純恵委員 わかりました。学童クラブで異年齢のお兄ちゃん、お姉ちゃんができるということも合わせて、ほかの預かり保育などにはかえられないということを伺うことができました。あと、指導員の皆さんが長い間働いても、実際私が始めた学童クラブは指導員の方がずっと継続して頑張っていらっしゃるんです。ですが、いろいろな条件、賃金も含めてほとんど水準が余り変わら

ない状況のまま指導員の熱意、情熱、そういうものに任せているのではないかと身近で感じるのですが、全国に少しでも近づけてということを先ほど知花会長は言われたのですが、少なくとも今度に関しては、要望が具体的に出ていますが、障害児預かりの件に関しては、1人の障害児がいても学校教育においても文部科学省は特別支援教育ということで申請を見て、軽度発達障害でもヘルパーを1人つけるとか、そういうことで教育の中でも出てきているんですよね。それからすれば、学童クラブの中に当然そういう子供たちが放課後どんどん出てくるということは想定されますし、やはりもっとその部分を受け入れていくというのが重要ではないかと思うのですが、参考資料の中で実際に預けられた親や指導員の皆さんの話を読ませていただいたのですが、そこら辺との関係で実際に障害児学童の受け入れをされて、直接子供の発達の面でどのような効果、成長にとってどうだったかと少し説明をいただけませんか。

○知花聡参考人 指導員の処遇について私のほうでお答えできますが、障害児の発達については私も障害児を持ったお父さん、お母さんから話を聞いておりますが、実際に学童クラブの現場にかかわっている方の話を聞きたいと思います。指導員の処遇は、私も民間で仕事をしております。民間は入ってくる収入でしか出しようがありません。指導員が余りにも低くて、どうにか変えたいと思っておりますが、これ以上保育料も上げられない中で上げる手だてがないんです。したがって本当に補助単価の見直し、そういったところが必要だろうと思っております。とはいっても、実際は少しずつ保育料を上げておりますが、先ほども言いましたとおり、上げると今度はまたやめる方が出てくるということです。

○森川武補助人 私は浦添市の港川学童クラブという所で指導員をしているのですが、今まで7人の障害を持っている子供を受け入れてきました。自閉症の子、肢体不自由の子、それから難聴の子、あとダウン症の子、さまざまな障害を持った子供たちを受け入れてきたのですが、やはり健常児といわれる子供たちと障害を持った子供たちが学童クラブで一緒に生活することによって、最初はやはり何でこんなことができないのとか、何でこんなしゃべり方なのといって、周りの健常児は不思議がったり、中には気持ち悪がったりする子供もいるのですが、でもこの子はこういう子なんだよということで、一緒に生活することによって、だんだんその子を認め合ってくるんですよね。最初はうまく剣玉も持てなかった障害児にこう持ったらいいよと教えてあげたり、その子が頑張ってやればできるようになったというのを見て、障害を持っているんだけど頑

張ったからできるっているのはすごいよねと。何もできないのではなく、できないときは助けてあげようということで、そういう雰囲気が生活の中で生まれてくるんですよね。障害を持っている子供に限らず、困っている人を見れば自然と助けてあげようという心が芽生えてきたりして成長してきています。また、障害を持った子供もそういうことで頑張ればできるとか、周りの励ましなどでその子自身もできないものが一つ一つゆっくりですけれどもできるようになってきているのを自分は見てきました。

○西銘純恵委員 わかりました。障害児の受け入れに対する国の加算が増額されたけれども、それを県が補正できちんと対応するようにというやりとりもしたのですが、少なくとも不十分な中にも国が制度を拡充しているのであれば、それにきちんと対応してほしいという希望について、本当に強いものがあると思っております。あと沖縄の場合は民間アパート、民間施設ということで運営費が圧迫されている部分があるかと思いますが、沖縄県の施策として民間施設を使っているところに対する、皆さんとしては民間でそのまま学童クラブを続けたいという希望ですか。それとも公設の何らかの場所にということを思っているのか。施設問題についてはどのように考えていますか。

○知花聡参考人 施設については、必ずしも学校ということにこだわっているわけではありません。ただ、学童クラブにふさわしい施設でありたいと思っていますし、それが学校であれば学校でもいいですし、それか近くに公園があったりなどにおいては民間の何らかの施設でも構わないと思っております。本当ならば、公的施設がいいに決まっているのですが。高望みしても、目の前のことですら実現できない中でいろいろと要望を出すのも疲れてくるというか、なかなか前に進まないなと思いながらやっているわけですが。ただ、学童クラブを必要としている父母と子供がたくさんいて、何らかの施設があれば必ず入ってくれるという状況をどうにか変えたいと思っております。先ほど言いましたとおり、浦添市のように上限5万円の補助金があればどうにかやっていくことができます。それだけでもとりあえずのところはいいのではないかと思っておりますし、もし学校の余裕教室があればそれは言うにこしたことはありません。

○西銘純恵委員 浦添市は単独で家賃の補助ということですが、それを沖縄県 に今度要望として出されておりますが、県はどのような回答を寄せていますか。 家賃補助については、やりとりしたことありますか。

- **〇知花聡参考人** 家賃補助については、具体的に要望をしておりません。
- **○西銘純恵委員** わかりました。いずれにしても公的施設がない中で運営費の 負担をどれだけ軽くする方向にいくかといえば家賃補助。市でもやっていると ころがあるのですから、県としてどれだけに補助をすればいいのかというのを、 やはり沖縄県としてやってもらうということも必要ではないかと思っておりま す。最後に、沖縄県に対して特に望むこと、やってほしいことはどのようなこ とでしょうか。

○知花聡参考人 陳情の項目で7項目ありますが、最大のポイントは何かと私 どもで考えているのは、2番目の項目です。ちょっと読み上げます。「学童保 育について、政府の進める方針を踏まえ県の拡充方針を明確にし、制度、施策 を改善、充実すること。また、そのための財政措置をとってください。」と。 この間、私は沖縄県学童保育連絡協議会の会長として1年ちょっとになります。 県の担当の皆さんはきょう後ろにお座りですが、話をしておりますが、すべて の話は県の財政難ということにしか行きつきません。沖縄の学童保育をどうし たいのか、少子化対策はどうするのか、今働いているお父さん、お母さんたち の暮らし、仕事をどうやって確保するのか。国の少子化のさまざまな制度なり、 施策がどんどん打ち出されている中で、そういった内容について一度も聞いた ことはありません。私は県の次世代育成推進協議会というものにも委員として 出させてもらいましたが、既に計画そのものを上回る放課後子どもプランがで きて、それを上回る新待機児童ゼロ作戦などといういろんな子育て支援がある にもかかわらず、この次世代育成推進協議会は今から5年ぐらい前からできた 中身で200幾つか学童クラブをふやすという計画が新聞報道等でありました。 その予算すらない中で、本当にこの県は少子化対策や子育て支援というのをど う考えているのか私には見えません。少子化対策、子育て支援というと、確か に認可外保育施設の問題もあるかと思います。それも本当に大切な中身だと思 います。それ以外にも学童保育のように、あるいは子育て支援にかかわってい るいろんな所で何で全く見てくれないのだろう、考えてくれないのだろうとい う施策は、例えば家庭内暴力の中で奥さんの逃げる場所が1カ所しかないとか、 そういったものも含めて本当にこの県の政策、あるいは方針は何だろうと思っ ております。やはりこれをきちんと政策をつくり、その中で一気にはできない でしょうから、徐々にきちんと少子化対策をする。本当に県民の暮らしのため に、あるいは子育てのためにやるということが一番大切ではないかなと思って おります。

○西銘純恵委員 財政難の中にもやはり何が大事か、優先施策は何かということが問われていると思うんです。担当がいらっしゃるということですから、やはり必要だと思うことには予算がつかないと拡充されませんし、子供が本当に健やかに育つというところに、こういう社会にしか未来はないと私自身も思っております。ですから今の部分をお尋ねして、予算上の財政難ということで県がこの施策を計画したのにもかかわらず、もしそのままにしているということであれば、それはそれで行政の問題もあるのかと今お聞きして感じております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 先ほどの説明の中で全国的には85%の学童保育があるけれども、県内では4.4%という説明がありましたが、やはり沖縄県は保育にしたって、学童保育にしたって共働きがあって、そして低所得者がいる状況ですよね。そういう中で何で学童保育がこれまでにできなかったのか。そのあたりについて分析していらっしゃいますか。

〇知花聡参考人 先ほども言いましたとおり、少子化対策、あるいは子育て世 代支援の政策そのものが、県もあるいは市町村も大方十分に議論されていない。 それを示すことができない中で、この間来たのが一番大きいだろうと思ってお ります。委員の皆さんは男性の方が多く、私も男性で言うのも何ですが、子育 てにかかわっていない方にとってみると、子供たちは学校から帰ってきたら近 くで遊ばせたらいいさと思われているようです。私も市議会議員の皆さんとい ろいろ話をして、最初はこういう反応でした。時代も、環境も変わっているん ですという話からしないといけない。ただ、最近は若い議員の皆さんも与野党 関係ないのですが、大分変わりました。若い議員の皆さんは男性でもかなりわ かっていただくことはあります。やはりそういったところが非常に沖縄県は欠 けていたのではないかと思います。追加しますと、きょうは担当部局の方がい ますが、実は今年1月ぐらいに、簡単にいいますと、県も財政難で大変で、学 童クラブの基本単価を10%削減される状況の中で、それを維持するのがやっと だと。それ以外に分離をする金はとてもじゃないが言える状況でもないという 話を担当部局の方は言っておりました。ですから、こんなにおくれている学童 保育もそれなりに進んでいるものもあるかもしれませんが、みんな一律10%カ ットでやるわけですから財政難はよくわかりますが、こういうきちんとした考

えとか、政策がない中でやっていいのかと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 そういう政策面がしっかりとやっていなかったということも指摘されているように、先ほど知花さんからの説明で本当に福祉保健部はいろいろな子育てプランを打ち上げているんですよね、アドバルーンみたいにね。それが本当に予算的な措置もされていないと実際に言われたときに、一体どこに向いて進もうとしているのかわからないんですね。そして、なぜこれまでこの公立の学童保育が進まなかったのかということには、子供たちについては小学校に上がった時点では文部科学省ですよね。そして、子供の保育については厚生労働省という縦割りの行政の結果が、もしかしたら公立の学童保育ができなかったということも考えられませんか。それは全国では80何%もできているのに沖縄県ではできなかったというのもおかしな話なんですが、そのあたりの絡みはなかったでしょうか。

○知花聡参考人 文部科学省と厚生労働省の縦割り行政の弊害が出ているかど うかについては、私たちはよくわかりません。ただ、全国でできているわけで すから、なぜ沖縄でできないのかというのは文部科学省、厚生労働省の縦割り の中では説明しづらいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 公立保育所の所長とお話ししたことがあるのですが、先 ほど出ていました5歳児については平成22年度から見ません、できませんよと いうことですよね。その5歳児については、公立保育所というのはやはり困っ ている親が預けているわけですから、その子が幼稚園へ行って、そして午後か ら保育所へ帰ってくることはできませんかということも話をしたんです。そう したら、公立保育所というのはただでさえ待機児童がいるわけだから、その午 前中はあきになるからもったいない、やはりそういうことはできませんという ことと、それから保育所においては、5歳児というのは来年は小学校に上がる わけですから、そういう小学校へ上がる前の子供たちの面倒を見ていくという ことにはとても責任を感じて、それはできませんとはっきり言われたんです。 そのあたりは、民間の学童保育所でもしっかりとそのあたりの対処をなさって いると思いますが、公立においてはそういう状況でした。それでお尋ねしたい ことは、今民間のアパートを借りて、家賃のやりくりも非常に大変だという状 況があります。そこで今豊見城市の例がありますが、空き教室や学校の施設を 使うために沖縄県学童保育連絡協議会から、そのあたりの要求をやったことが あるのかお尋ねしたいと思います。

○知花聡参考人 私は、県の放課後こどもプランの推進委員もしておりますし、 浦添市の放課後こどもプランの運営委員もしております。その中には教育関係 者の方々ももちろん御出席いただいて、いろいろ意見を交わすわけですが、お おむね否定的です。学校現場に学童保育が入ること自体、何か否定的です。県 の福祉関係の担当者の方も、もっと教育長、教育委員会が変わらないとこれは 進まないとおっしゃって、その場で何度も何度も発言をするのですが、教育現 場のほうはそこに子供たちを預かるわけですから、いろんな苦労も発生すると いうことがあって返事は余りよくないです、どちらの場合も。

○渡嘉敷喜代子委員 皆さんはその公的な空き教室とかを利用して、そこで学 童保育所を運営したいということですよね。それに対しても学校側は否定的な んですか。

○知花聡参考人 最もいいのは、学校の余裕教室だと思っております。ただ、 やってもなかなか実現しないので余りしてないというだけの話です。どうなん でしょうか、子供の犯罪で最も多いのは下校時なんです。沖縄はそういうのが 少ないかというと、かなり多いと聞いておりますし、きょうはデータ持ってお りませんが、そのためには学校内で囲い込むのがどうかという意見も学童関係 者からもありますが、そうは言ってもまず子供の安全が最優先されるべきだと 思っております。学校側からすると普段の教育現場にさらにもう一つ何かを抱 えることに対する抵抗感だと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 そのあたりは、また私たちは教育委員会と煮詰めていかないといけないことだと思いますが、今、学校でやっていることは幼稚園児の子供たちを一時預かりということで、本当に私から言わせれば細々とやっている状況なんですよね。それも長時間はできないという状況ですね。そして児童館で面倒を見ている子供たちの定員が50名だとか、本当にそれで学童保育をしないといけない対象の子供たちがそれで賄えるのかということも私は地域で話をしたことがあるのですが、今、知花さんがおっしゃるようにここに出てきているように116名の待機児童しかいないと言われているように、市町村では全く学童保育所に入らないといけない、必要な人たちがどれだけいるかということが全く掌握されていないという思いがするんですね。そういうことで今回の参考人招致で知花沖縄県学童保育連絡協議会会長から聞かしていただいて、参考になりました。これから私たちがやらなくていけないことは、やはりいまだ

に縦割り行政があるということを感じるわけですね。教育長は教育長で子供たちをこれ以上面倒見ることはできないということになるわけですから。今、子供たちがどんどん減ってきて、空き教室もふえている状況にあるんですよね。その空き教室をどう利用していくのか、有効的に利用していくのかということも大切なことなのに、このように閉鎖的な状況であれば私たちはそのあたりを働きかけないといけないことだと思います。そこで同時に知花会長の団体としても、そのあたりをしっかりとアタックしてみる必要があるのではないかと思います。施設に対して利用させてくださいとか、各市町村に対してそういう動きをやっていただきたいと思います。きょうはお忙しい中、御苦労さまでした。これからも私たちも頑張りますので、一緒に頑張っていきましょう。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 仲村未央委員。

〇仲村未央委員 1998年に児童福祉法の法的な裏づけがなされたということは、これは個人と学童クラブの契約の問題というよりは、本当に保育の視点、福祉の視点でその対象年齢の子供たちをどう社会が扱うかということが、基本的には法の裏づけを持っているという認識をして質疑をしたいと思います。

指導員の方々ですが、先ほどほとんどがワーキングプアという状況にあると、 実際には10万円ほどの月給だということですが、その指導員の方々は資格が必要なのか。つまり学童クラブで子供たちにかかわることに対する方々の資格要件があるのか。それから実際に生活が厳しいぐらいの手取りしかないということですが、指導員の定着率は実際のところどうなっているのかお尋ねいたします。

○泉静香補助者 私は那覇市のほうで学童クラブの指導員をしている泉といいますが、那覇市のほうでは資格というと児童厚生員の免許、幼稚園、小学校、保育所免許ということで、特に学童保育の免許ということはないのですが、そういった免許を持っているようにということであります。定着率というお話ですが、やはり先ほども話があったのですが、指導員の熱意で続けられているという指導員も多くいまして、25年間働いている指導員もいらっしゃるのですが、やはり基本給は15万円だとか、そういった程度をいただいている方もいらっしゃいますし、見通しが全くないんですね。これから長く働き続けて給料が上がるという見通しもなく、知花会長もおっしゃっていたのですが、やはり今は保育料に頼っている状態です。私たちの学童クラブも幼稚園の空き教室を使わせ

ていただいているのですが、やはり指導員が長く働いて、社会保障もというとやはり家賃分だけでは補えないものがあります。それは保護者の方と協議して、私たちも保育料を値上げしたりしているのですが、やはりこれ以上は上げられないという状況も私たちの学童クラブでもあります。それで補助金単価のアップを願っております。働いて社会保険、雇用保険に入るのは当たり前なのですが、学童クラブもやっと社会保険加入も進んできているのですが、これから給料を上げていくということはやはり見通しはなく厳しい状態にあります。また、長く続けられている指導員は熱意があって、そういう思いで続けられているのですが、やはり新しい若い方たちをこれから採用しようということになると、やはり条件が厳しいので募集しても来ない。学童クラブの将来も考えて、学童クラブの指導員になりたい、子供たちを一緒に育てたいという若い人たちも加わってやっていくためにはもう少し学童クラブの指導員の保障をお願いしたいと思います。

○仲村未央委員 あと施設の面からですが、先ほど71名以上の学童クラブに対しては補助がなくなっていくという話もありましたが、その学童クラブとしてふさわしいスペース、例えば1人当たりの平米、保育の場合には厳密に認可保育所の場合にはありますが、この学童クラブに関してはそういった基準があるのかどうか。

○知花聡参考人 昨年9月に、県は沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドラインをつくりました。それではその翌月に国のガイドラインも発表されました。その中身は全く一緒です。学童クラブの定員は、小学校にも定員がありますように、集団でやるためには集団にふさわしい人数があって、それは県も国も上限が40人です。それが一番望ましいということですが、その倍近いというか71人以上は絶対だめだから分離をしなさいという国の政策です。1人当たりの面積も1.65平米ということで、これも県も国も一緒ですし、私どももそれが実現できればいいと思っております。

○仲村未央委員 それと通われる子供たちの待機という考え方にも絡むのですが、児童福祉の中でその保育という視点である場合には、親が働いていて、実際にその子が保育の対象であるにもかかわらず、適切な保護者が周りにいない。安全が損なわれるという部分で、厳密に待機児童というのが定義されているかと思いますが、そういった保育に欠けるという言い方もしますが、今の現状で学童保育に通われている子供たちは、親が働いている子だけをとるとかそうい

った基準があるかどうか。それから実際には低所得の方々が本当は最も必要とする部分ではないかという思いを抱えて先ほどから答弁もありますが、その保育料が払えない場合、本当は必要としているということが前提にあるのでしょうけれども、そういった子供たちの実態というのはどうなっていますか。

○知花聡参考人 入所する際には、親の就業証明をいただきます。毎年、それを更新し、行政へ届けるということですので、預けたいからだれでも預けられるとはなりません。ちゃんと手続を踏んで行っております。したがって待機というのをどう見るかというのは、行政も含めてきちんと定義づけをしないと、県議会で言われるように166名というとんでもない数字がひとり歩きするということで、実態は全国の状況も、政府の考え方もそうですが、あり得ない中身だと思います。

○仲村未央委員 5歳児が抱える沖縄の特徴的な問題といえると思いますが、本来であれば5歳児であれ、通常の全国的な状況を見ると午後の保育ができないということであれば、やはり通常であれば保育園に残って、残ってというか沖縄の場合は幼稚園へ行ってしまうのですが、保育園にいて午後まで安心した環境の中で5歳児を見るというのが全国的にはそうなんですが、沖縄の場合は5歳児になると一斉に80%以上が幼稚園に行くという中で、5歳の子供たちの午後が実際にどうなっているかというのは非常に隠れた待機児童問題だと思うんですね。そういった5歳児を預かる所も、幼稚園でもそれには定員がある、受け入れに限界があるという中では、かなり学童保育の利用もあるのではないかと思うのですが、今実際に学童を利用されているお子さんのうちの5歳児の割合というのはどれぐらいいらっしゃるかわかりますか。

○知花聡参考人 沖縄県のデータとは若干異なります。私どもも毎年5月、全市町村に調査をしております。これは昨年の調査ですが、その中で補助をしていない学童クラブでも市町村で把握している学童クラブがある場合は教えてほしいということでやっております。その中で昨年度の5月1日時点で、沖縄県は1618名の幼稚園児がおりました。トータルでいいますと9397名のうち1618名です。ですからかなりの比率で幼稚園児がいるということです。沖縄県は補助をしている所ということでやっていますから、それより数値は下がります。

〇仲村未央委員 1618名の幼稚園児が実際にいるということですが、その学童で5歳児が受け入れられないとなった場合、この子たちはどうなっていくと思

われますか、これは非常に深刻な問題に発展すると私は思うのですが。

〇知花聡参考人 大変なことになると思います。一、二カ月前の新聞で見たの ですが、与那国島で公設の保育所が初めてできたという記事が載っておりまし た。できたらそこで学童クラブもしたいという話が載っておりました。実は、 私は石垣島の田舎の出身でして、私の田舎も裏石垣と言われている所ですから、 私の体験からすると、毎日学校から帰ると畑に親と一緒にハルサーをしないと いけない状況でしたが、今はやはり学童クラブみたいなものがほしいと言うん です。すごい田舎ですが、本当はそういう所もきちんと整備をしてあげたらす ごく変わるなということとあわせて5歳児が一番の盲点になっています。どう なるんでしょうね。実はこの件については、何度も何度も県に申し入れをして、 厚生労働省との関係ではとりあえずのところは口約束かどうかわかりません が、平成21年度まではいいと、平成22年度からはなくなるという話を県のほう がされております。では、どうするのかというのが見えないんです。私たちは 5歳児保育を全国のような状況にするのか、沖縄特有の預かり保育も含めてや るのか、預かり保育を見直して充実させるのか、それとも学童でやるのか、ど ちらかを県を挙げて議論をして、決めて政策しないといけないと言っているの ですが、やめるという話はあっても、そこを議論しましょうという場がないん です。

○仲村未央委員 今の5歳児問題ですが、保育園から5歳児に上がっていくという過程の中で一定の集団性、5歳児という対象年齢の発達の保障という考え方もありますね。その中である程度の集団があって、いわゆる沖縄の幼稚園というのは集団性からいって、子供たちの発達に関しては評価が高いと考えるのですが、ただ、いざその保育の側面からすると、給食も食べないでミルクを飲んで帰るという、その後の午後の状況がどうなっているかということをどこが主体的に責任を持って把握しているのかとなると、行政的にもその午後の子供たちがどうなって把握しているのかとなると、行政的にもその午後の子供たちがどうなって把握しているのかとなると、行政的にもその午後の子供たちがどうなって把握しているのかとなると、行政的にもその午後の子供たちがどうなっているかというのは私は十分に把握されていないと感じていまからも締め出されていくという状況の中で、今県とも何度もやりとりをしたとありましたが、実際に県はその学童保育プランをつくっているわけですよね。沖縄子育てプランに関しては平成17年度に策定されていると。こういった中で実際に知花さんも放課後こどもプランの推進委員ということでしたが、この議論があったかどうか。それからそのことに関しては、本当にどうやっていこうという見通しがまだ沖縄にはないと感じているのか、県は持っているけれども

進めないと見ているのか、そういった実態の把握と方向性について、これまでの議論の中で思うところがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○知花聡参考人 県は持っていないと思います。実は、3年前に幼稚園児の受入手続をしている最中の1月か2月ごろ、幼稚園児は今年から受け入れはだめですというのを確か県議会でも取り上げていただいてやっていただいたことがあります。じゃあ何もなくてどうするんですかと。確かに県が言われるように放課後児童クラブ、学童保育というのは小学校1年生から対象になる。今、厚生労働省の御厚意で沖縄だけ幼稚園生を預かっているけれども、厚生労働省がノーと言ったので、県はノーと言いますということをおっしゃっていました。ですから、じゃあどうするのですかという回答はありませんでしたので、それ以降は議論をする場所がありませんので、そういった政策なり、方向性を明確にしたものはないと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 奥平一夫委員。

〇奥平一夫委員 特に、こういう長期の夏休みに入るとですね、私は学童クラ ブの近くに住んでいるものですから、お昼ごろから元気な声とともにパーラン クーが聞こえてくるんです。このように夏休みは本当に有意義に子供たちが元 気に過ごしているのを間近で見ていて、本当に学童クラブというのは子供たち の育成にとって非常に大事だと思います。五、六時になるとお父さん、お母さ んが迎えにくると。本当に安心して学童クラブに預けているお父さん、お母さ んの声もよく聞きます。そういう意味では学童クラブというのが市民社会の中 で厳然たる事実として認められている。そういうものだと私は感じておりまし て、宮古島のほうでも平成8年度か平成9年度にそういう学童クラブの助成が 市からの対応費として出ることになって、そういう学童クラブが幾つかできま したが、しかし現状は大変厳しく、今の議論の中でもいろいろな課題が山積み しているというのが実感として非常にわかってきますが、先ほどの指導員の話 についても非常に資格もあいまいだし、定着率も非常に思わしくないというこ ともございました。余りにも厳しい職員の待遇について、ずっと心を痛めてい る者の1人ですが、この定着率は特別に悪いという話ではなくても、本当に皆 さんが間近で接する中でボランティア精神で一生懸命やってくださる職員が多 いという話の中でも、独身だからできるか、家庭を持ったら引き下がるのでは ないのかと考えられるのですが、そこに勤めている職員の皆さんは主にどうい う方々が多いのでしょうか。家庭を持った方が多いのか、それとも独身の方が 多いのか。それと定着率はどれぐらいか、学童クラブに就職しているのか、大 まかでいいですのでお聞かせいただけませんか。

○知花聡参考人 私も沖縄県学童保育連絡協議会の会長として全国の会議に行くわけですが、指導員の夫婦がおりまして、持ち家なんですね。 2人とも東京都の職員というような公設公営、公立公営という場合そういうことです。 でも沖縄ではみんな10万円そこいらですから、ほとんど結婚もできない、圧倒的に独身の男性と旦那が働いている奥さんというスタイルが一番多いのかと思います。平均はきょう持っておりませんが、3年未満だそうです。ですからどんどん入ってはやめ、入ってはやめというふうに入れかわりということだと思います。

〇奥平一夫委員 定着率は平均で3年というは非常に厳しいですよね。知花会長のお話を聞いてショックを受けたのは、ワーキングプア状態という話。実際に10万円そこそこの給与ですから確かにワーキングプア状態だということが非常にショックを受けましたが。何としてもその処遇を上げていくためには、皆さんがおっしゃいましたように国、県の補助、そして保育単価を上げていくということが非常に重要かと思いますが、そういうことに対してこれまでどういうことを国や県に要請されたのか、その辺を少しお伺いできたらと思います。

○知花聡参考人 沖縄県に連絡協議会があるように全国でもあります。それで毎年、何度も補助単価の見直しということで厚生労働省へ申し入れをしておりますし、日常的に厚生労働省といろいろ相談をしながら進めているということですが、それでも徐々にといいますか、3年前よりよくなっておりますし、5年前よりもずっとよくなっているということです。確かに少子化対策ということもあって、今時これだけよくなっているのは珍しいのかなと思います。国年の中でも、例えば宮古島市の場合ですと、学童保育は本当に勉強熱心で自腹を切って沖縄でいろんな研修をするときは来られます。やはりそれを持ち帰って、いろんなことをやっているということで、そういった離島県の、離島がたくさんあるわけですからそういった指導員がせめて年に一、二回ぐらいどうにか研修できるようなものがあってもいいのではないかと思いますし、きょうの朝刊を見ますと、宜野湾市のピッコロ学童クラブがカチャーシー大会で優勝とか、よく子供たちにいろんな体験をさせるという学童クラブはすばらしいものがあると思いま

す。それにもう少しだけでもお金をかけていいのではないかと本当に切実に思います。

〇奥平一夫委員 今のことと関連して、先ほどの御説明でこの資料の7ページで、この自治体の姿勢が非常にかなめであると。しかしながら実際にはこうなっているともらしていますが、もう少しこれを具体的に実態について少し御説明いただけませんか。

○知花聡参考人 自治体の姿勢で先ほど浦添市の話をしましたが、浦添市は単独であそこまでできるわけです、財政的にも厳しいわけですが。那覇市の担当の課長もおっしゃっていましたが、実は障害児加算について大変喜ばれていて、那覇市では各学童へその説明も終わっていて、ぜひ障害児をきちんと受け入れて対応してほしいと。ただ、県がそれをストップすると、市としては本当に単独事業でしかカバーできないので、そこまではできませんということでストップするということですよね。ですから行政が本当にそういったことにきちんと目を向けて対応すれば、沖縄でも市ごとにも変わるわけですから、できることはたくさんあると思っております。

〇奥平一夫委員 ちなみに行政がとおっしゃいましたが、これは県行政がということに置きかえていいですか、ある意味。

〇知花聡参考人 例えば長時間加算、障害児加算について、県が国の額で補助金を出すということでやった場合、学童保育をやっているほとんどはやったと思います。私が浦添市のほうと話をしたときも、県がそうしたので申し訳ないという話をしていますし、先ほど那覇市の話もしました。県の基準に合わせるしかないということでした。

〇奥平一夫委員 そういう意味では本当に県の姿勢が問われる問題だと思います。そこで皆さんの陳情の中で、障害児受入加算の補助単価を国の基準と合わせてほしいという陳情があるのですが。これは6月議会の本委員会での質疑の中では、例えば障害児加算は何名いても1名分限りだと答弁されておりました。それから、いわゆる学童保育が71名を過ぎると平成22年度からは助成がなくなるということがありました。そういう中で県の答弁では、嘉手納町で障害児を5名預かっている学童もあるという話を伺いましたが、この辺の実態について少し詳しく御説明できませんか。

- **〇知花聡参考人** 例えば浦添市の場合でひまわり学童クラブという公設の学童 クラブがあり、それは県立大平養護学校とかなり重度のお子さんを預かってい る所で、それは中学部を含めてお預かりしています。
- ○森川武補助者 浦添市のほうではひまわり学童クラブと言いまして、障害を持っている子供たち専用の学童クラブがありまして、この学童クラブは公立公営です。浦添市の職員が指導員をしています。子供たちのはっきりとした数はわからないのですが、3年前のときは20名弱ぐらい子供が通っていると言っていました。夏休みの期間中だけ中学生、高校生の子供たちも受け入れしているのを聞いています。
- **〇知花聡参考人** 嘉手納町もそういう学童クラブなのかどうかがちょっとわかりません。
- **〇奥平一夫委員** 今、森川先生がおっしゃったその公立公営の障害児専門の学童クラブというのは、これは障害児加算もきちんともらっているのですか。
- ○森川武補助者 その辺はちょっとわからないです。
- ○知花聡参考人 私どもが浦添市からいただいている放課後健全育成事業の補助の中では、その額は出てきません。だから、別の所から出ていると思います。
- ○奥平一夫委員 最後に、皆さんの陳情の4番で沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドラインに沿って条件整備が図られるような仕組みと財政措置をとることということで、県の陳情の処理はお読みになりましたでしょうか。これでは「沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドラインは、最低基準の性格を持つものではなく、望ましい方向に誘導していくための現実的なあり方という視点に立っております。今後とも市町村に対して沖縄県放課後児童クラブ運営ガイドラインの周知を図ってまいりたいと考えています。」という陳情処理になっているのですが、この実態とこのガイドラインがどのようにインセンティブをつくっていくのか、このガイドラインが現場の実態としてどうなっているのか、その辺をお聞きしたいのです。
- ○知花聡参考人 私どもはできるだけ設置、運営基準として明確にしていただ

きたいという話でしたが、現状でいうと基準をつくるとほぼすべての学童が基準外ということで、それでは大変だという話もありまして、ガイドラインでもということで県と話をいたしました。ただ、ガイドラインも絵にかいたもちのようなガイドラインの都道府県もあれば、ガイドラインを設けたことによってどんどん変わっている県もあります。例えば埼玉県ですと、ガイドラインを毎年市町村に調査をし、それを公表しています。どこが変わったのか、どこが変わらないのかを県民へ公表するんです。そのことによってすごい勢いで変わったという報告を受けております。ですから、ガイドラインでもその気になれば変えられると思っております。

○奥平一夫委員 ちなみに沖縄県はこの1年で変わりましたか。

○知花聡参考人 そうしてほしいということで、県に要請を一、二度しております。まだ、そうなっておりません。それとガイドラインは2つの文章になっております、何々が望ましいと。71名以上はだめですとなっております。それは望ましいことではないんです。だめなんです。静養室がない学童クラブはだめなんです、子供は気分が悪くなったりしますから。これはきちんとやりなさいという文書の項目と、こうやってほしいという項目をはっきりすれば一気に変わるはずだと思っています。実は、あの文書はそういう書き方になっているんです。県の担当者できちんとしようというところは、そういうように働きかけをするんですね。ですからそれができないわけはないと思っております。

○奥平一夫委員 最後になりますが、1点だけお聞かせください。冒頭で夏休みの学童保育の話に少し触れましたが、学童クラブでは長期休暇になりますと昼食も出るという話も聞きましたが、この昼食をつくる際にいろんな課題があると思いますが、栄養士の方でないといけないという縛りがあるのかどうか。昼食の実態、どのようにして子供たちに昼食を指導し、上げているのか、その辺おわかりでしたら。

○知花聡参考人 各学童クラブの判断によりますが、結構保護者の意思が反映するところです。おおむねケータリングといいますか、公設の幼稚園でとっているようなちゃんとしているところからのケータリングが多いですが、私の知っている父母、共同運営の学童クラブは週に一、二回とか、シブイとか、それを子供たちに料理をさせて、それこそ食育というか農家とも提携をしたり、あるいは自分たちでメニューを決めてスーパーに買い物へ行かせて、自分たちで

つくらせるという食育の教育をしながら、しかも実際に猫の手で包丁を切るんですよとかしながら育てています。そういう意味ではとてもおもしろいな、さすがだなと見ております。

- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 佐喜真淳委員。
- **○佐喜真淳委員** 御苦労さまです。少しばかり質疑をさせていただきたいと思いますが、まず沖縄県学童保育連絡協議会の会員数は何名、何社ですか。もう一点、わかれば学童クラブをやっている方々は協議会に入らないといけないのかどうか、義務づけがあるのか。
- ○知花聡参考人 現在は約40学童クラブです。入っているのはほとんど那覇市、浦添市です。それ以外に幾つかの市町村で何カ所ずつというレベルです。入りたいという話はたくさん来るのですが、私も仕事をしながら会長をしているものですから、指導員もみんな仕事をしていて行く時間がない。会費はこうですよとかというように、なかなかふやしても対応できないという状況です。ですから、入るのも自由、やめるのも自由ということでやっております。会則があります。
- **〇佐喜真淳委員** 現在、協議会に入っている方々は40学童クラブで、沖縄県で学童クラブをやっているのは205カ所でしたか。
- **○知花聡参考人** 補助をいただいているのが170何カ所かです。私どもが掌握 しているのが二百二、三十カ所あります。
- **〇佐喜真淳委員** 今後のためにお聞かせ願います。わかればの話ですが、学童 クラブの連絡協議会というのは、沖縄県では皆さんのような協議会のみですか。
- ○知花聡参考人 はい。そのとおりです。
- **〇佐喜真淳委員** 残りの200前後の学童クラブは、どういう形で県、あるいは 市町村に要望事項を反映されているかどうか確認、連絡は、横の連携がされて いるのか。

- ○知花聡参考人 学童クラブのいろんな情報を、入っていても、入ってなくてもお届けしています。県主催の研修会も県と私どもが一緒になって研修会をしておりますし、県の学童クラブ単独でも研修などいろいろやっていますが、そのときも全部皆さんにお知らせをし、来ていただいて一緒に研修をして意見交換をしているということです。
- **〇佐喜真淳委員** 協議会に入っている方々は40学童クラブですが、何かの会合、 会議のときには皆さんのほうで残りの学童クラブを経営している方々に連絡を 差し上げているということですか。
- ○知花聡参考人 私どもで知り得た情報は基本的には流すようにしています し、いろんな研修会の場で一緒に研修をし、情報交換をするということと合わ せて、私どもは全然エネルギーを注いでいない、できたら全市町村のすべての 学童クラブを早いうちに沖縄県学童保育連絡協議会に加入いただこうと思って おりますが、時間とお金がありません。
- ○佐喜真淳委員 なぜそのようなことを聞くかというと、先ほどの御説明の中に那覇市、浦添市が中心になった協議会だと。これは当然に沖縄県の学童保育の全体を見る組織的なものが必要だと思いますが、残りの180から190カ所は未加入ということからすると、声の反映のしどころがまだ一部的なのかなという思いもしながらそういうことを確認しているのですが、できればぜひ全県的に声を反映できるように。そうすると県の動きも変わってくるのかなという思いがしますが。角度を変えて、皆さんから提出していただきました資料の中の8ページですが、沖縄の保育の設置、運営主体の中で、全国との比較があるんですね。公立公営、公立民営は全国で約85%ぐらいで、沖縄県は4%ぐらいですね。公立公営、公立民営が理想的に皆さんとしてはいいのか。
- **〇知花聡参考人** いろんな意見はありますが、公立であるということが一番大切だと思っております。運営は民営であっても全然構わないと思っています。
- ○佐喜真淳委員 あと、その下に学童保育の実地場所ということで、全国との 比較を同じくやっているのですが、学校の余裕教室、学校施設の専用施設、児 童館、児童センター、公共施設等が全国では主な施設ということですが、沖縄 県を見ると一目瞭然でそれには徹していないということですが、そのあたりも 児童館、児童センター、あるいは学校施設の余裕教室で行いたいというのが協

議会の方々の意見ということですか。

○知花聡参考人 保育所については、保育所でということもあり得ると思っています。ただし、アパートとかはできるだけ早いうちに公的な施設に移動できるのであれば、移動したいと思っています。実は、具体的な事例で言いますと、浦添市の神森学童クラブというのがありまして、学校近くのアパートの一室で4年ほど前までやっておりました。大体40名前後の子供が来ておりましたが、学校の正面入り口に児童センターができるということで、浦添市のほうで2階に学童クラブを設置しました。そうすると100名を超える子供たちが来ています。やはりそういった施設の条件というのが求められていたんだなというのが一目瞭然ではないかと思います。こういうのがよくあります。学童クラブに預けたいと子供を連れてくるのですが、アパートを見て、こんな所に入れるのということで、じゃあもっと別の所、利益を目的とした塾、少々高いのですが学童保育をやっておりますから、そういった所に大変だけど預けようとおっしゃる方もいて、そういう意味ではちゃんとした所に入っていただきたいと思います。

○佐喜真淳委員 実情もわかってまいりましたが、先ほど公立公営、公立民営というお話をさせていただきましたが、そして実地する場所として上の4つというのは公共施設なんですよね。例えば、公立公営というのはこの部分においては問題がないと思いますが、児童館、学校施設、あるいは余裕教室のときに公立民営というものを皆さんの中では議論されたのか。それと法律的に問題はないのかというものを含めて、前向きに県当局とお話をされたのか。このあたりを具体的に議論されたのかどうかを含めて御説明できますか。

〇知花聡参考人 全国でも沖縄でも問題にされたということを聞いたことがない。

〇赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、佐喜真委員から質疑の内容について補足の説明あり。)

〇赤嶺昇委員長 再開いたします。 知花聡参考人。 ○知花聡参考人 県とはありません。県レベルでは、市町村に申請きたものについて県がとやかく言うことはないと聞いております。市町村では、こういうものがあります。先ほど言いました豊見城市の長嶺学童クラブは県内唯一の専用施設ができました。5年間更新の指定管理ということで、5年後にはNPOとしてつくりかえてほしいと。そしたら豊見城市の手続上も問題なくできるという話を長嶺学童クラブと豊見城市の間で話をしていると聞いております。

○佐喜真淳委員 当然に皆さんの陳情で一番大切なのが2番の学童保育におけ る政府の進める方針を踏まえ、県の拡充方向を明確にして、制度施策を改善、 拡充するというのが予算的なものも含めてですが、一方ではこういう細かな点 ですよね。今言ったNPO法人にするのか、あるいは学校施設が民間で利用で きるのかどうかも含めて、先ほど協議会に入っているのが那覇市、浦添市を中 心とした40カ所ということからすると、幅広い視点からすると沖縄県全体の学 童保育の声になっていないような気がするんです。できましたら、そういうこ とも含めて、あと200カ所、あるいは全県的に設置していただきながら、県あ るいは市町村のほうにも声が反映できるようにしていただきたいと要望したい のですが、今言ったことで特に県の執行部の方々もきょうは見えておりますの で、ぜひいろんな角度から議論していただきたい。予算をとるのは大切ですが、 やはり公共の施設が使えるのかどうか、あるいは公立公営、公立民営というも のが実際にできるのかどうか。あるいはどういうように進めればできるのか。 当然に市町村も必要だろうし、県も必要だと思います。限られた予算の中で前 向きに改善していくというのは、いろんな角度から議論をするというのが必要 があると思います。ぜひ、そのあたりは皆さんはこのような形で御足労願って いますから、お持ち帰りしていただいて、県としっかりとまた議論していただ き、県の職員の方々もよろしくお願いしたいと思います。

最後の1つになりますが、陳情処理の中で政府が倍以上の予算をつけたということで、皆さんはいろいろと期待をしながら県の青少年児童家庭課は財政難の折、前年並みの確保がやっとだということで、今後も国基準並みの増額は厳しいと新聞記事でも出ていました。当然に、これは財政が伴うことですから、我々としてもしっかりと財政を確保しながら、財政の負担がないようにしなくてはいけないという点からいろんな議論をしなくてはいけないのですが、参考のために今までの議論の中で、県はこの財政一辺倒ですか、先ほど言ったように、私はいろんな角度から前向きに今の現状を改善しなくてはいけないのですが、財政がくるとそこでストップしてしまうんです。逆にこういうことをすれば、財政が確保できなくてもある程度の改善はできるという議論は今までされ

ておりますか、県、あるいは市町村でもいいです。

○知花聡参考人 実は、学童クラブの生い立ちもそうですけれども、財政のめどがなくても自分たちで立ち上げたり、運営のスタートはあちこちでしています。そうはいってもとにかく子供たちをどうにかしないといけないわけです。 先ほど言いました浦添市の神森学童クラブでもそういったものが得意な会長がいて、宮古島のいろんな方々のつながりでお金を集めたり、募金をしたりということで別途学童クラブをつくるというか、一応分室ですが。ですから補助金がなければやらないのかということではなく、みんな働いている親たち、あるいは子供たちのために今できることはとにかくやるということで、補助金は補助金として要望を出しつつというスタンスでやっております。

○佐喜真淳委員 ぜひ頑張っていただきたいと思います。県の方々も来ていますので、私の子供も学童クラブに行きます。1万5000円ぐらい取られていると思います。かなり厳しいのですが、あと2人いるものですから、できたら安いほうがいいと思いながら、学童保育の環境というのは今よりも改善すべき点は多くあるし、やらなくてはいけない。そういうことからするといろんな角度から県、あるいは市町村と議論をして深めていただきたいということを要望して終わります。

〇赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 二、三点聞かせてください。この話を聞いていると認可外保育施設の問題と同じレベルの話に聞こえて、もう少し対応の仕方があるのではないかなという認識を実は私は持っています。現在、230カ所近い学童クラブがあるということですが、ここは一律すべて県や市町村の補助をもらっていますか。

○知花聡参考人 私どもは市町村の担当者と連絡を取り合って確認しているのが約230カ所です。県、市町村の補助をいただいているのが170カ所ちょっとです。県の担当者がきちんと掌握をしていない学童を預かっている所はごまんとあります。

○翁長政俊委員 なぜこんなことが起きていると思いますか。とても不思議で

すよ、不思議だから聞くんですよ。なぜこんなことが起きているかと。勝手に 学童クラブを立ち上げたほうが、より子供たちの環境をよくしようと思って小 さいものから大きいものまでたくさんあると思いますが、小さい所も四、五名 単位で父母がやっているところもあると思うんですよね。これは正直なところ 預かる子供たちは何の罪もないわけですよね。必要があるから行くのであって、 そういう施設がないと子供たちの環境が悪くなるということで行くわけです。 ただ、運営するところでこれだけまちまちの対応になってしまうと、子供のい わゆる学童の環境というのが保持されるのかということになると、やはりここ も経営する側の問題も出てくると思います。ただやればいいという問題ではな いわけです。子供がしっかりと教育をされ、さらには管理がきちんとされると いう中で学童クラブというのはあるべきだと思いますが、こういったものをト ータル的に考えるとどこに原因があるのかと不思議なわけです。ここはどう思 いますか。

○知花聡参考人 私が答えるのは妥当かどうかわかりませんが、私も不思議です。少なくとも設置運営の基準をつくれば、基準どおりの運営しかできないわけです。基準に猶予期間を設けて、例えば沖縄県でこうする、3年後、5年後こうするということができれば、今の状態はなくなるということだと思います。私の近くにも仕事がなくなったから、子供を四、五人預かっている人がいます。学童保育にほど遠く、簡単にいうとテレビを見せているだけというところもあります。ですからきちんと基準を設けて、補助もきちんとしながらやればできるというのと、先ほど言いましたとおり、県の政策というか、もっと明確にできないでしょうかというのが私どももそういう場をつくってほしいし、一緒に相談をしながらやっていただきたいというのが本当に切望するところです。

○翁長政俊委員 確かに、ガイドライン的なちょっとあいまいな基準で開設されると今言った問題が起きてくるわけですよね。1つは、県と皆さんが話し合いをする中でなかなか答えが出てこないということにも問題があるだろうと思っております。県自体が、いわゆる市町村に丸投げなんですよ。市町村が実施主体ですから、そこにやはり問題があって、いわゆる肌感覚でなかなかこの問題については臨場感がないというのか、ここの部分が一番先ほど言ったような縦割行政の一番まずいところではないかと思っているのですが、先ほど5歳児の問題が出ましたが、この5歳児の問題も那覇市は相当改革しようと頑張ったんですよね。市立の幼稚園を民営化させようと頑張ったら、父兄の中から反対も出たり、当然職員の中からも反対は出ますよ。いわゆる学童を預かろうとす

るところで、せめぎ合いが出てくるわけです。ですからここの部分もなかなか 現実問題としてこういう学童クラブの場をふやそうとしても、今ある既成観念 の中からなかなかうまくいかないというのが現実問題としてこの 5 歳児の問題 としてはあるだろうと思う。ここの部分をもう少し行政がしっかり議論していく必要が、保護者も含めてやる必要があるだろうなと私自身はそう思っております。ですから皆さん方が、この問題と皆さん方が抱えている問題というのは 随分差がある問題だろうと思っておりますが、いずれにせよ職員の待遇の問題がありますよね。公立民営、民立民営の差は全国的にどれぐらいあるんですか。 先ほど皆さんの資料を見ると、大体平均して10万円程度もらっているということですが、全国的なものと比べてどうなんでしょうか。

〇知花聡参考人 全国でも、例えば公設でも嘱託職員や派遣職員や臨時的任用職員がどんどんふえていって、今全国で指導員の平均年収は148万円だそうです。公営の正規職員の平均年収は512万円、公営の非正規職員は143万円で、那覇市運営委員会、父母会等々で運営をして正規職員の平均年収は195万円、非正規職員の平均年収は95万円ということで100万円の違いです。ですから公営の正規職員はちゃんとしたものだと思います。最近は公営でも非正規職員がどんどんふえているので平均はどんどん下がっているということです。

○翁長政俊委員 大変厳しい環境の中で、皆さん方は子供たちを預かって頑張っている現状がよく認識できます。いずれにせよ、政治の部分が介入する部分がたくさん出てくると思いますので、子供たちの教育の環境というのは特に私たち保護者が頑張って守らないといけないという部分がありますので、これはしっかり頑張っていただきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

O比嘉京子委員 一、二点お願いしたいと思います。皆さんも 5 歳児の問題をおっしゃっておりますが、私も 5 歳児の問題で直面したときに大変困った経験があります。当時は、公立保育所で 5 歳児を受け入れていない時期でありました。それで小学校附属の幼稚園においては預かりがない時代でありました。そうすると近くの学童クラブに見学へ行きまして、幼稚園から移動するのも毎日親がついておりますかとチェックしなければならないのかという問題に直面しておりまして、結果的には私立の幼稚園に 1 年間入れるというケースを全員と

りました。そういうような中において、学童クラブの皆さんの現状があると思いますが、沖縄は特別に5歳児を認めていただいておりますが、これは公立の大変な財産となる幼稚園を守りながら、それとどう両立させていくかという方向性を私は考えていく必要があるのではないかと思っております。さて、具体的なことをちょっとお聞かせ願いたいのですが、やはり皆さんの一番の問題はいろいろとビジョンがあってもできない。これはやはり財政にすべてかかってきているだろうと思います。それで皆さんの陳情の1番目のほうにあります、長時間開設加算、障害児受入加算の補助単価を早急に国の基準と同等にしてくださいというのがありますが、総じておっしゃるのではなく、私がお聞きしたいのは、例えば知花さんの1カ所でもいいのですが、1カ所にこれを当てはめるとすると、長時間開設も含めてやっていくとどれぐらい年間の補助が変わると。

○知花聡参考人 きょう数値を持ってきていないのですが、新聞の切り抜きでこの試算は私ども学童保育でしました。わかりやすいのは、障害児受入加算は障害児が何人いてもこの額で、68万7000円です。障害児がいるか、いないかだけの違いです。何人いてもふえませんし、減りもしません。この約68万円が今回の国の額では142万円になりますということです。その差額分がふえますということですから、約倍ぐらいふえます。定時の方はきちんと雇えるぐらいのレベルです。長時間開設のほうですが、差額と時間分ですが、午後7時までやったとします平日分−これも年間ですので1時間としますと、県がやっているのが12万9000円で、国の基準だと19万9000円ですから7万円ほど変わります。長期のほうも1日8時間を超えてということですので、1時間超えたとしますと5万8000円が9万円になるということです。

〇比嘉京子委員 これは1カ所の保育園ではなく、1カ所の保育園で年間当たりの補助なんですか、今の差額は。

○知花聡参考人 まず基本単価があります、人数に応じて。開設日数などがほぼ確定しているので基本の補助があります。それに加算されるものが長時間開設加算や障害児受入加算となりますということで、1つの学童クラブ当たりの中身です。

〇比嘉京子委員 わかりました。やはり財政の援助とあわせて先ほどの認可外保育施設のお話がありましたが、やはりこれだけ子供たちのニーズとしてある

中で制度がしっかりしていない。制度がしっかりしていない、基準がないので 公的資金を投入しづらいといういろんな問題がここの中にあるのではないかと 思うんですね。つまり義務と要求ですね。今のように乱立してどんどん認可外 保育施設もあるわけですが、やはり皆さんがおっしゃるようにこの問題は特に 1.78%という出生率の高い沖縄県としては、那覇市安謝の診療所の小児科の先 生の話もあったと思いますが、あのように子供たちの未来に対して私たち、県 はどういう考えをしているのか、そこになぜ財政の順位がいかないのか、そこ ら辺の問題ではないかなと私は理解しています。子供たちに対して、また保育 や学童のような福祉政策に対して財政がないからではなく、順番の問題として 大きく持っていったほうが私はいいのではないかと思います。子供たちは待っ たなしなわけですから、そこがずっと後送りされていると思いますので、きょ う皆さんにたくさん聞きたいところがあったわけですが、きょうの委員の多く の質疑の中で私たち文教厚生委員会もこの問題の実態、ある程度の理解を深め る場になったと思いますので、そこら辺から今問題になっている設置基準の問 題、公設につなげていく問題、それに準じている中に税金の投入の仕方の問題、 補助の問題、そこら辺を考えながら少しずつでもとにかく前進させていけるよ うに、我々議員もきょうのことを無駄にしないでやっていきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知花聡参考人に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき 心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

知花聡参考人、補助者の森川武さん、泉静香さん、ありがとうございました。 休憩いたします。

午後 0 時20分 休憩午後 1 時19分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、陳情第50号沖縄県立図書館八重山分館の存続に関する陳情に関し、沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める集会実行委員会委員長大田静男氏から説明の聴取を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人が着席し、その後、参考人から補助者の出席及び説明の申し出があり、協議の結果、認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に 協議したとおり取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。 休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

〇赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様には、本日は御多忙のところ御出席いただきまして まことにありがとうございます。

参考人等から説明を聴取する前に、委員会の審査の進め方について御説明申 し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を 行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は、陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が 委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それではまず初めに、大田静男参考人から、陳情第50号沖縄県立図書館八重 山分館の存続に関する陳情の提出に至る背景及び目的等について簡潔に御説明 をお願いいたします。 大田静男参考人。

○大田静男参考人 沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める要請に対して、こういう機会を得ましたことを大変喜んで感謝申し上げます。それとできれば、文教厚生委員会におかれましては現地調査、視察をしていただいて、八重山地区の人々の多くの意見をお聞きいただければよかったのではないかなと。次に機会がございましたら、現地を視察していただいて、これを見て、聞いて、いかにこの分館の存在が八重山地区の人たちにとって大変重要であるかということをぜひ現地視察していただいて、見ていただきたいと思う次第であります。

さて、沖縄県立図書館八重山分館に関する説明会が昨年11月1日に開催され たのですが、同じ日の同じ時間に八重山支庁の廃止という説明会が開催されて るということで、八重山地区の将来にかかわる重要な問題です。それを一括し て処理しようという県の姿勢に私自身は疑問を感じながら参加しろということ がございましたので、参加をいたしました。その中で県教育庁の生涯学習振興 課の説明では、県の行財政改革プランによって平成21年3月には閉館をすると いう一方的な説明がございまして、それに対して参加者たちは唖然といたしま して、あとはどうしてというような、そして最後は参加者全員が廃止に反対と、 それでぜひ存続をしてくれという声を上げたにもかかわらず説明会は打ち切ら れた。わずか1時間半から2時間の説明だったのではないかと思います。私た ちは、これだけ反対の声が上がれば、教育委員会は何らかの対応をしてくれる のではないかと。私たちの反対という意見を酌み取っていただけるのではない かと期待していたわけですが、ところが後であらゆる情報とかで、本を借りる ついでに沖縄県立図書館八重山分館へ行きまして、どうなっているのと聞きま すと、方針どおり廃館の作業を進めているということであって、こんな宝の山 がわずか1回の説明会だけで廃止にするということは、これでいいのかと、こ れで黙っていいのかというのがありまして、私は石垣市立図書館にかかわりま したし、当時の同じメンバーやこちらにいらっしゃいます元沖縄県立図書館八 重山分館の館長の砂川さん、それから竹富町の西表島で子供文庫をしておりま す竹盛さんとか、それから学校図書館の司書、地域の歴史研究家たちが呼びか け人になって、5月に存続集会を開催いたしました。そして、そこでも反対の 声が強く出されて、県教育委員会、教育長、県議会への存続要請が決議されま した。それでその要請を持って行こうということになりまして、こういう形で 要請するのですが、名前を連ねていただきませんかということで呼びかけしま したところ、民間の60何団体が名を連ねていただきました。それを私が携えて

上覇しまして、沖縄・八重山文化研究会と決議したそれぞれの機関へ要請をし たわけです。その席上、教育委員会にこの回答をお願いいたしましたが、教育 委員会は内容を検討するとか、上司に伝えるとかという話をしておりまして、 なかなか出すとか出さないとかということで渋っておりましたが、検討して回 答するということでした。しかし、今日まで教育委員会は回答がありません。 しかも回答することに対して、県の教育長の答弁でいいのではないかという言 い方もされている職員もいたのですが、この議会の一般質問での答弁だとか、 文教厚生委員会での教育長の説明などの中で廃止を明言すると。しかも8万冊 の沖縄県立図書館八重山分館の本を石垣市立図書館へ寄贈して、役割を終える ということの発言を聞きまして、どうしてだろうと。私たちに対する答弁、回 答もなくそういうことでいいのかと。意見交換会をするということが県のほう から連絡がありました。生涯学習振興課の担当者から電話がかかって、県の財 政難を知っているだろうと、それから本館はクーラーをつける時間をおくらせ ているとか、移動図書館をしているのは八重山地区だけですと。これがまるで 八重山地区だけが優遇されていると言わんばかりになって、そういう事情があ りまして、電話をするようなことがあれば、どうして文書で回答ができないか ということを述べました。しかし、彼は言葉を濁したりいたしまして、逃げに 終始して、現在も教育委員会、教育長から回答がないという状態です。そして 7月31日に図書館の今後のあり方意見交換会というのを開催したわけです。そ れには60団体に対する要請に何の回答もない。しかも廃止のための意見交換会 など全くもって失礼ではないかと。まず回答をして、なぜ廃止かという根拠を 示して、本当に自分たちだけが正しいかということを本当は出す必要があるわ けです。そういうことも出さないで、しかも教育長が懇切丁寧に説明をして理 解を得るということをこの場で発言されたと新聞報道で読んでおりますが、教 育関係29団体のうち9団体が出席いたしまして、資料も1枚もないと。懇切丁 寧どころか居丈高に終始したと参加者が口をそろえて述べております。八重山 地区は人口が約5万人ですが、図書館は石垣市立図書館と沖縄県立図書館八重 山分館が石垣市に設置されておりまして、竹富町、与那国町にはございません。 そのような中で沖縄県立図書館八重山分館が廃止されることは、図書館事業の 後退を余儀なくされることは明白です。多くの離島を抱える状況の中で、図書 館未設置地域への直接サービスや支援は県立図書館の負うべき役割はますます 重要なものがあると私たちは考えておりますが、財政難、施設の老朽化、利用 率の悪さと述べておりますが、財政難が厳しいのは市町村も同じでありまして、 石垣市がどうして肩がわりができるかと。さらに8万冊を寄贈して、石垣市立 図書館に沖縄県立図書館八重山分館の肩がわりさせようというのは、やはり県

の図書館行政をみずから後退させるものであり、さらに放棄するものと考えら れると私たちは思います。それから教育長が述べております築34年という施設 の老朽化は、この建物は補強すれば十分耐えられるものであると私たちも設計 者などいろんな角度から聴取いたしまして、そういう見解をいただいておりま す。そして、同じような建物が補強して利用されているというのが現状であり まして、本当に教育委員会が安全面を強調されるならば、補正予算などを組ん で、直ちに補修すべきではないかと思います。それから利用率の悪さを強調す るのであれば、わずか104万円の図書購入費なんですね、わずか104万円なんで す。新刊書など住民のニーズにこたえる魅力ある図書をそろえることができる でしょうか。年に1度、与那国町、西表島への移動図書館も新刊本がほとんど ない。古本など読み尽くした本の多く、貸し出しが伸びないのは、それは当然 ではないかと思います。それでも児童、生徒、住民は移動図書館を心待ちにし ているわけです。そんな中で職員は創意工夫を凝らして、図書館の思想、本を 読む思想の普及に尽力をしているわけです。そのような職員たちの熱意、そし て島人たちの要求にこたえる姿勢に対して、教育長がこちらで答弁されたもの を読んでいると実に残念です。八重山地区では、その場所に新たに図書館を改 築できるかというときに、実は県民からすると石垣市立図書館があるのに、ま た八重山地区に分館をつくらないといけないのかという理解が得られるのか と、私としては危惧すると。石垣市に行っておわかりだと思いますが、広さに して沖縄県立図書館八重山分館の6倍の広さがあって、小学校さえ図書館に入 って自分で勉強する場所も確保されており、石垣市立図書館の活用がなされて いる。それに比べて沖縄県立図書館八重山分館は、老朽化し、利用率も悪いと。 子供たちも少ないという状況もあり、やはり8万冊の蔵書を寄贈して閉館へ持 っていきたい。これは隣の芝生が青いといって、みずからの責任を放棄するよ うなものであって、これが図書館に対する認識かと唖然とせざるを得ないと私 は思います。このような姿勢では、沖縄県教育委員会が策定いたしました第3 次沖縄県教育推進計画、沖縄県の教育目標、さらに生涯学習振興課主要施策に おける社会教育基盤の整備充実など、もう画餅ではないかと思わざるを得ませ ん。また沖縄県立図書館がプロジェクトを立ち上げ5年の歳月を費やしてでき た今後の沖縄県立図書館のあり方報告書でも分館の廃止など一言も出てきてお りません。むしろ市町村立図書館の役割を提示しております。沖縄県では教育 の格差が叫ばれ、学力低下が懸念されております。国からの学校図書館への公 費も地方交付税がプールとなっており、他の予算へ流用されたりしております。 八重山地区ではPTAの予算で学校図書が購入され、一学校では父兄1人で700 円ほどの負担がなされております。1校が100万円というものをPTAが図書 費として捻出しております。このように離島では図書購入費の父兄の負担は大 きいものがあります。沖縄本島では自分の居住する市町村の図書館や大学図書 館、専門機関を利用できる環境にあります。竹富町、与那国町は本屋もなく、 貸本屋すらない状態です。教育委員会が移動図書館をやる、あるいは長期貸し 出しをすると説明しておりますが、沖縄県立図書館のあり方の中で図書館未設 置町村への支援が平成17年度は試験的に相互貸借資料の配送を民間へ委託して おりますが、財政上の事情で継続が困難になっていると記しております。この ようなことから遠隔地にある八重山地区に果たして教育委員会が言うようなこ とができるかと思う次第であります。先の国会では図書館を初めとする社会教 育法の改正が行われました。その審議の過程の中で日本の図書館の立ちおくれ が与野党の議員から指摘されましたが、政府は終始自治体の問題であるとして みずから具体的な施策を実施することは避けました。自治体への財源保障につ いても拒否しております。残念なことと言わざるを得ません。また2010年は国 民読書年と定め、官民が協力し、国を挙げてあらゆる努力を重ねると宣言いた しました。その中でも図書館がいかに重要であるかということが示されており ます。このような中で沖縄県立図書館八重山分館の廃止は時代逆行と言わざる を得ません。図書館法第3条図書館奉仕では、「図書館は、図書館奉仕のため、 土地の事情及び一般公衆の希望に沿いという理念とそれに伴う努力に事項の一 つである分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回 を行うこと」と規定しております。沖縄県立図書館八重山分館の廃止はこうい うことも放棄し、この問題における八重山地区の現実や郡民の民意を酌み取れ ず、図書館認識もない現在の教育長の図書館行政、生涯学習行政はその施策と 裏腹と言わざるを得ません。日本図書館協会は、公立図書館の任務と目標の中 で公立図書館は住民の要求あるいはニーズにこたえる機関であって、その創設、 増改築に当たっては地域住民の意向が十分に反映されなければならない。単に 施設の面ばかりではなく、年次計画の策定、日常の図書館活動の企画について も住民の参加が欠かせない。図書館の発展を図るにはまず図書館員の責任では あるが、それととともに住民の定義が図書館をより有意義な機関に育て、図書 館の可能性を拡大していくと。住民の制度的参加とは図書館協議会で活用され るべきである。そういう公的な場も重要であるが、日常的な活動の中での利用 者との対話、あるいは懇談を通じ、住民の要求をとらえて、それを生かす工夫 と努力が肝要である。図書館員は住民参加の意義を正しく認識し、住民の要望、 提案に誠実に対応しなければならない。住民参加を強くうたっております。八 重山地区の3市町が存続を決意し、与那国町では6月定例会、石垣市議会では 7月臨時議会で再び廃止反対決議をいたしました。石垣市議会はあす要請のた

め県議会等々に訪れるということですが、八重山郡民の総意は存続でありまして、このことを教育委員会は真摯に受けとめ、廃止方針を撤回するとともに、 分館の事業拡大をしていただきたいと思います。ぜひ、県議会でもどうか私た ちの真意を酌み取っていただいて、存続決意をしていただきますようお願いい たします。

○赤嶺昇委員長 大田静男参考人の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 御苦労さまです。お尋ねします。説明の中で、沖縄県の説明では沖縄県行財政改革プランによって平成21年3月に閉館するということですが、沖縄県行財政改革プランでどうして沖縄県立図書館八重山分館が閉館ということになるのか。そして、どうして来年の3月にという期限をそのときに決めた理由はどのように答えていたのでしょうか。

○大田静男参考人 私たちもなぜ沖縄県行財政改革プランの中にこの沖縄県立図書館八重山分館が廃館に追い込まれたのか、廃止になるのかということにつきまして、どういう過程を、例えば生涯学習振興課の中でどういう議論がなされて、どういう根拠のもとにそれが沖縄県行財政改革プランの中に組み込まれていったかという話をいたしましたが、そういう資料があれば提出をお願いしたいという話をしましたが、そういう議事録などは生涯学習振興課の中にはないということでしたが、利用率が悪いということと、施設が老朽化であるということで、突然来年3月末でもって廃止するということが去年11月1日に説明があったということです。

○西銘純恵委員 説明を受けまして、利用率が悪いというのは報告のとおりに 新刊書の図書購入費そのものが貧弱だと。それを拡充するとか、図書館が古い というのは、先ほども補強すれば使えると言われたのですが、そういう図書館 施設そのものの補修、改修、そこら辺も全くやることもなく、すぐ廃館の決定 ということですか。そこら辺について、やったけれども古いから建物は使えな いというやりとりもあったのでしょうか。 ○砂川哲雄補助人 まず最初の利用率の問題ですが、資料の古さ、更新の問題 もあります。特に竹富町、与那国町向け、あるいは石垣市北部地区のほうも館 外協力事業というものがあります。それがいわゆる一括貸出という500冊前後、 分館長、館長の裁量によってもっとできますが、それが主にこれまで分館、特 に離島の多い八重山地区、竹富町、与那国町では喜ばれたわけです。ところが これはひもつきでありまして枠があります。一般の閲覧する本とは違って、館 外協力事業という枠があるわけです。それが一、二度利用されますと、次は利 用しないわけです、利用したところは。それがふえない限りは古い本だという ことで、先ほどのように更新されないと利用者はだんだん減ってくる。移動図 書館というのは、本庁の説明と誤解していただきたくはないのですが、八重山 地区でやっている移動図書館は本館がやってくれているわけではないんです。 一括貸出、館外協力事業の本がふえなくなって行き詰まったものですから、当 時の分館職員が知恵を出し合って、しかも一般図書も借りたい、閲覧図書も借 りたいという要望を受けて移動図書館をしようと。移動図書館のよさは現地へ 行って、そこで利用登録をして貸出書を発行し、触れ合いながら、これはまさ に困難な中で編み出した方法なんです。本館がやりなさいと言ってやったこと ではなく、苦しみが編み出した方法なんです。むしろ教育長にそれを誇りに思 っていただきたいし、それをもっと充実させてほしい。利用率の悪さというも のは、これは年に1回ですから、離島へ1回行って、しかも登録というのは年 度更新ですから1回行ったところは翌年消えるわけです。 ふえないわけですよ ね。年に二、三度やれば、3倍、4倍の利用登録がふえるわけです。そういう ことをむしろ充実してほしかった。それからよく教育長も、生涯学習振興課も 説明の中で、利用率の悪さの1つに石垣市立図書館に対しての割合が5.6%だ と、非常に少ない、確かに少ないです。しかしながら、こういうデータの扱い 方は慎重でなくてはいけません。全国的にこれは市町村立図書館が充実される にしたがって、県立図書館の割合は市町村立図書館のデータに対して非常に少 ないです。これは沖縄県内も同じです。具体的に申し上げますと、宮古地区、 八重山地区は分館がありますので除くとしまして、県内市町村立公共図書館全 体の貸出冊数のデータと比較して、県立図書館本館の貸出冊数の利用率の割合 はどうかと申し上げます。そうすると本館の2007年度の貸出冊数は14万4000冊 余りです。一方、沖縄本島及び周辺離島の県内市町村立公共図書館全体の貸出 総冊数は、364万5000冊です。そうしますと当然本館は那覇市だけではなく、 沖縄本島あるいは周辺離島をサービスエリアに持つわけですから、この割合は ふえなくてはいけませんが、残念ながら4%しかありません。ということは、

石垣市立図書館に対する5.6%といって、だから廃止すべきだという論理から すると、まず本館を廃止しなくてはいけないわけです。しかし、そんなことは できるわけありませんね。ですから図書館などの文化施設は必ずしもデータの パーセンテージだけで判断してはならないと思うわけです。極端に申しますと、 本館の利用率の14万4000冊余りという貸出冊数は石垣市立図書館の19万6000冊 に及ばないわけです。こういうことを問題にして、廃館の例に挙げるというの は私は論理のすりかえだと思っております。老朽化の問題は、私が沖縄県立図 書館八重山分館長をしているころに一たん改装しました。玄関が暗いというこ とで、窓を開けて、そのとき工事をしました。その後、屋上が雨漏りするとい うことで屋上を塗装しております。壁を1回塗り直したことがあります。その 前には書庫を前分館長が増築しました。しかしそれだけです。その後、地震等 がありましたから非公式に施設課等に電話しまして、県立高校に行くついでで いいから目視の検査をしてくれないかと。しかし、生涯学習振興課を通してや ってくれということで、本館、生涯学習振興課を通したけれども残念ながらな かったと。そういう中で本来であれば、こういう老朽化という問題は長期計画 のもとに、これはいついつこれは老朽化する、危ないという中で計画が必要な わけです。そういうことを要望したのにもかかわらず、なかった。もし老朽化 し、安全面が危ないから、これは廃止しようという論理であれば、県立学校の 教室、体育館などはみんなそれに当てはまるわけです。しかし、そんなことが できないので計画的に改修、改築し、生徒のためにニーズにこたえてやってい るわけです。まず、必要だからです。沖縄県立図書館八重山分館も先ほど大田 氏からありましたように3市町議会、60団体から代表される八重山郡民の総意 はまさに沖縄県立図書館八重山分館が必要だという判断のもとに分館廃止撤回 を要請しているわけです。必要だと認めているわけです。必要なものに関しま しては、県教育長もどうにか予算を投じてできないか、そういう知恵を絞って いただきたいというのが私どものお願いです。

○西銘純恵委員 今伺いますと、1回の話し合いですぐに廃館と県教育長からあったと。今のような利用率がよいのか悪いのか、数字で図るのかというやりとりもなかった。そして老朽化についても計画的に改修をやってきてそうなのかということもなかったということで、そもそもが県教育長が沖縄県立図書館八重山分館をきちんと図書館としての地元の皆さんの生活に密着した情報源であり、そして人材を育成するような大事な施設という認識を持ってこれまでやってきていなかったというのを、論議の中で出てくるとまずいというのがあったのかをちょっとお聞きして感触を受けたのですが、ただ八重山地区の皆さん

の60団体が反対、存続させてほしいとありますが、この団体というのはすべての民間団体のどれぐらいのうちの60団体となっておりますか。

○大田静男参考人 どのぐらいというのはよくわかりませんが、石垣市の公民館、八重山老人クラブ連合会、八重山婦人連合会、青年団協議会、日本青年会議所、小中高PTA、沖教組などの関係がほとんどです。八老連といいまして、八重山老人連合会がございます。それから要請をした後どんどんふえまして、どうして私たちに呼びかけをしなかったかというおしかりを受けまして、竹富町の町史編集委員会などの団体が要請に名を連ねているということです。ほとんど名を連ねている。ただ、私たちが情報として入手いたしましたのは、9月の教育委員会に規則改正が提出されるのではないかということがございまして、それで私たちも大慌てでその対応をするために、私たちの頭の中で考えているだけの団体に呼びかけたということです。

○西銘純恵委員 地元の議会もあちこちで存続の決議をされている。ほぼ皆さんの総意ではないかと伺い知るのですが、私はこの審議のために公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準という何度か改正されて2001年にも新たにやられたのを持っているのですが、市立図書館ができたからそこで用を足しているから県立図書館は廃止という教育長とのやりとりが県議会の中でありまして、私はこの総則の設置の第2項の1に、「都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行う」と、そして、「町村立図書館の設置及び運営に対する指導、助言等」ということで、ますます都道府県立図書館が地元の町村立図書館とタイアップして図書館事業の運営を拡充していくことはあっても、縮小、廃止するということはとてもじゃないけれども逆行しているということを受けまして、やはり地元の皆さんが何よりも存続を要望されているということを受けまして、やはり地元の皆さんが何よりも存続を要望されているということに、どうして教育長がかたくなに話を聞きましょう、やりとりしましょうというのが一切ないような経過を感じるわけですね。それに対して、やはり教育長が住民の皆さんの声を聞いていく立場にないのではないかという感触を受けるのですが、これに関して最後にお願いします。

○大田静男参考人 公立図書館の設置及び運用上の望ましい基準ですが、やは り市町村立図書館と県立図書館の果たす役割というものがうたわれているわけ ですね。それと県立図書館が5年間かけてつくりました今後の沖縄県立図書館 のあり方というものの中でも、未設置図書館をカバーしていくということがう たわれているわけです。それは日本の図書館の共通認識だと思います。それが なぜそうなるのかに対しては、私もよくわかりませんが、ただ県立図書館八重 山分館が104万円ぐらいの図書購入費しかないと。しかも市立図書館も700万円、 今年は500万円ぐらいだと思いますが、どんどんマイナスシーリングになって きているわけです。その中で新刊というのがなかなか買うことができない状態 にあるわけです。ましてや調べ物をするときのいろんな参考資料、参考書など になりますと、とてもじゃないですが買えないですね。特に田舎の学校などに 行きますと二、三万円の予算しかない。ですから辞典を買うともうないわけで す。ですから学校の先生たちが生徒に新聞を購入して見せるために、先生たち がお金を出してお互いで新聞を購入しているとか、自分の家で読んだのを持っ てくるとか、そういうことをやっているのが離島の図書館、学校図書館の現状 なんです。しかも、今は出張してその日でやれとかというのがありまして、頼 まれてもなかなか図書館へ行って、こういう図書があったということもできな いのです。離島の図書館というのがいかに厳しいか、そして県立図書館が、こ れだけの教育格差があるわけですから、調べ物とかいろんなことするためには もっと予算をふやしていただいて、これを積極的に図書館行政というのを推進 していくということを県のほうでもぜひ認識していただきたい。廃止ではなく 存続。IC関係の辞書などを買ってしまうともう何もできないわけです。です からそれをカバーするためにこの県立図書館はあるのではないかと。さらに未 設置市町村には積極的に移動図書館をやるべきではないかと。しかし、先ほど 砂川さんも述べておりましたが、新刊がない。ですから読み古された本が回っ てくる。しかし、それでも子供たちは喜んで見に行くわけです。与那国町の子 供たちですが、このように図書を並べてやる。新刊でない本も結局は広げて見 る。しかし、それを一度読んだからもう一度は読まないよというものもありま すから、なかなかと登録者がふえない。しかし、利用率はそんなに変わってな いです。利用率は下がっていませんし、それから調べ物をしてコピー枚数など も7000枚ぐらいあるということです。ですから市立図書館に比べて沖縄県立図 書館八重山分館は利用者が少ないから廃止するということには、私は全然そう いうものには当たらないのではないかと。むしろ利用者がいて、それにこたえ るだけの本をそろえることができない。そろえることができれば、さらに図書 館利用者はもっとふえると思います。できましたら現在の図書館をどこかへ移 して、もっといい所に、廃止ではなく、新しい図書館の敷地を求めてぜひつく っていただきたい。そうするともっと図書館利用者はふえるのではないかと私 は思います。

○西銘純恵委員 本当に拡充し、新しい所にということも言われましたが、皆

さんの総意として存続という思いがあると受けとめました。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか 比嘉京子委員。

〇比嘉京子委員 今、大田さんと砂川さんのほうからも県が廃止の理由に挙げている根拠について反論をされていると思います。今回、文教厚生委員会で石垣市立図書館の5.5%と比べてということでみんなはっとしたのですが、冊数にすると1万冊を超えるわけですよね。石垣市立図書館の割合からするとということで、そのときも我々委員はちょっと数字のマジックに驚いたのですが、石垣市民は今何人ですか。

○大田静男参考人 4万8000人ぐらいです。

〇比嘉京子委員 そうしますと 5 人に 1 人は沖縄県立図書館八重山分館を利用していると押しなべて言えるのではないかと思うわけです。そういう数字的なことも踏まえて皆さんが反論し怒っている理由は、廃止ありきの一本調子にあるのではないかと思います。そこでちょっと思うのですが、確かに皆さんは望ましい姿についておっしゃっていると思いますが、本当に県として、もし沖縄県立図書館八重山分館から手を引くとするならば、どういう状況に至ったときに沖縄県立図書館八重山分館は廃止になってもいいという到達点といいますか、そういう点がおありでしたらお話ください。

○砂川哲雄補助人 やはり沖縄県立図書館八重山分館が本当にうまく役割を果たしたと言えるのはどういう場合かといいますと、そうしますと、現在石垣市立図書館は大量の蔵書がありますが、残念ながら竹富町、与那国町を全面的にカバーできる状況にはありません。部分的にはあります。そういうような中で沖縄県立図書館八重山分館が移動図書館等でわずかながら要望に完全にこたえられませんが、少しでも近づこうと努力している状況にあります。ですから沖縄県立図書館八重山分館が役割を終えるとすれば、その条件としては、まず第一に竹富町、与那国町の両町に公立図書館ができて、学校図書館もそれなりに充実していくという場合があります。もう一つ考えられるのは、石垣市立図書館が広域圏の発想の中で竹富町、与那国町の両町を含めて図書館のサービスをすべてカバーできるという体制が整ったときであると思います。この2つのうちのどちらかが条件になると思います。しかし残念ながら、竹富町、与那国町、

石垣市は県と同じように財政難であります。そういう中でとてもそういうことを肩がわりするような状況に石垣市立図書館はできないとはっきり明言しておりますし、竹富町、与那国町も現時点ではありません。かつて与那国町には図書館建築の話が具体化しましたが、これもだめになりました。竹富町では公立図書館の前に学校図書館を充実してくれという声もありました。そういう状況ですから、先ほどの2つの条件はとても厳しい状況にあります。そうなれば、やはり沖縄県立図書館八重山分館の役割はまだまだ果たしていかなくてはいけない、現在の機能をもちろん拡充していったほうがいいのではないかと思います。

○比嘉京子委員 やはりおっしゃっておられるように、県立と市立の役割というのはおのずと違うんだと。もし市立があるから、市立の利用率が高いから、機能を果たしているからいいのではないかというのであれば、石垣市立図書館のオープンの当初から今日までの20年間、その当時の議論ではなく今日的な議論であることにも矛盾があるとお考えですか。

〇砂川哲雄補助人 この利用率の問題がたびたび取り上げられますが、利用率 の問題のもう一つは、図書館施設のサービスにとって重要なものは施設と職員 と資料を持ったときに、そして職員の企画力、独創性、あるいは知恵が生きる わけですが、データから申し上げますと、例えば石垣市立図書館の前身である 八重山琉米文化会館のころは、沖縄県立図書館八重山分館と八重山琉米文化会 館の利用率はほとんど変わらないわけです。ところが平成2年10月に石垣市立 図書館ができましたが、その翌年から新生になった八重山琉米文化会館から石 垣市立図書館になったときに利用率がどう変わったかと見ますと、例えば貸出 冊数はそれまで1万1513冊です。ところが石垣市立図書館は全国でも誇れるよ うなすばらしい図書館ですが、18万6000冊と飛躍的にふえます。いかに施設環 境が大事かということがわかるわけです。そういうことですから、その石垣市 立図書館の現在はだんだんと一般閲覧室は4テーブルしかない、児童室も3テ ーブルしかないという状況の図書館の利用者とまず比較することがどだい無理 な話であると思います。これは比較の対象になりません。ですからむしろ読書 環境を少しでもよくするかということが大事ですし、そういう努力をしていた だきたいと思うわけです。何でも石垣市立図書館と比較して廃止案に持ってき てほしくないと思っております。資料を8万冊上げるからいいじゃないかとい うことがありますが、先日石垣市立図書館長にお会いしましたら、人の都合も 考えないでと怒っておりましたが、8万冊は必ず有休化します。というのが、

現在石垣市立図書館は、書庫に八重山琉米文化会館時代の大量の蔵書が眠ったままになっています。これは職員体制上、整理できないからです。ということは、沖縄県立図書館八重山分館から8万冊もらっても、4万冊もらっても、これは当分整理できません。当分の間、これは眠る状況になります。そういうことがありますから、石垣市立図書館長は人の都合も考えないでと怒っておりました。

○比嘉京子委員 最後に、今のようなある意味で議論の平行線、県の考え方の 廃止という方向に進めているようですが、皆さんが最後にお聞きしたいのは今 後どのように県と教育長とどのように今後の方向性を見い出すために、どのよ うにしていきたいと皆さんの希望があればお聞かせください。

○大田静男参考人 まず、県教育長は私たちに対する回答をいただきたい。そ れが筋ではないかと。その回答の中でなぜこの廃止をするかという具体的な数 字を含めて、この変な電話などをやらないで、ちゃんと文書でもって回答をす るというのが筋だと。日本は公文書の国でありまして、そういうことをおろそ かにしておりましたら、言った、言わないということで大変なことになると思 います。ですから、文書でもって回答していかないといけない。そしてその中 にちゃんとした根拠を示して、この県の数字と私たちの数字がどうなるかとい うこともきちんと検証しないとわからないわけです。ですから、まず初めに回 答をしていただきたいということです。それから存続を、廃止ということが完 璧に行われている。この説明も不十分だと。そうであるならば、存続をする。 廃止ではなく、教育長みずから、しかも生涯学習振興課という名をつけている わけですから、振興しないといけないところがみずから率先して旗振りをして、 閉館にもっていくということは非常におかしなことである。まずは存続という ことで、存続すべきためにはどうすればいいかということを、私たちは県の教 育長、そして地元の要請者、有識者、それから学校図書館関係者、文庫関係者 などを交えた、まずは協議機関を設置していただく。そして、その中でどうす ればいいかというのも見い出すべきではないかという提言も教育委員会には要 請のときにお伝えしたのですが、それも一つも検討されておりませんので、ぜ ひ県の教育長は自分たちの意見だけが正しいと言わずに、耳を傾けていただい て、私のような大して金のない人が、二、三回もこういうところに出てきて説 明をするというのは時間的にも、金銭的にも大変厳しいものがあります。です からそういうものには耳を傾けていただいて、文書で回答するのは回答すると。 そしてどうすべきかという話し合いの場を設置すべきであろうと思います。

〇比嘉京子委員 やはり竹富町、与那国町、それから石垣市議会は2回の議決 をしておりますので、それを重く受けとめて、県のほうも今のようにもっと知 恵を出し合って、財政難なりのお話し合いを持っていってほしいと思います。

〇大田静男参考人 先ほど、石垣市立図書館の話が出ておりましたが、この8 万冊を石垣市立図書館に移動して閉館したいという教育長のお話ですが、これ につきましては石垣市立図書館のサービスエリアがこれだけ拡大すると、とて もじゃないですが現在の職員体制、6人の2グループの早番と遅番があるわけ ですが、そのような人員体制ではできない。人間をふやせばできるかと。しか し財政が厳しいわけですから、人員をふやすわけにはいきませんので、しかも 図書館の倉庫、開架室が約16万冊の収容が可能であると。ですから現在開架室 には約7万冊と児童書が約2万冊ですから約9万冊の本が開架されているわけ です。そして倉庫には16万冊で、それでもう満杯の状態なんですね。それと石 垣市立図書館が肩がわりをして、それをどこに持っていくかと。それを石垣市 に空き教室があるかというと、空き教室はほとんどないんですね。いろんなも のに使われておりまして、それで大変これも厳しい。それから寄贈を受けて、 その本を開架することができるかというと、そうはできないですよね。やはり バーコードを貼ったり、ブックカバーを貼ったりいろんなことをやらないとい けない。ですからブックカバー1つにつきましても10円ぐらいかかるわけです。 8万冊というと80万円の予算がかかるわけです。つまり県立図書館の1年間の 図書購入費ぐらいにいくわけです。そのこともぜひ考えていただきたいと石垣 市立図書館の館長は述べていたということです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 奥平一夫委員。

〇奥平一夫委員 今の説明を聞いて実感し、伝わってきます。沖縄県立図書館 八重山分館がいかに地域になれ親しんで、重要な役割を果たしてきたのか、ま た今現在果たしているかということと、県がこの間沖縄県立図書館八重山分館 に対する予算措置を途中からやってこなかったという実態はどうもわかってき たような感じがしますが、先月の本委員会の質疑の中では沖縄県立図書館八重 山分館の老朽化の問題が非常にネックになっていたこともありました。つまり 老朽化なのでということで、各委員は拡大写真を見せられました。これではと いう気持ちを持たれた委員がたくさんいたと思います。そのとき実際にいろん なやりとりをしていて、非常に危険だという説明だったと思います。できれば 現地調査もしたいという話もあったのですが、それはかなわなかったのですが、 実際に大田さんの説明の文書の中で老朽化は補強すれば十分に耐えられるとい う文言が出ておりますが、先日のやりとりの中ではもう厳しいと。これ以上補 修してもどうにもならないという印象を強く受けたのですが、この老朽化につ いては皆さんとして、沖縄県立図書館八重山分館の耐震度テスト、老朽度テス トを要求したことはありますか。それともう一点は専門の方に見てもらうとか、 目視という調査をしたことがありますか。

○大田静男参考人 実はこの老朽化の話が出まして、私もいつもこの図書館を利用してるものですから、そんなに危険なのかということで教育長が老朽化によってということがまず真っ先の理由ということで出てきておりましたので、私も耐震度ではなく、専門家が1人だけいるみたいですが、その人にはお会いできなかったのですが、ただ設計士の方にお会いしまして、これは実際に今すぐ老朽化でつぶさないといけない施設ですかという話を伺いましたら一私はそういう面は暗いものですから一すると彼が笑いまして、こんなことだったらあちこちの建物は壊して、補強すればこんなことは済むだろうという話をされておりまして、同じような建物があるんですよね。結局、同年に建てられた建物を今補強しているわけです。それは大丈夫だと。ですから沖縄県立図書館八重山分館も補強すれば、何も問題ありませんよと。ですから学校や本土においても築30何年という建物はざらにあると。ですからそこは補強しながら、利用しているという話でした。

〇奥平一夫委員 その話を聞いて、県がいかにできるだけ早く廃止にしたいかということが非常にわかりました。もう一つは、これも沖縄県立図書館八重山分館の大事な役割として、図書館の未設置市町村に貸し出しをするとかという事業がありますが、沖縄県立図書館八重山分館が廃止されてもしっかりこういう面はやっていきたいと、本館のほうで市町村と連携しながらやっていきたいと本委員会で教育長の答弁があったのですが、大田さんの陳述書を見まして、いわゆる平成17年度は試験的に相互貸借資料の配送を民間に委託にしている財政上の事情で継続が困難になっていると図書館のあり方の中で指摘をされていると。私はこのことをほとんど知らなかったので、これを真に受けたのですが、しっかりやってくれるのかなという気持ちでいたのですが、このあり方の方針を見るとほとんど離島から撤退だと。恐らくできないだろうという感じになっていますが、与那国町や竹富町へ沖縄県立図書館八重山分館の果たしてきた役

割、もし皆さんなりにおわかりでしたらその辺をちょっとお聞かせいただけますか。

〇砂川哲雄補助人 今のお話の中で、例えば教育長の説明の中でこういったサ ービスは本館に担当を置いて今後も続けていくとおっしゃっていますが、私は 現在沖縄県立図書館八重山分館でやって、それでもなおかつ先ほど来の問題が あるわけです。それを充実できないで沖縄県立図書館八重山分館を廃止して、 職員を引き上げて、一、二名か何名かわかりませんが担当者を置いて一括貸出 事業をするというのはとても不可能だと思います。可能なのは、例えばリスト、 インターネットを通してリストを見て申し込んだり、それから文書でやりとり して送ってもらうというのは可能だと思います。しかしながらそれまでです。 それ以上はできないと思います。この問題に関しては、去る7月31日の説明会 でーこれは又聞きですからどこまで正確かわかりませんが、竹富町の教育長が、 廃止をするとこれまでのようなことは難しいのではないかと。本館では顔が見 えない。これまで顔が見えないので一括貸出事業は厳しいのではないかと疑問 を呈したようですが、当時の説明会の中では、現在でも沖縄県立図書館八重山 分館に竹富町、与那国町が来ているじゃないかと。だったら本館に行くのも何 も変わらないと。これは図書館のあり方で述べている離島地域であるというこ と、経済的格差もあり、さまざまな格差があると。来館しなければ利用できな い図書館ではだめだとうたっているのにもかかわらず、竹富町、与那国町と石 垣市間の距離感を沖縄本島との距離感の中でくるさまざまな格差を無視した発 言だと思います。そういう考えでしたら図書館に限らず、離島の出先機関はす べていらない、どうぞ本庁に来てくださいという論理になってしまうわけです。 ですからこのあたりは地元の心情、現実の両方を酌み取りながら、その上で論 理的に話をして行政に当たっていただきたいと思います。これは先ほど新聞コ ピーにありましたように、今回の沖縄県立図書館八重山分館の与那国町、竹富 町の移動図書館をもっとふやしてほしいという声がどこからでも出るんです。 そしていつも喜ぶわけです。回数をふやすことは可能なんですよね。しかも沖 縄県立図書館八重山分館は現在は離島の土地に来る、一括貸出は1回でありま すが、実際に自分たちで選ぶわけです。かつてはいっぱいでした、まだ読んで ない本がありますから。最近は少ないから来ても借りないわけですが、充実す れば、自分たちの目で見てどんどん拾っていけるわけです。そういう中で子供 たちもなかなか石垣市に来れません。特に、竹富町、与那国町は。利用が少な いというのも酷な話ですよね。やはり地元から行って移動図書館でどんどん利 用を広げていくのは可能なわけです。沖縄県立図書館八重山分館を生かして可

能なわけです。本館に引き渡したら不可能です。

○奥平一夫委員 沖縄県行財政改革プランの中では、とにかくあらゆる地方の県の出先機関を徹底して廃止していこうという腰づもりは決まっていて、宮古支庁、八重山支庁も含めて、今の沖縄県立図書館八重山分館もそうですが、地方の県の行政をとにかく縮小していこうという考え方に凝り固まっていて、本当に離島振興という観点からも、あるいは離島の格差をどう是正していくかという観点からも非常に許すべきことではないと私は思っております。ですから格差の問題というのは、まさに不平等で、本来沖縄県民としてひとしく行政サービスを受けるはずの離島の住民がこれだけ不公平でもなく不平等な扱いを受けているということについて非常に憤りを私も覚えます。ついでですが、この辺わかっているかどうかわかりませんが、同じ先島圏域にある沖縄県立図書館宮古分館の廃止について、なぜ宮古地区の皆さんが立ち上がろうとしていないのか。この辺の理由をもしお聞きしているのでしたら。

○大田静男参考人 宮古地区の場合と八重山地区の場合は、やはり事情が違うのではないでしょうか。つまり宮古島市となりましたし、それで宮古島市の図書館をつくって全域をカバーしていくということがありますし、それから県立図書館宮古分館が廃止されても宮古島市はカバーできると。そして多良間村は図書館があるという話を旧平良市の図書館長がされておりまして、県立図書館宮古分館の敷地が個人有地ということがあってそういうような形になっているという話でしたが、やはり八重山地区の場合は西表島や竹富町、波照間島があり、それから与那国町がありますし、まだまだ沖縄県立図書館八重山分館の果たす役割は大変重要だと思います。ですから宮古島市の場合も、例えば宮古島市の図書館ができるから旧城辺町の図書館を廃止するかというと、そうではないですよね。むしろ充実させていこうと考えているわけです。つまり市町村がそう考えている。しかし、県はそう考えていない。これは逆立ちですよね。それは非常に私としても残念だと思います。

〇奥平一夫委員 最後に、そういう事情です。ですから決して宮古島市の皆さんがそうして図書館行政に関心を持ってないというわけではないわけでして、そういう意味では皆さんの陳情をしっかり私どもも受けとめながら後方支援していきたいと思います。できればこれから委員長にも諮って、現地視察をお願いしたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 仲村未央委員。

〇仲村未央委員 話をお聞きして、石垣市立図書館があればその沖縄県立図書 館八重山分館がなくてもいいという議論ではないということは、本当によく伝 わってまいりました。非常に感じるのは、この廃止、論議にもなってないと思 いますが、手続の進め方の異常さを思わずにいられないのですが、先ほど来、 聞いていますと、廃止ありきの説明がなされ、なされたといってもあくまでも 文書による回答もないまま今日に至っているということ。それから、その方策 が8万冊もの抱えている蔵書を石垣市に寄贈するということすら、石垣市と何 ら調整がないという状況の中で一方的に県の言い分を述べているということで すが、不思議なのは県自体は県立図書館のあり方ということで教育長みずから がそのあり方について考えをまとめていながら、その沖縄県行財政改革プラン のほうがそれに先行する、それを上回るという具体的な理由を示せないまま、 あり方よりも沖縄県行財政改革プランのほうがとにかくありきなんだというこ とで今まで議論が来ているという印象を受けるんですね。それで確認したいの は、これまで沖縄県立図書館八重山分館を廃止しましょうか、存続しましょう かという八重山地区の方々に対する問いかけが1度もなく、ただ単に廃止をし ますよということの通達、そういった方針を示す以外の協議は一切なかったの か。先ほどまず協議機関から置いてほしいというは、これは当然な行政手続の 進め方だと思うのですが、今回の場合はこれが一切なく、存続という方向性、 どっちにしましょうかという前提もなく、廃止をしましょうということ以外の 県からの皆さんとのかかわりはないということで理解してよろしいでしょう か。

○大田静男参考人 はい、そのとおりでございます。本当に天から降ってわいたようです。それでどうしてという話をしましても、廃止と決めました、来年3月には閉めますという一点張りですね。私たちも突然に数字を出されてきたものですから、それが私たち自体が検討する余裕もないわけですね。その場で廃止ですというようにして終わりということです。

- 〇仲村未央委員 わかりました。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。上原章委員。

- **○上原章委員** きょうの要請の説明の中で老朽化した築34年、私もこの間本委員会で県の説明を受けたのは、安全面が非常に厳しいというところで、修繕等運営できるような状況ではないという説明を受けていたので、先ほどの皆さんの説明では補強すれば十分に耐えられるという話がありましたが、これは専門家が耐震調査などもやったという裏づけはあるのですか。
- ○大田静男参考人 耐震調査ではなく、耐震調査をやる人が八重山には1人ぐらいしかいないということで、それでその人に依頼ができなかったものですから、設計士が見ても大体のことはわかりますよということで、それで私たちがお願いをしましたら、大丈夫ですと、補強すればまだまだ使えますと。ですから、今全国的に築30何年というのはざらにありますと。それを補強して生かしていってますという話です。
- **○上原章委員** 当初建てたときの材料等、環境、老朽化はさまざまですから、 実際これが本当に補修工事で運営できるような内容なのか。これは私は専門家 等で耐震調査をして、建てかえと補修では財政的な部分で全然違いますので、 皆さんのその辺の説明の中では十分に耐えられるという表現をしているので、 ぜひ私としては県にこの辺の裏づけの調査で根拠を示していく必要があると思 いますが、その辺はどうでしょうか。
- **○大田静男参考人** 私もそれでよろしいと思います。やはりこれを科学的にき ちんと危険であれば、危険であると。それを補修するのであれば補修して生か していく。そしてどうしてもだめであるということであれば、新しくつくって いただくということです。
- **○上原章委員** 県のその辺の姿勢も確認していく必要があると思います。もう 1点ですが、今後私も現地を見たいという思いですが、県のほうがこれを廃止 という方向になっている中で移動図書館もやっていきたい。また長期貸出もし っかり続けていきたいという県の話もありますが、これに関しては皆さんはで きるわけがないという話として受けとめていいのでしょうか。
- **〇砂川哲雄補助人** できるわけがないということではなく、現在以上のことはできない。現在、沖縄県立図書館八重山分館がやっている程度以上のことは絶対できないという、それ以下にはなると思います。しかし、全くできないわけ

ではないと思います。

- **○上原章委員** ですから今までやっていた事業に関しては、県はやっていきたいという回答を出しているようですが、皆さんはそれ以上のこと、それ以下のことというのではなく、これまでの事業はできるという県のそれに対してそれは無理という認識ですか。後退するような認識になっているのですか。
- ○砂川哲雄補助人 後退するということです。
- **〇上原章委員** その見解はどこからですか。
- ○砂川哲雄補助人 現在、沖縄県立図書館八重山分館があってその職員が身近にいるわけです。離島といえどもですね、与那国町は離れていますが。その情報のやりとりをしながら、教育委員会等でやっているわけですね。これがなくなって本館でやるとなると、本館に行ったり来たりできません、教育委員会に、竹富町は石垣市にありますが。本館に行ったり来たり、電話でしかできないわけですね。それから離島の人たちも一々本館へ行って本を選べないわけです。石垣市でしたら、御承知のとおり八重山地区の人というのは一方通行で石垣市に離島の皆さん出てきます。離島間のネットワークは船しかありません。ですから石垣市に来る機会は結構あるわけです、買い物ついでに。そういうところを利用してくるわけですが、それを那覇市まで延長してやるというのは経済的、時間的、いろんな意味で厳しくなります。ですから後退するというのは、いろんな状況からすれば本館が来ないかぎりは後退するものという考えです。
- ○大田静男参考人 実は、竹富町の学校図書館の司書というのは3つの学校をかけ持ちしているわけです。つまり西表島の船浮小学校、それから鳩間島、黒島などは1日置きぐらい回っているわけです。すると本がないわけですね。ですから生徒に頼まれると石垣市に出てきて、そして石垣市立図書館から借りたり、県立図書館から借りたりするわけです。長期貸し出しといいましても、選書は司書が石垣市に出向いて、それで選書をして持っていく。しかも3校というのは、同じ陸続きであればできるわけです。ところが島々に渡って転々とやるわけです。そういう状態の中で果たして選書をしてやるというために、例えば西表島から沖縄本島に出てきて選書をするとかというのが考えられるかというと、それは大変厳しいだろうと。それと先ほども話ししましたが、今後の沖縄県立図書館のあり方というのも県立図書館のホームページに載っているわけ

ですが、この中に平成17年度は試験的に貸借資料の配送を民間業者に委託して実施しているが、財政上の事情で継続が困難になってますと、みずからのホームページでも既にこのことを書いてあるわけです。図書館行政が後退するのは目に見えていると。つまり図書館というのは、もっと身近にあってものを調べるということが図書館行政だと思います。ですから沖縄本島であれば陸続きですから、糸満市立図書館や豊見城市立図書館になければ、次はどこだなというのができるわけです。ところが石垣市はできないわけです。

- **○上原章委員** 今の補足説明を聞いて大体皆さんの考え方もわかりました。確かに本館で離島を賄えるというのは、確かに距離的なものも非常に厳しいなと思います。それは県が今後どう考えていくのか、しっかりと我々県議会からも確認をしていかないといけない。与那国町、西表島が本当に本に対しては、それが後退することはあってはならないと私も思っております。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 渡嘉敷喜代子委員。
- ○渡嘉敷喜代子委員 確認のためにお尋ねしますが、私は県の陳情処理方針の中で蔵書については、郷土資料とか石垣市立図書館あるいは学校へ寄贈すると書かれているわけですね。そして一括貸し出しをする、サービスが低下しないようにサービスもするというようなことも書かれていました。そうなのか、それだったらいいんじゃないという思いだったんですね。ところが大田さんや砂川さんの説明を聞いていたら、これはとんでもないことだという思いで確認をするんですが、その8万冊の図書を石垣市立図書館が蔵書してもらっても、倉庫も陳列棚も満杯という状況で本当にそうなのかどうか。もらってありがた迷惑なのかと思いもしますが、そのあたりは石垣市立図書館としてそういう話し合いがあったのかどうか。県の思い込みだけでこういうことを書いているのかお尋ねしたいと思います。
- **○大田静男参考人** これは県の思い込みです、私も元図書館の職員ですから。 現在の館長とは元同僚であり、お話を伺って、県が一方的にそういう考えを持っているだけで、書庫も満杯であるという状態の中で県が寄贈すると言われて もそれを整理する人員などいろんなものがあります。ただ、図書館というのは 本を寄贈したからそれでいいというわけにはいかないわけです。

○渡嘉敷喜代子委員 そうなるとこの8万冊の蔵書がどこへいくか、あるいは本当に眠ってしまうという可能性もあるわけですよね。そういうことで2007年の全国学力・学習状況調査のときの発表がちょうど去年の決算特別委員会のときに行われ、そこで仲村教育長が言われたことは沖縄の子供たちはたくさんの図書を読んでいる、読書量が多い、これは自慢できると豪語していたんですね。そういうことであれば、本当にこれからの子供たちの、特に幼児教育の、本を読むということはとても大切な状況ですよね。そう言いながら、一方ではこのようにして図書の教育が見えてこない状況になるわけですよね。そのあたりについて、八重山地区の4万5000人の人口の中に子供たちが何名いるかわかりませんが、教育長はボランティアで朝の読書教育をやっているわけですよね、読み聞かせとか。そういう教育のことをどう考えているのか。そこらあたりどうお考えでしょうか、この状況を見たときに。

○大田静男参考人 沖縄県の教育の推進というのが出ているわけですが、その中でもいかに図書館が重要か、生涯学習とかが重要かということがうたわれてありますし、それからこの要覧の中にもいかに図書館が重要かというのがうたわれているわけですね。これは生涯学習振興課が出しておりますし、それから県教育委員会が推進計画を出しておりまして、その中でもいかに図書館が重要かということが書かれているわけです。ですから図書館をもっと身近な市民、地域の人たちの身近なものにしていくことを本来ならば生涯学習振興課、県教育長が積極的に推進していかなければならないと私は思っております。例えば西表島にヤマネコ文庫というのがあるのですが、竹富島にはこぼし文庫というのがありまして、それは岡部さんという方が寄贈されたものとかがあって、地域の人たちが本を持ち寄ってそういうのをやっている。それをいかに県立図書館がカバーしていくか、後退させるのではなく前進する、なぜ意欲に燃えないのか。市立図書館ができているのに、県立図書館はもっとやってやろうという意欲を見せていただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員 この間の本委員会の中でも県立図書館八重山分館が2215 万4000円という維持費、管理費すべてにそれだけかかるということで、沖縄県行財政改革プランの1つになっているわけですよね。そして私たちに説明したことが34年も経っていてこれだけ壁も剥離して、鉄筋も見えているという状況では維持できないでしょうということを一生懸命訴えていました。先ほど砂川さんからも説明がありましたように、雨漏りがあって修理が1度入ったけれども、その間の修繕については何度お願いをしてもやらなかったと聞いたときに、

本当に沖縄県行財政改革プランありき、閉鎖させるためにといううがった考え 方をしても仕方がないことなのかという思いがします。そういうことで先ほど の説明がありましたように、存続をしていくためにはどうすればいいのかとい うことをしっかりと教育委員会が考えていかなければいけないことだと思いま す。そして、このことをお尋ねしていいかわかりませんが、先ほど大田さんは 自腹できょうの参考人に来たと言いますが、この参考人に呼ばれたときの旅費 は県から出ていないのですか。

- **〇大田静男参考人** きょうは出ております。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 佐喜真淳委員。
- **〇佐喜真淳委員** きょうの資料で少し気になる点がありますが、その確認をさせてください。 2 枚つづりの 3 ページに、「国からの学校図書館への交付も地方交付税がプールとなっており、他の予算へ流用されております。」という中で、「八重山地区では PTA 予算で学校図書が購入されております。」と。「1学校では700円ほどの負担」と、これは 1 学校でいいのですか。
- ○大田静男参考人 1 父兄になります。
- ○佐喜真淳委員 1人700円で学校は何校、トータルで幾らですか。
- **○大田静男参考人** これは石垣市立中学校の例でありまして、ほかの学校を調べたわけではないのですが、ほかの学校でも同様なことが行われているということです。
- ○佐喜真淳委員 例えば今回の県立図書館八重山分館と1父兄の700円はどういうかかわりがあるのかということを含めて確認させていただきたい。
- ○大田静男参考人 実は、新刊が余りなく、学校の教育図書購入費というのが 余りない。それで父兄がお金を出し合って図書を購入しているという状態です。 例えば新聞も購入できない学校があるわけです。それは先生方がお金を出して、 新聞を購入して生徒に見せたり、家から持ってきて見せたりするということが あるわけです。それだけ図書館費が少ないということです。父兄が負担する率

が大きいということです。

○佐喜真淳委員 理解しますが、石垣市立中学校だと思いますが、石垣市立図書館はどういう見解をなさっているのですか、この件ついて。

〇大田静男参考人 それだけ父兄の負担が大きいですし、予算も非常に少ない という中で、石垣市としては財政も非常に厳しいということもあって、学校図 書館の枠というのは大体決まっていると思います。

○佐喜真淳委員 石垣市も財政が厳しいから学校では父兄が700円負担するということになっていると思いますが、それでひとつ気になるのが、当然に県立ですから県は責任を持ってそれを運営していかないといけないし、財政的な措置もしていかなければならない。それは理解します。当然に現場の人たちからすると存続してほしいというのが一義的に絶対条件という思いがします。そこで県とのやりとりがずれてきているわけですね。その中で父兄の負担率の問題にしても、気になるのは再三皆さんの話の中で教育格差という話が出てきてたんですね。当然に、沖縄県は全国学力・学習状況調査でも最下位だということも踏まえると、教育の格差があってはならないという思いはしますが、直接的に県立図書館八重山分館と教育格差というのはどういう議論がされているか、そのあたりはどうなんですか。

○大田静男参考人 これは教育長ではないと答えにくいと思いますが、私の考えとしましては、当然に県立図書館がこういう図書館の未設置市町村を初め市町村立図書館との連携を支援していくことをうたっているわけですから、当然に支援をしていくことになると思います。

○佐喜真淳委員 市町村立図書館と県が連携していくという話がありましたし、先ほどいった財政の問題が必ず出てくるし、そうしたときに県と石垣市立図書館の連携の中である程度議論する必要があると思いますが、その中で存続、閉鎖、統合、あるいはいろんな答えが時間をかけて出てくると思いますが、その件について皆さんの中で市の図書館と県がしっかりと議論をして、いわゆる答えを出すという意味からすると、きょう皆さんは存続をするという視点から説明に上がっておりますが、与那国町と竹富町の図書館ができる、しっかりとした図書館機能が継続されるという話がありましたが、県と石垣市が話し合いをしっかりとできた中で結論が出た場合に、皆さんの意に沿わない結論でもい

いということですか。

○砂川哲雄補助人 今の話は本当に大事なんです。こういう話を県教育長は地 元の教育委員会なり、市立図書館を通して詰めてこなければならなかったわけ です。その上で県教育長や竹富町、与那国町、石垣市の教育委員会はこう考え て、そういう方向でいきたいという議論のたたき台をまず持ってこなければな らなかったわけです。出発点を間違えているわけです。その中で初めて直接サ ービスの対象となる3市町の人たちが判断材料を持って議論できるわけです。 そういう場が今まで全然ないわけです。今、佐喜真委員がおっしゃるような議 論はこれからでもいいから起きて、先ほどから協議機関というのはそういうこ とを含めて申し上げていたわけです。そういうものを設置していただきたい。 特に再三申し上げておりますが、何よりも残念なのは教育長が施設云々という ときに県民の理解が得られるかというのは、繰り返すようですが、3市町が決 議し、60団体に象徴されるような必要というニーズの意思を示しているわけで す。3市町は県民です、3市町村は。直接サービス対象の県民が必要だと言っ ているわけです。それを県民がどう思うか、そういう発言が私どもは理解でき ない。一番直接関係しているのは県民なんです。そのことを理解してほしい。 そして、図書館のあり方の中でもこれは文章からすれば名文だと思いますが、 ホームページにあるといいました県立図書館のあり方の中でこういっているわ けです。要するに離島の地理的、時間的、経済的な制約や格差を無視すること がないように来館しなければ利用できないという図書館であってはならないと 述べているわけです。今、県立図書館八重山分館はそういう可能性が高いわけ です。まさに地理的、経済的、教育も含めて広がる可能性が高いわけです。そ ういうことを含めて議論できる場をこれまでつくってこれなかった。これから 見たらそういうことをやっていただきたい。そしてあらゆるデータ、角度から 総合的に判断してといいますが、あらゆるデータも残念ながら開示されており ません。むしろ第1回の説明会のデータがすべてというのであれば、これはい かがなものかと私どもは思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める会の皆様方には1 回の説明だけだったのですか。それと県立図書館八重山分館のほうには、県からの協議等を含めてどのような形であったと聞かれておりますか。先ほど聞く と、沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める会の皆様方には1回の説明で終わりましたという説明がございました。私は、行政施設を閉めるに当たって、こんな横暴な手続をとるのかということで、正直なところそういうことないだろうと私は思っているわけです。逆に、県立図書館八重山分館の皆さん方とは県教育委員会はここのキャッチボールというのは相当な時間をかけてやっただろうと私は認識しているけれども、その部分が省かれているということであればこれは問題ですよ、ここはどう聞かれておりますか。

○砂川哲雄補助人 正確に申し上げますと、沖縄県立図書館八重山分館の存続を求める会としてからは一私どもは拒否をしましたが、第1回に図書館存続を求める集会ではなく、地元の関係機関19団体に第1回の説明があったわけです。その後で存続集会は疑問を持って立ち上がったわけですが、去る7月31日に第2回の意見交換会を持つということで案内をいただきましたが、私どもはこの中身が具体的ではないということ、その話を聞いていると廃止の結論は変わらないとの情報をとったものですから、これでは意味がないと。やはり白紙に戻して今度どうしようという議論があれば意義があるけれども、廃止ありきというのなら何の意味もない。これでは教育長がいう懇切を得るための議論にならないと疑問を持ったので拒否したわけです。もう一つ本館と分館とのやりとりについては、詳細は承知しておりません。私どもは県立図書館八重山分館へ利用しに行きますが、できるだけ分館長とはこの問題については話ししないようにしています。相手の立場もありますし、私が話すことによって相手の立場がまずくなっても困りますから。私はこの問題にできるだけ触れないように分館長とは距離をとっております。

○翁長政俊委員 基本的なことはこういう行政施設を廃止するに当たって、地域の皆さん方の意見をしっかり聴取し、お互いに協議していく中でこういう結論を得るというプロセスが大事なんです。こういうものが一切省かれている中でこういう決定がなされたということであれば、やはり私ども委員会としても県の教育委員会に対しては、しっかりと地元側ともっと協議をし、皆さん方が理解できるような形での持ち運びをやるべきであるという意見具申はしっかりとできると思っております。この部分はきょうの参考人からいろいろ話を聞きましたので、私は委員の1人でもありますから、次の委員会ではこの部分はどうなっているのか、皆さんが答えられないところもあるはずですので、教育委員会に私のほうから聞いてみたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、大田静男参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき 心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

大田静男参考人、補助者の砂川哲雄さん、ありがとうございました。 休憩いたします。どうぞ御退席ください。

(休憩中に、参考人等入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、陳情第77号県立社会福祉施設の民営化に伴い生ずる退職金の支払いに 関する陳情に関し、沖縄県社会福祉事業団施設長会代表大嶺利昭氏から説明の 聴取を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人が着席し、参考人から補助者の出席及び説明の申し 出があり、協議の結果、認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に 協議したとおり取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。 休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様には、本日は御多忙のところ御出席いただきまして まことにありがとうございます。

参考人等から説明を聴取する前に、委員会の審査の進め方について御説明申 し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を 行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が 委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それではまず初めに、大嶺利昭参考人から陳情第77号県立社会福祉施設の民営化に伴い生ずる退職金の支払いに関する陳情の提出に至る背景及び目的等について簡潔に御説明をお願いいたします。

大嶺利昭参考人。

○大嶺利昭参考人 きょうは参考人としてお呼びいただきありがとうございます。補助者については、平成17年に民間化前の事務局長と当時の理事、職員の代表であります。民営化の経過については、県の協議などいろいろ直接かかわってきた方々でありまして、補助人として申請いたしまた。そういうことで皆さん方に提示しています資料を用意しておりますので、これに基づいて今の局長である金城のほうから説明をさせたいと思います。

○金城敏彦補助人 陳情の趣旨については提出の陳情書のとおりでありますが、経緯等を含めて私のほうから説明いたします。お配りしております資料の1ページをお開きください。1ページの資料については記載のとおり沖縄県社会福祉事業団等の設立及び運営の基準についてということで昭和46年に当時の厚生省の事業団の設立根拠に基づく通知があります。以下四六通知ということで呼ばさせていただきたいと思います。赤のマーカーに基づいて重要な本件の陳情にかかわる部分にだけ説明いたします。第1の沖縄県社会福祉事業団の設立ということについては、社会福祉施設の経営を委託しようとするときに都道府県や市が設立できるものである。それと沖縄県社会福祉事業団の事業目的は、

沖縄県社会福祉事業団の主たる事業は、都道府県、市が設置した施設の経営の受託経営に限るものということで、社会福祉事業団独自の事業については福祉センター等々については設置することができますが、沖縄県社会福祉事業団がしている事業についてはすべて県、市が設置した受託経営ということになります。5の役員等ですが、理事長は原則として知事または市長とし、民生部長が副理事長または理事に加わるものとする。また(3)で事務局長及び施設の長は、理事長が都道府県知事、または市長の承認を得て任命するということになっております。施設整備についても都道府県の責任でもってこれに当たるということになっております。8の職員で事業団の職員の処遇、給与、退職金等は事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるものとすることということですから、県準拠ということになります。

2ページの(2)にあります事業団の職員は、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用を受けられるものとする。この場合、都道府県、市の職員に準じた退職手当の額がこの制度による給付を上回り、経営委託費で措置できない場合は県が補助金を交付することになっております。事業団の退職金については、この退職共済制度プラス差額については、県の補助金という二本立てになっております。

今回、私たちが陳情した部分については、退職共済制度と県準拠の差額に生じる清算金を清算していただきたいという県の補助金に該当する部分について陳情を申し上げております。

3ページまでは四六通知でありますので省略いたします。

4ページの沖縄県社会福祉事業団の民営化方針の最終確認がされた県部局調整のペーパーであります。出席者が嘉数副知事、新垣出納長、上原総務部長、喜友名福祉保健部長、それぞれ担当主管課が参加をしております。沖縄県社会福祉事業団の民営化に際して、最終的に部局間調整した平成17年11月2日からこの方針は変わっておりません。譲渡先は沖縄県社会福祉事業団を特定する。財産の取り扱い、建物については無償譲渡するということで、平成20年4月1日付で沖縄県から沖縄県社会福祉事業団が受けました。今年の4月1日であります。土地については有償譲渡を原則とし、当分の間有償貸し付けとするという方針でありましたが、これまでも文教厚生委員会で協議していただいた結果、平成18年度、平成19年度については土地、建物とも無償貸与でありました。平成20年度から土地については有償貸与ということで協定を取り交わしております。

3の退職金積み立て、老朽施設整備等の名目の支援策は行わないということは記載のとおり、支援策は行われておりません。別途、沖縄県社会福祉事業団

の自立支援策について検討するという部分についても融資、あっせん等はありましたが、平成18年度の民営化の際には沖縄県社会福祉事業団独自で市中銀行から借り入れをしてスタートいたしました。金額にして6億1500万円の借り入れをして法人の民営化のスタートをいたしました。

5ページをお開きいただいて、最終的に総務部、福祉保健部双方がそれぞれ の案を持ち寄って知事調整ということで、大きく考え方が違うのは財産の取り 扱いで、総務部案は土地の有償で21億円、福祉保健部案は土地の有償貸与とい う案でありました。最終的には有償貸与でやっております。退職金積み立てで すが、総務部案については、沖縄県社会福祉事業団が支出すべきものと考える ということで、県の弁護士相談の意見に基づいて雇用主は沖縄県社会福祉事業 団であるということで沖縄県社会福祉事業団が支出すべきだと考えると。福祉 保健部案については、継続職員の平成18年3月31日までの退職積立相当額の支 出が必要であると。基準は県都合であるから整理退職であるということで福祉 保健部案については差額分を支出すべきだという考え方でありました。その他 で老朽施設等々の支援策についても福祉保健部案については支援案を出してお ります。総務部案、福祉保健部案の詳細については6ページから8ページまで が総務部案で、9ページから福祉保健部の考え方でありますが、10ページにな ぜ福祉保健部がそういった案を出したかという理由を申し上げます。10ページ に平成17年度までの県の事業団への関与ということで国の通知に基づき県主導 で設立した経緯があります。基本財産については1000万円でありますが、100 %県の出捐であります。知事等の理事長就任、専務理事、施設長等への県職員 派遣で人的関与がありました。沖縄県社会福祉事業団と県との委託契約につい ては単年度ごとの委託料ですので、単年度で剰余金が発生したら県へ返納とい う仕組みで独自の財源を持てないような仕組みでした。それと公社等指導監督 要領による指導ということで人事、予算等で県への事前協議があり、沖縄県社 会福祉事業団への県関与は大であるという考え方を基本的に持っておりまし

12ページの沖縄県社会福祉事業団の自立支援についてということで、当時の退職金の考え方が述べられておりますが、②で平成18年度以降継続雇用される職員への対応について、現在雇用されている職員について採用から平成18年3月31日までの期間については県は対応する責務があると考えられる。理由については、職員処遇等への県の関与、採用、規程改正等すべて県の事前協議であったこと、県は退職金積立の対応をしなかったこと、単年度決算による剰余金の返納であったということ、現職員は現行退職規定を基盤に生活設計があり将来への期待があった。支援必要額ということで平成17年度末に在職職員に係る

整理退職相当分の退職金が当時14億円でありましたが、平成17年度に60名の勧奨退職者がおりましたので、今回私たちが陳情をいたしました8億4000万円の整理退職の相当額を今回陳情しているところであります。その他の老朽施設整備支援等についても7億円の支援が必要だということで、福祉保健部は当時述べており、最終的には総務部案ということで、次の13ページに福祉保健部長から沖縄県社会福祉事業団の理事長あてに最終の12県立社会福祉施設の民営化の方針についてということで、14ページに記載してある先ほどの副知事調整の結果のとおり沖縄県社会福祉事業団に最終的に通知がございました。

15ページをお開きいただいて、沖縄県包括外部監査結果報告書ですが、その ときに16ページに記載をしておりますが、沖縄県社会福祉事業団全体の包括外 部監査がありました。その包括外部監査の中で退職金引当金について指摘して おります。16ページの県が設立した社会福祉法人、全額県出資であるが、組織 としては社会福祉法人である。したがって、社会福祉法人会計基準を適用する 必要があるということで、平成12年度に介護保険制度がスタートいたしました ので、それに伴って社会福祉法人の会計基準が改正されました。措置施設につ いては当面の間ということで旧会計基準を適用しておりましたが、社会福祉事 業団においても平成13年度から新会計基準の様式に沿った決算書類を法人とし ても新会計基準に変更いたしました。新会計基準の大きな目的については、減 価償却や引当金繰入等々を含めて法人の適正な運営に資するという部分で減価 償却引当金等々も事業活動収支計算書の中で明記するということになっており ました。そういった部分で下段のほうに記載しております。また退職債務につ いては将来支給する退職金のうち当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会 計年度の事業活動収支計算書における支出として繰り入れ、その残高を負債の 部に退職金給与引当金として計上するものとするとされていますが、処理はさ れておりません。毎年の定年退職者の支給予定額を予算計上し、支出している のみである。400名余の職員がいることから過去の年度の負担に属すべき金額 はかなり多額になると予想されるということで、本来なら新会計基準に移行す るときに建物の減価償却、備品の減価償却、職員の退職給与引当金が必要だと いうことで包括外部監査の中で指摘されております。

次の17ページがそれへの対応ですが、沖縄県監査委員事務局が沖縄県社会福祉事業団の監査事項で退職給与引当金について、今後は適正な退職給与引当金を計上していく必要があるということで指摘しております。それに対して措置状況等の部分で沖縄県社会福祉事業団については1の①で今まで退職給与引当金を計上しなかった理由を記載おります。②で指摘の部分について、平成12年度から社会福祉法人会計基準の制定に伴い、それに従った会計処理をすること

が適正であると認識しているということで、その後の措置状況として、当引当金を計上することは会計基準に従い必要であると認識しているということで、沖縄県と今後調整していきますということについて、下段の2の所管部局の意見ということで、県の主管部局の考え方として退職給与引当金についてもこれまでの県と沖縄県社会福祉事業団とのかかわり、委託料による公の施設の管理運営等を考慮して対応を検討しているということで、おおむねそのときにも将来引当金が必要だという認識しているというやりとりのペーパーがございました。

それと18ページですが、沖縄県社会福祉事業団が設立以降、歴代の役員等の 名簿ですが、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、事務局長、参事兼次長 ということで赤で記載の現呉屋清徳理事長、事務局長の第16代山里将善、第19 代の金城敏彦以外については、すべて県の派遣職員であります。

19ページが平成18年度の事業活動収支計算書、20ページが平成17年度の事業活動収支計算書です。19ページの平成18年度の人件書支出が19億676万9838円ですが、その右側に前年度で31億7366万2154円ということで対前年度で12億6689万2316円のマイナスということで、平成18年度の次期活動繰越収支差額は2億8100万円ございますが、おおむねこの分については人件費が平成18年度にかけて平均22%削減された状況からすると、おおむね人件費の減ということで法人の経営が健全化を図ったということが見てとれると思います。

21ページの社会福祉事業団については、県、市の社会福祉事業団があります が、社会福祉事業団事務局で民営化の調査結果ということで記載の北海道、東 北、関東、甲信越からブロックごとに電話で聞き取り調査をいたしました。北 海道、東北については調査した6道県すべて退職金を清算している状況であり ました。北海道については整理解雇の率でということで、今回沖縄県社会福祉 事業団が陳情しています整理解雇の率でやっている県は北海道、その他の県に ついては普通退職という清算の仕方でありました。その他の支援策として、新 法人会計基準に基づいて建物減価償却は北海道で7億円、青森県で経営安定化 補助金ということで10億円、それと改修、修繕支援策が岩手県、秋田県等の状 況でありました。関東、甲信越については、7県のうち6県で民営化の際退職 相当分の補助金で対応したということを確認できました。ただ、神奈川県につ いては、まだ退職の実態があったときに退職分の清算をするという部分を県と の部分で継続しているということがございました。群馬県の退職金については、 県からの対応なしということでしたけど、独立行政法人医療福祉機構と民間法 人については民間社会福祉事業共済会という二本の退職共済制度に入っている ということで退職金の対応をしている状況がありました。東海、北陸について

も福井県は民営化時に清算金、新会計基準に基づき退職金引当金で対応という ことで、平成12年度に新会計基準に基づいて退職引当金で対応しているという 社会福祉事業団もございました。近畿についても民営化時に3県で清算金で対 応しております。滋賀県については、単年度でまだ清算を継続しているという 県もありました。中国、四国については、全国の社会福祉事業団で一番の民営 化を受けました島根県が介護保険のスタート時に、平成12年度に介護施設のみ 50億円、その他の施設で30億円ということで島根県のほうが一番大型の支援と いうのがありました。その他の部分については、独立行政法人医療福祉機構と 民間社会福祉事業共済会の二本立てということで、また鳥取県や愛媛県につい ても給与激変緩和措置3億円等々で対応している社会福祉事業団がありまし た。九州各県ですが、4県については退職相当分の清算金、鹿児島県について は退職共済制度が二本立て、福岡県については単年度の清算継続ということで、 それぞれのその他の部分で支援策があり、大分県で18億円、宮崎県で5年間で 40億円という支援をいただいております。調査の結果として、36県を調査しま したが、①の記載のとおり24県が民営化時に退職清算金で対応している。5県 が独立行政法人医療福祉機構、民間社会福祉事業共済の二本立て、また退職清 算金の対応がない県であっても何らかの経営安定化補助金等で対応している状 況を踏まえて見ますと、私たちが平成17年度以前から求めていた退職清算金に ついては極めて政策的判断が必要ということで県議会へ陳情し、御理解をいた だきたいということで今回も提出させていただきました。ぜひ、採択されるよ う審議をお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 大嶺利昭参考人及び金城敏彦補助人の説明は終わりました。 これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

〇仲村未央委員 6月議会の中でも、県のほうにもこの陳情処理をめぐって県の考えを聞いてきたところでありますが、改めてお尋ねしたいと思います。県の処理方針の中に、この間、沖縄県社会福祉事業団の今回の対応に当たって平成17年度限りで退職される方々60名分の対応をしてきたということ、それから平成18年度以降に関しては、退職の実態がないということを言って、経営状態が良好であるという表現をしながら退職金に関しては対応できないという方針

を示されているのですが、この経営状況が良好であるということの実態、つまりこれまで働いてきた方々の今後予想される退職金も含めて、それを支払う能力も十分に有しているということも含めて良好であると言っているのか、その辺の実態についてお尋ねしたいと思います。

○金城敏彦補助人 平成17年度末の退職状況は、81名の退職がありました。60 名が勧奨退職であります。金額にすると、先ほどの説明資料の20ページ経常経 費補助金収入ということで3億1500万円、これが県の補助金ということで60名 分の勧奨退職分であります。その他21名の普通退職者がおりましたので、普通 退職については委託料の中で対応しております。おおむね2億円ぐらいでした。 平成17年度の退職の実態については、勧奨退職60名と普通退職21名で計81名の 約5億円が退職金ということで、民営化の際に運転資金等々は全くございませ んでしたので、4月、5月についてはこの5億円を運用いたしました。ところ が6月以降の運転資金、給与の支払い等々が対応できませんでしたので、県内 の市中3銀行に入札していただいて、6億1500万円を借り入れてスタートいた しました。平成18年度の退職の実態がないという部分については、平成18年度 に退職はございました。詳細については四、五名程度だったと思いますが、退 職の実態はございました。それと経営状況が良好であるという部分については、 私たちも山里前事務局長もいらっしゃいますが、平成18年度の民営化の際に現 行の職員がそのまま継続するとして移行した場合に、平均22%の給与削減をし なければ法人経営ができないという状況で給与設定など労働条件等々について 設定いたしましたので、ただ80名余のかけ込み退職、県に準じた格好で退職す るという実態がありまして、81名のベテラン職員と新採用の給与の差額が7億 ほどあったということで、確かにこの分については想定外でありましたが、た だ県からの支援がないということでは、文教厚生委員会でも施設視察をしてい ただいた漲水学園やあけぼの学園の老朽施設の建てかえについても、すべて法 人の自己責任でやらないといけませんし、それと読谷救護園の老朽施設、うる ま婦人寮等も含め法人で対応せざるを得ないということからすると、経営状況 が良好であるという部分については、県サイドの金額だけでいっているのかど うか私たちでは判断しかねますが、事務局を預かる立場としては制度が、いわ ゆる介護保険制度、障害者自立支援法等々で現行よりも厳しい経営状況になる ということでは当然に赤字を出すわけにはいきませんので、現行の経営につい ては職員の賃金のカット分の負担が非常に大きい状況の中で経営が安定してい るという状況で、実際に平成19年度、平成20年度についても非正規職員の時給 を改善したり、今年度から夜間手当の改善等々を含めて労働条件の改善にも取 り組んでいます。ただ、将来への不安からすると、現行の法人運営については 経営計画を策定するに当たってコンサルティングも導入し、おおむね現行の収 支差額、あるいは人件費の率について、他法人の経営状況と同等の安定状況に あるという部分は私たちも法人の事務局を担うものとしては良好というよりも 適正であると思っております。

〇仲村未央委員 適正であるということですが、実際には22%という相当な人件費の削減、給与の実態的な削減を伴って良好な状況をつくらざるを得ないという状況であろうと思います。特に、退職金の性質については、県の解散に至るまでのその働きに対する功労的な趣旨だと思いますが、事業団が考える退職金の性質と、これまで県等々との協議の中で退職金の性質に関して議論したことがあるのか、そこには共通認識があるのか、その点についてお尋ねします。

〇山里将善補助人 平成18年度までの沖縄県社会福祉事業団事務局長として、県とのいろんなやりとりをしてまいりました。その中で仲村委員が言われました退職金の件につきましては事業団側の考え方、県の考え方として議論をしてまいりました。その中で金城補助人から説明がありましたように、我々の所管部である福祉保健部の考え方は我々が主張していた退職金の取り扱いについて意見は一致したということで、当時はとらえまして、それなりのペーパーも出しております、この中にありますように。そういうことで我々としてはこれで事業団は民営化に向けてさらに努力できる、頑張れるという状況でしたが、先ほどの説明にもありましたように、いわゆる福祉保健部の考え方と総務部の考え方がかなり乖離した考え方であったと。その中でも総務部の考え方が主導的にその中で働いてきて、結局のところ事業団の考え方、福祉保健部の考え方もそこで一蹴された形になっておりまして、実態として事業団の職員の退職金については一切支援しないということになったという経緯があります。

〇仲村未央委員 福祉保健部の考え方が丁寧に赤ラインで示されていますが、 最初の福祉保健部の考え方と事業団の現在の考え方は完全に一致していますか。

〇山里将善補助人 ほぼ一致していましたと申し上げておきます。

〇仲村未央委員 もし少し一致できないところがあったとするならば、それは どのあたりですか。

- ○金城敏彦補助人 平成17年度まで私も職員代表でしたので、沖縄県社会福祉事業団、あるいは職員、主管部である部分については、沖縄県社会福祉事業団の支援策については必要だろうという認識の一致はしておりました。若干の違いの部分については、整理解雇の率で清算をするという部分が退職の実態をつくるのか、あるいは退職という実態をつくって、継続をして新規雇用とするかという考え方については退職という実態はなかなかつくれないということで整理解雇の率では厳しいという部分も含めて、いろいろな考え方については協議した記憶がございます。
- **〇仲村未央委員** ここに福祉保健部の考え方がまとめられていますので非常に理解しやすいかと思いますが、特に退職金に関しては県の財政的、毎年の関与の中で対応してきたということ。それから事業団の事業の性質自体が余剰金を生み出して、それを積み立てていくという経営状況にはない。当然に剰余金が出れば、それは毎年その返還をしていくということで、独自で財源を確保するような状況ではなかったということですよね。
- **〇山里将善補助人** そのとおりでございます。
- **〇仲村未央委員** そうであれば、そういう考え方に沿っているからこそ他県の 状況を見るときにほとんど退職金という趣旨からして、どこの事業団において もそういった剰余金でもってこれまでの財産でやりなさいということではな く、解散の手続の中の一連の手続のあり方として当然に退職金に充てるものは 充てる。これからの事業に支障がないように支援するものは支援するものとい うことで、皆さん方の資料の中に出ているのですが、沖縄県のように退職金を 払いませんということで全くばさっと切られた例がありますか。
- 〇金城敏彦補助人 社会福祉事業団の民営化に際しては、指定管理者制度ができて公の施設ということで、全国の状況からすると社会福祉事業団のような民間移譲で指定管理者制度、指定管理者制度についても3年や5年が指定期間であって、この指定期間の中で老朽施設の建てかえを、設置自治体が建てかえをして、その後の切りかえ時に民間移譲という手法と、平成18年度の段階で土地や建物を無償貸与、無償譲渡で対応し、支援金で民間に移行するという2通りありましたが、やはり民間移譲した場合に当初は運転資金が必要です。県立であるがゆえの老朽施設の建物を持っておりますので、改修や修繕費、あるいは

備品等の購入の支援、それと退職金の清算という部分で3つが問題になると思 いますが、沖縄県社会福祉事業団のように介護保健施設を4施設、知的障害者 施設、生活保護施設が県内で2施設しかありませんので、措置施設である部分 も沖縄県社会福祉事業団が担っている。それと婦人保護事業でうるま婦人寮、 実質単年度1000万円の毎年赤字ですが、そういった部分を一民間が担って建て かえをするという部分については事業団としても非常に厳しいということを申 し上げましたが、最終的には支援策なしの、逆に土地が有償、退職金の精算金 なしという悪条件で、そういった部分については全国にも例がないと。全国調 査をして同等な部分が群馬県で1施設有償貸与、退職金の精算金なしというの がありましたが、ただ群馬県については独立行政法人医療福祉機構と民間の社 会福祉の共済制度という退職金が二本立てということで対応しておりますの で、沖縄県よりは退職金の部分については県準拠に近いということで、私が調 べた範疇では沖縄県のような実態はない。それと民営化の際に、私個人で聞き 取り調査をしましたが、やはり沖縄県は大変ですねということで、沖縄方式と いうのが指定管理を受けている部分については今後の切りかえ時期で非常に不 安だと聞きました。実質的に資料等で示すと言われれば群馬県のみです。

〇仲村未央委員 特に、今回の解散の以前にも監査のほうからも指摘されて、 しかるべき退職金の備え等々を十分に今までの経過や働きからして対応できる ように会計処理を適正にしておくべきだという指摘があったのにもかかわら ず、この間それがなされなかった。これについてはどのようにお考えですか。

〇山里将善補助人 包括外部監査がありまして、平成14年度に外部監査が入りまして、そのときに先ほども説明があったようにいわゆる新会計基準というのが出まして、その中でこれまで沖縄県社会福祉事業団についてはあえて退職金積み立てはいいだろうとなっていたのが、新しい規則の中で沖縄県社会福祉事業団も含めて社会福祉法人は将来の退職金について積み立てなさいとなりました。そのことを沖縄県社会福祉事業団はやっていないという指摘を受け、やりなさいということでしたので、そのことについて17ページの説明の中にあるように、沖縄県社会福祉事業団としてもそのとおりです、御指摘のとおりですという報告をいたしました。その時に当時の主管部の福祉保健部と意見調整をした内容が所管部局の意見となっており、福祉保健部のほうも必要だと、それについて今後検討しますという回答をいただいたのですが、その後については先送りのようにずっとありまして、その間で結局は平成18年度に民営化され、うやむやにされたという形です。

- **〇仲村未央委員** 最初の四六通知の中で最も明解に、特に退職金のあり方については独自の共済制度でやるものと、県に準じて足りないところはさらに県の準拠という視点からそれを補うということで、明確に四六通知の中にあるわけですが、この通知が生きていると考えていいのか。それとも何らかの経過の中でこれはなしですということがこれまであったのか、それはどうですか。
- ○金城敏彦補助人 昭和46年に通知が発せられて以降、平成14年度にこれも指定管理者制度が確立される段階で四六通知の改正という部分がございました。今まで県が設置した社会福祉施設については、沖縄県社会福祉事業団に委託するものがでるという部分について他法人にもできるようになるという規制の改正はありましたが、身分等についての改正ということではなかったので、平成14年度の改正時期についても旧四六通知に基づく考え方についてそのまま継続するということで明確に記載されております。
- **〇仲村未央委員** そういう意味では、その理事長初め理事も含めて平成14年度 以降も四六通知で最初に確認されたような県の全面的な関与の中での運営、そ してその利潤を上げるような性質ではない福祉、本来の事業目的に沿った運営 がなされてきたということで理解してよろしいでしょうか。
- ○金城敏彦補助人 おっしゃるとおりです。
- 〇仲村未央委員 今回の陳情に関しては、裁判闘争中であるということで県のほうもなかなか見解を、この段になって明らかにできないところが大きいという答弁に始終していた状況でしたが、ただ実際にはこれまでの議論の経過を見ると福祉保健部と総務部の間の相当な乖離がある中で、福祉保健部のほうはむしろ沖縄県社会福祉事業団の経過等々をよく理解する中で見解を示してきたと思います。それが一定の解決の方向としては当然にその主張は理解できますし、その線に沿っての今回の沖縄県社会福祉事業団の陳情ですので、どこも唐突なものでもなければ、当然の要求であるとしか理解できません。そういう中で実際には平成17年度末に退職された方と平成18年度以降も同じようにこれまで働いてきて、実際にそこで勤務しているということに対して、その結果が余りにも不公平であるということに対して、現場の方々は県に対する信頼やこれまでの自分たちの実績に対するいろんな誇り等々も含めていろんな思いがあろうかと思いますが、率直にこの状態に立っていることに対しての考え、思いを聞か

せていただけたらと思います。

〇町田宗広補助人 沖縄県社会福祉事業団はこれまで30数年間、沖縄県の社会福祉を担ってきたという思いもありますし、実績もあると思っております。いざ民営化になるとそういった評価もなく、いきなり民営化で支援はないという中で本当に一事業者としてほうり出されたというのもあります。そういった中でも民営化としての事業を行う者の責任として、その辺は民営化に向けての対応、受け入れることもできますが、3月までの分の働いたという実績はありますので、その分の評価はぜひしていただいてほしいと考えております。

〇仲村未央委員 最後になりますが、実際にはその司法にゆだねるということでそういう方向に向かっていっていますが、それ以外でも、例えばもう少し話し合いを含めて解決できればという方向もあるのか、今の県との向き合い方に関してさらに協議も含めてできればという状況でしょうか。

○大嶺利昭参考人 先ほどから説明がありましたとおり、今までの経緯から県 は沖縄県社会福祉事業団の聞く耳は求めないということで、私は一職員として 判断しております。先ほども町田補助人からありましたが、33年間にわたる県 との密接な関係で沖縄県の福祉行政を担ってきたと我々は自負しております。 そういった中でいきなり平成18年度から民営化ということで、一切支援策はな しと。当面は積立経費もない中、先ほどもありましたが6億5000万円の運転資 金が必要ということもありましたが、そういった支援策も一切なしということ で、ある意味では赤ちゃんを外にほうり出すという冷たい仕打ちというという ことで私たちは認識しております。そういった中でいわゆる22%の賃金カット をしながら、それで血のにじむ努力をしながらやっと利益を上げたら、それさ えも奪うような形で、それだけ剰余金もやっているじゃないかということで。 そういった意味では、これは我々の努力で得た金額であって、本来は利用者の 福祉に使われるべきものと思っております。それとできれば、職員の待遇改善 に使われるべきだと思っております。そういった中で22%給与カットの中で残 った職員200名弱のライフプランを狂わされました。そういった中で10年、20 年、あるいは30年も働いている方がいるということで、陳情書にもありますが、 かなり最大で700万円の差がありますから、私は特に平成9年にうちを建てま したので、そういった人生設計の中で給与の計算の中でうちを建てたつもりで すが、まさかこういった仕打ちを受けるとは夢にも思ってませんでしたからラ イフプランが狂いました。これは私だけではないと思います。いろいろと聞い

ておりますが、そういった意味では県外に学生として出している方、あるいは 留学している方も多々おりますが、その中で皆さんは大変苦労している話を聞いております。県が育ててきた子供をほうり出したと、言葉の表現は悪いかも しれませんが一職員としては大変憤慨した思いです。民営化にはそういった痛 みはありますが、何も平成18年度以降についての分を要求しているわけではあ りません。当然に平成18年3月31日までの労働の対価として当然の要求をして いるだけであって、何も我々は無理を言っているつもりではないのです。その 辺のところを理解してもらわないと、行政は厳しい、寒いといいますか、これ で沖縄県の福祉行政が担っていけるのかと非常に疑問を持っております。

- **〇仲村未央委員** 本当に真っ当な主張であるという認識ですが、現場で福祉のとりでとなって働く皆さんですので、今も裁判に向かうという中の決意も含めてありましたが、今までの主張の重さを改めて我々委員としてしっかり受けとめて県に対する認識を正していきたいと思います。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 翁長政俊委員。
- ○翁長政俊委員 この資料は大変わかりやすく、私の考え方もさらに深まっております。その中で参考人の皆さんに質疑させていただきますが、この問題がどうして起きたのかをじっくり考えてみると、法的根拠があって退職金が支払えなかったという問題ではないのです。基本的に県の首脳部を含めて財政当局が政治的決断によってこういう状態が生じたというのが根本にあるだろうと思っております。そこでこの部分の理解を深めていく上には、皆さん方から意見を聞かないといけないところが幾つかありまして、まず民営化方針が決定されるまでに福祉保健部と財政当局との対応の違いが表に出ていますが、この中で皆さんと一緒になって福祉保健部は一生懸命に頑張っていたという御意見もありましたが、正直、福祉保健部は皆さん方への理解は相当あったのですか。
- **〇山里将善補助人** 先ほども申し上げましたように福祉保健部の考え方としては、我々からしますと極めて常識的な判断をされたと思います。したがって、 総務部のほうがそうではないというのが実際の我々の考え方です。
- ○翁長政俊委員 総務部はこの時期に何が起こっていたかというと、ちょうど 2007年問題、いわゆる団塊世代の皆さんが退職に向かう途上だったんです。で

すから退職金の確保という意味では、市町村も都道府県も財政が厳しくて、この部分をどう手当てしようかということで財政当局は相当に悩んでいた時期なんです。この2007年問題が今スタートして、退職者が出ているわけです。これが来年、再来年と続いていくわけです。これには相当な金額が必要になってくるわけです。こういう背景があってこの問題を財政当局が頑として福祉保健部の言うことを聞かなくて、福祉保健部の主張、処理方針を聞き入れなくて強引に事を進めたのかという思いがあるわけです。この沖縄県社会福祉事業団のトップは副知事ですよね。民営化に入る前に何代かの副知事がいたと思いますが、この皆さん方の考え方も同じような見解を持っていたのですか、違いがあったのですか。

〇山里将善補助人 最後の副知事の理事長は嘉数副知事であり、その前が比嘉 副知事ですが、実際に民営化問題につきましては比嘉副知事とは理事長として、 そういう話をしたことはございません。嘉数副知事については理事長として、 理事会ごとに参加されておりましたから、そういう問題については常に議論し ておりました。

○翁長政俊委員 対応の違いはあったのですか。いわゆる民営化について、手切れ金方式でやるとか、さらには県の債務であるとか、沖縄県社会福祉事業団に対する認識はどういう形でしたか。

〇山里将善補助人 嘉数副知事については、特にそのような発言は一切されませんで、結果として福祉保健部と総務部の意見を聞いた中で、結果ですが総務部の意見になったということであります。

○翁長政俊委員 これは他都道府県の処理の仕方を見ても、沖縄県のやり方を やってないわけです。ここに何の違いがあるのかとなると、政治的な判断の違 いがあったという認識をするしか方法はなく、一つに包括外部監査ですが、こ の指摘は大変大きいと思います。 6 月議会で首里厚生園が民営化される中で、 県の処理方針が出てきたのはこの包括外部監査によって民営化しなさいという からそうしましたと、それを取り入れたわけです。皆さんの処理を見ると、こ の包括外部監査で相当指摘をされたのにもかかわらず、ほぼこれを無視して通 ってきたとこれに書かれているのでよくわかるんです。実際のところ福祉保健 部との監査のあり方について、退職金の積み立てについても皆さん方との議論 は相当やったのですか。 **〇山里将善補助人** その議論は包括外部監査で指摘されて、その後こういう文書を発しているのですが、その当時は明確な会議の中の議論ではなく、担当者間の議論はやったようです。それ以外に改めて議論はないです。

○翁長政俊委員 私が聞いているのは、包括外部監査を受けて、これを受け取ったのは福祉保健部ですよね。この受け取ったものをもとにして沖縄県社会福祉事業団はどういう形で話し合いがなされたかを聞いてみたい。

○山里将善補助人 監査の指摘というのは、我々事業団としては重く受けとめておりまして、その中で福祉保健部に対してこういう指摘を受けましたと。今後、新会計基準にのっとって、これは退職金積み立て等についてはやらなければならないでしょうと。当然にそのことについては、県はその当時我々は委託、受託の関係ですから、委託料としての措置をしないといけないですよね。そういうことで今度は財政とのかかわりが出てくるわけです。したがって、それ以降については我々は要するに言えないわけです。この分について予算措置ができるのか、できないのか、検討してほしい、詰めてくれというお願いをして、結果として今後検討しますとなったのですが、その以降については予算措置もされず、これまできたということです。

○翁長政俊委員 本来は包括外部監査などの監査が入った場合は、この指摘については行政が謙虚に受けとめてこれに対応するというのが旨なんです。退職金が当然のことに支払えなくなるということが事前にわかっていることなんですね。しかしながら、そういう中で何の対応もとってこなかったということになると本当に怠慢であったという一言に尽きるだろうと思います。幾ら財政が厳しいと言えども、間違いなく起きてくる財政需要について、これに対応しなかったということ自体がまさに怠慢なんです。こういうことを考えてみると、やはり皆さん方が要求していることがどんな形で聞いてみても、私はすごく当たり前の要求に聞こえるわけです。当然そうだろうという認識もしています。もう一つ、ここまで突っ込んで皆さんに聞いていいかどうかわかりませんが、この監査報告の中で多分福祉保健部の中でもきっとあつれきがあったと思う。福祉保健部の中でも皆さんのことをしっかりと認識して、この財政当局とも戦わないといけないということで一生懸命戦った職員は何名もいたと思う。こういう曖債を持ってやった人たちも当然にいたと思っているし、また愛情の問題ではなく当然に要求すべきものを要求したと思う。こういう職員方がいたとい

う事実はありますか。

〇山里将善補助人 氏名は言えませんが、御指摘のとおり我々の考え方を理解 していただける職員はおりました。

〇翁長政俊委員 なぜこういうことを聞くかというと、当局から聞いてもこう いうことは出てこないんですよね。ただ、私たちの目に見える部分というのは、 財政当局に押し切られていって、泣く泣くそれを飲まざるを得なかった。現実 に新しい議員が出てきて、委員会が開かれると全く違う福祉保健部長が出てき て座っているわけです。そういう中で私たちが質疑をすると、なかなかこうい うところが見えてこない。見えてこないものだから、なかなか現実にどういう 議論がなされたかというのが、私どもの前には出てこないものですから、あえ て聞かせてもらったのですが、いずれにせよ、この資料を見ても一目瞭然です よ。これだけ立派な資料をつくって来られると、県の職員、今の担当部局が見 てもやはり自分たちに問題があったんじゃないかと思う人はたくさんいると思 います。ただ、県の決定がこういう決定だから、これについて追従できないと いうことになると思いますが、ただ今やっている裁判によって、この委員会の 中で当局が言うことが裁判に影響が出るから答弁については差し控える云々と いうことになると、これは議論が前に進まないという話になるわけです。です から、皆さん方からしっかりとそれを聞いて、私たち委員会でどういう対応を するのか、私たち委員会がこの陳情を採択するかしないかによって裁判に影響 が出るというのであれば、一歩踏み込まないといけないと私は考えております ので頑張ってください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 6月議会で首里厚生園が、沖縄県社会福祉事業団が委託を受けている施設として最後の老人福祉施設が民営化されたのですが、その前に平成17年度に皆さんは12施設を36年間、福祉を丸ごと担ってきた皆さんの経過を聞いたら、本当に県は冷たいことをしているなと思わざるを得ない行政をしていると感じました。それで退職金の問題もそうですが、特別支援策もとっていなかったということに対してお尋ねしたいのは、職員の皆さんは22%の給与の引き下げをして出発されたと。本当に大変な思いをされたと伺っておりますが、12施設を民営化されたということで、特別にそれ以前と入所者の問題で何か変

わったことはありますか。

○金城敏彦補助人 民営化の際に支援策ではなく利用者の件だと思いますが、私たちも30数年間担ってきて、ところが平成17年度末でベテラン職員が81名退職し、それにかわる職員を雇用しました。ところが81名、ある施設についてはおおむね過半数以上が退職するという実態ですから、施設の利用者が、例えば読谷救護園は100名います。その中で過半数の職員が退職したとなると、やはりそれぞれ100名の個別ごとの処遇を新たな職員に指導するという部分からすると、残った職員については週に二、三回の夜間勤務をするとか、日勤は指導に当たるなど利用者処遇を落とさないように職場は非常に1年間大混乱でありました。そういった部分で、新採用職員が夜間勤務に入るというまではなかなか指導できないということで新たに採用しましたが、不安を感じてさらに退職するという実態もあり、定着率が低下するなど、正直に申し上げると各職員、管理者、私も事務局でしたが、事故が起こらないか毎日不安で非常に心配でした。ですから大混乱の利用者処遇のスタートでもありました。

○西銘純恵委員 入所している方々のサービスは落とされないということですが、措置の関係もたくさんいらっしゃる施設ですよね。この民間になって措置の方を受け入れるとなかなか経営的に厳しいとか、その後に何か違いはでましたか。

○金城敏彦補助人 先ほどの新会計基準の部分で、今まで本来なら施設単位の会計単位だったのが、法人の会計単位としてやったのが新会計基準で、それに基づいて単年度ごとの減価償却や退職引当金も対応して計画を明確にしなさいという部分が介護保険制度がスタートして平成12年度の新会計基準と。当事業団についても平成13年度から導入いたしましたが、減価償却や退職引当金が対応できていないということですので、予算的にいえば平成18年度からの経営が適正であるといいますが、平成20年度にこれだけの老朽施設を一気に無償譲渡でいただきましたので、この部分を仮に平成20年度で全部減価償却してしまうと全く剰余金がない状況になります。それと介護保険制度等々についても法人責任になっておりますが、措置施設については剰余金の使途について制限がありますので、建てかえ費用等々にそのまま充てられるという措置費自体の制度でもそういったものは組み込まれておりませんので、その部分は法人独自で措置施設を今後新たに建てかえるということからすると、措置施設についてはそういった対応が制度上非常に厳しいということですから、介護保険や障害者自

立支援制度も含めトータルとしての対応ということになりますから、措置施設については極めて対応が厳しいことになると思います。

○西銘純恵委員 県立であったときとの違いが短い時間では説明できないことがいろいろあるのだろうと。職員の皆さんも相当な思いをしながらやって、そして実際に入所されている皆さんとの関係でもいろいろと不都合があるだろうと感じておりますが、老朽施設については指定管理者制度が導入されてきて、市町村で指定管理者制度を導入したときに、施設の改築は行政がやるんですよね。それがどうして平成17年度にこのことが出されたのに、老朽施設についても法人の皆さんがそのまま改築の責任を負うということになったのか、そこはとても理解できないんです。それについて説明お願いします。

○金城敏彦補助人 御指摘のとおり、私たちも今まで介護や措置費や支援費等々で対応してきた事業団に老朽施設の建てかえまでという部分については、私たちも非常に厳しいという思いで、沖縄県行財政改革プランの対応方針が出たときからその分については法人としても理事長の名で要求しておりましたし、御説明申し上げたように福祉保健部についても建てかえ費用、運転資金、退職金等々の支援金については、沖縄県社会福祉事業団に対してお示ししておりましたので、当然にそのようにいくのだろうという思いでしたが、最終的には御説明申し上げたような条件でした。各都道府県の状況を調べても、例えば法人全体があるときに介護施設を民間移譲、一部措置施設については当面3年間、5年間は指定管理者制度ということで、法人全体と一気に民間移譲という命分については北海道、青森県、あるいは山梨県以外については指定管理者制度の活用と一部民間移譲という使い分けをしている県もありますので、沖縄県社会福祉事業団の状況からすると、うるま婦人寮や漲水学園について、法人の責任という分については経営を考えると非常に厳しい状況であるという部分については御理解いただけると思います。

○西銘純恵委員 特に、うるま婦人寮、漲水学園と言われましたが、実際にうるま婦人寮の場合は女性の皆さんの駆け込みで利用されている、入所された皆さんの声を聞いたら本当に必要な施設なんですよね。それを県がま丸ごと手放すような性格のものなのかととても感じておりまして、今後老朽施設の建てかえ問題については、やはり県民は事業を受けた皆さんがやるものときちんと話をされたら、やはり県がその施設については改築をという声にいくものだと思うのです。そこら辺も今後のことでやってほしいと思います。また退職金につ

いてですが、包括外部監査が出されたときにかなり多額な金額になるという時点での数字を指摘されておりますが、包括外部監査で指摘されたものを福祉保健部は検討するということでやりとりされていますが、実際に金額的にその時点でどれだけの金額を必要とする細かなやりとりはあったのでしょうか。

〇山里将善補助人 多額の退職金になるという御指摘はありましたが、実際に それがどのぐらいになるかというものには平成14年度の段階では特に計算上数 字として出しておりません。

○西銘純恵委員 多分皆さんが県から丸ごと突き放されると想定されていなかった時期で財政的にも一遍にということはないので、皆さんもあえてそこについては県が検討すると言っているのできちんと出して手当てしてくれるだろうという期待があったのではないかと思いますが、結果からすれば見事に裏切った形になっていると思います。そういう意味では、私はこの県政に対してとてもひどいと本当に言わざるを得ないという怒りが出てくるのですが、少なくとも裁判されているということですが、裁判の中で現時点での争点で、報告できるところがあればどこで争っているかという部分の説明をいただけたらと思います。

○金城敏彦補助人 補足説明をいたしますが、包括外部監査の件で先ほど翁長 委員からもありましたが、この監査結果について主管課から照会をいただき、 ペーパーでやりとりして下記のように報告してよろしいでしょうかということ で回答まで了解をいただいて監査委員に報告するという仕組みになっておりま すので、当然に沖縄県社会福祉事業団独自でいきなり監査委員のところに状況 を報告するという仕組みになっておりません。詳細についてはペーパーを持っ ております。それと今回の退職金の焦点については、最終的には県と沖縄県社 会福祉事業団がそういった協定を取り交わして民営化に移行しましたが、裁判 においても和解、あっせん協議ー公判ではなくて、それぞれの意見を調整する ということで裁判長についても法的に言わせれば確かに県の職員ではないの で、県に退職金を求めるのは厳しいですと。先ほど翁長委員からあったように、 これは行政としての政策判断だと思いますと。裁判長も本来ならそういった部 分は政策判断だろうと。これを司法の場にというのは非常に厳しい状況があり ますねということも含めて、私たちからすれば再度陳情を上げることによって 意見を県に申し上げていただきたいという思いでの陳情ですので、私たちは平 成17年度までの沖縄県社会福祉事業団と県との四六通知に基づくかかわりだ と。これの清算の仕方を行政判断していただきたい。ところが平成18年度以降、法人の運営が適正である、自己責任において支払えるという部分は私は焦点のすれ違いであり、民間は赤字を出せば当然に利用者と職員にも痛みを伴いますので、当然に適正な運営を心がけるべきであって、そういったことからすると適正な運営だから支払うというのは私は問題ではないということで、平成17年度までの清算、委託、受託関係時の清算だという思いでありますが、沖縄県社会福祉事業団はみずから平成18年度以降、適正な運営で支払いなさいというのが県の言い分だろうという思いで、私は焦点がずれているという思いです。

- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 渡嘉敷喜代子委員。
- ○渡嘉敷喜代子委員 単年度ごとの委託料による財政的関与についてですが、 余剰金は県へ返納しておりますね。そのことですが、これは福祉財団に限ることなのか、他の外郭団体にもそういう状況があるのかお尋ねします。
- 〇山里将善補助人 当事業団につきましてはここに説明がありますように、いわゆる単年度決算でありますから、そこから生じた一当時我々は不要額と申しておりましたが、これを収支差額、本来の民間でしたらこれをもとにして積み立てていく、そして退職給与引当金になるということですが、これが県との委託契約の中ではこの不要額については全額返還しなさいという委託契約になっております。そういうことで単年度で生じた不要額については、1円残さずすべて県に返還しておりました。したがって退職給与引当をするだけの資金がそこになかったということです。
- ○渡嘉敷喜代子委員 平均して年間でどれぐらいの返済になっていましたか。
- 〇山里将善補助人 返還金の金額につきましては、その年度によって違いがありまして、多いときには1億円とか1億5000万円、少ないときで3000万円や5000万円ということでかなりのでこぼこがあります。幾らということは一概には言えないということです。
- ○渡嘉敷喜代子委員 司法に任せると、ゆだねるということで、私たちは議論ができなかったんですね。そういうことで裁判の結果を見て判断すると総務部長は答弁をしておりました。それでなぜ裁判にかけるまで、訴訟に至るまでの

経緯を説明していただきたいのですが。

○金城敏彦補助人 最終的に、沖縄県社会福祉事業団の平成17年度までの理事、専務理事等々含めて県の派遣職員ですので、県の民営化方針は平成17年度までで打ち切りと。平成18年度からは民営化という方針が決定しておりましたので、私たちはプロパー職員を含めて、当初から申し上げておりますような当初運転資金、改修費用、退職金について最後まで抵抗いたしましたが、平成18年度から民営化ということでこの部分は先送りにして民営化されてきたと。2カ年間の無償貸与も含めて、直接個人にかかわる退職金の部分が全く清算されない、あるいは審議打ち切り、審議できないということから職員みずから立ち上がって司法の場に訴えたと。もろもろ気持ちはそれぞれあるかと思いますが、これは個人の集団訴訟ということですから、そういう思いだっただろうとおおむね集約できると思います。

○渡嘉敷喜代子委員 和解の話も出ているわけですよね。その件について質疑 したときに、やはり裁判にゆだねると。それだけで討議を打ち切りたいという 思いで和解をする気はないと返ってきたんですね。ですから先ほどからも話が 出ていますように、やはりこれは政治的判断しかないだろうという思いがしま す。他都道府県の場合を見てもわかるように、それしかないだろうという思い がします。そして2005年に福祉保健部では包括外部監査を受けて、退職金の問 題で差額分を出さないだろうという頑張りがありましたね。その部分の財政的 な面で全然違うような裏切り行為といいますか、違う判断になっているわけで すが、行政というのは継続だと思うんですね。私は総務部長の答弁を聞いてい ると、前の総務部長はそうじゃなかったでしょうと。やはりこれまでの討議の 中でこういうことを討議してきたという、継続というのは進めていかないとい けないと思うんです。そのあたりは皆さんはどうでしょうか。平成7年にはこ のような文書が来ているわけですよね。有償にするとか、全然違った総務部が 示したようなことの文書が来ているわけですよね。そのことに対して、やはり 行政はしっかりと福祉保健部としても継続して、行政は継続でしょうという交 渉の仕方をしなかったのかどうか、頑張ったと思いますがそのあたりの経緯を お聞かせいただきたいと思います。

〇山里将善補助人 まさに渡嘉敷委員が言われるとおりですが、先ほど来申し上げておりますように、福祉保健部は我々の考え方についてかなり近い考え方があったと。総務部はそうではなく、全く違う考え方ということで、我々は福

祉保健部長とかなり議論はやってまいりまして、その中で総務部とも意見交換をしたいという考え方も示したのですが、これは実現しませんで、結果として福祉保健部とのやりとりの中で、今度は福祉保健部が総務部とやりとりするというプロセスの中で、我々の考え方はその福祉保健部の中で終わってしまったということなんですね。それがすべて総務部のほうに届いたかどうかもはっきりしない部分があります。そういうことでなかなかつながりが持てなかったというのが実態であります。

- ○渡嘉敷喜代子委員 当事者でありながら全く蚊帳の外に置かれていたという 状況ですよね。
- **〇山里将善補助人** 全く蚊帳の外と言えばちょっと語弊がありますので、福祉保健部とは当然にコミュニケーションはしっかり持ってやっておりました。総務部とのコミュニケーションは我々にはなかったということです。
- ○渡嘉敷喜代子委員 福祉保健部とのやりとりはあったけれども、財政面で総務部に押し切られたということが出てきているわけですから、そのあたりに当事者である財団の皆さんも総務部との交渉を福祉保健部がしっかり仲立ちしてやるべきだったと思うんですね。それが全くなかっというわけですね。
- **〇山里将善補助人** はい、そのとおりです。
- ○渡嘉敷喜代子委員 余剰金もすべて県に返納していくという状況の中で、本当に独自の財源も持てない、マイナスからの出発で皆さんは頑張っているわけですね。この問題で民営化が起こった時点、民営化する時点で退職金はすべて清算すべきだということで私たちも頑張ってきたわけです。決議書にも書きましたよね。採決されたといういきさつもあるわけですから、県は裁判にゆだねるという一方的に言っておりますが、今後もう少し話し合いができるのかどうか、和解も含めて、今後の展望をお聞かせいただきたいと思います。
- ○金城敏彦補助人 総務部、福祉保健部等々ありますが、嘉数副知事との調整 以降は県方針でありますので、それぞれ事業団としても労働組合の意見、施設 長の意見ということでヒアリングをして最終的に理事会を開催し、県の4項目 については事業団を特定するということ以外については受け入れられないとい うようなことで、ずっと意思表示はしておりました。そういったことも含めて

民営化移行そのままうやむやと申しますか、そういった退職金問題で職員が法 廷闘争に持ち込むと。これを県が法廷闘争の結果だという部分は非常に遺憾だ と思いますし、多くの委員が指摘されているように、これは政策判断という思 いでありますし、その分については議会のほうで陳情を採択していただいて、 その結果を司法の場にもそういった政策判断でありますと、今後の取り組みか らしたら採択をしていただければ非常に大きいという思いです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

〇比嘉京子委員 平成17年度の県から沖縄県社会福祉事業団への譲渡に際して は議会においても土地、建物の無償譲渡ということで採決をして、我々は後押 しをしてきたわけですが、そういう経過の中で、結果的には有償賃貸で21億円 という土地の金額について払いきれるまでの間も有償であるという状況で皆さ んは引き継がれた中で、私はそのときにまずは処遇されている方、それと同時 に働いている福祉の方々の賃金が民間との大きな開きがあると。そこで県が持 っている意義は、民間が県に準じていくように努力することが考え方であって、 逆に落としていくという考え方はあってはならないという論戦を張ってきたつ もりであります。そういう中で私は金銭的なことで気になる点が幾つかあるの ですが、1点目は退職金という考え方。基本的ですが、我々が今論じているの は総務部も福祉保健部もはっきり同じこと言っているのは、平成18年3月31日 に退職する人には県は今までどおり準じて見ましょうと申しているわけですよ ね。それ以降の人々について異議が生じているわけですよね。そうすると退職 金というのは考え方としてどういう考えなのか。平成18年度以降に皆さんが採 用した人たちは確かに皆さんの運営の中で、皆さんの基準で採用していくわけ ですから皆さんが払う責任があると一般的に私どもは思うのですが、それ以前 に平成18年3月31日の人には払えた、だけれどもこれからの人には払えないと いうそごの部分の理解が私は十分ではないのですが、この退職金という皆さん が問題にしている理屈、主張というのはどういう性質のものだから主張ができ ているのですか。

○金城敏彦補助人 社会福祉事業団は全国的にそうですが、退職金については 四六通知にもありましたように独立行政法人医療福祉機構という退職共済制度 に入っておりますので、これは国や県の補助がありますので、事業主が掛金を 支払ってそれぞれ勤務年数と基本給に応じて退職共済制度で支払いされると。 ただ四六通知も基づく県準拠の部分がありますので、委託受託関係、公立民営といわれている平成17年度までについては当然に独立行政法人医療福祉機構プラス県との差額分ということで退職給与引当金ということで本来なら単年度ごとに積むべきだったと。ところが単年度精算方式ですから、実際に退職が出たときに契約変更して県に予算要求して実質退職があったら退職金を支払うという制度であったわけです。平成18年度以降については、独立行政法人医療福祉機構一本ということになりますから継続した職員については私たちの考え方からすると平成17年度までは県に準する部分の退職金で一たん平成17年度までで清算していただきます。平成18年度以降については、法人の責任として医療福祉機構一本ですということで私たちはしているわけですから、平成18年度以降の採用職員については独立行政法人医療福祉機構一本で、継続職員については平成17年度までの独立行政法人医療福祉機構プラス県との差額分を一たん清算していただいて、平成18年度以降は独立行政法人医療福祉機構一本という二段構えという現行制度になっております。

○比嘉京子委員 私が見ているのが 5 ページの総務部案と福祉保健部案のところですが、退職金の考え方のところに県の弁護士意見というのがありますよね。 その県の弁護士意見で沖縄県社会福祉事業団が支出すべきものと考えるという意見がありますが、それについての皆さんの異議は右の福祉保健部案と同じであるという理解でよろしいですか。

- ○金城敏彦補助人 はい、そのとおりです。
- **○比嘉京子委員** やはり退職金については、皆さんに移譲するときと状況が変化してきている。例えば7ページの総務部案がありますよね。民間移譲するときの総務部案の退職金についてというところがありますが、この時点での総務部案については皆さんは異議をおっしゃらなかったのですか。
- ○金城敏彦補助人 申し上げておりますように、これは沖縄県社会福祉事業団、 法人としてもその退職金については平成17年度末で異議は理事長名で文書等々 も含めて要請はしております。
- **〇比嘉京子委員** ということは、平成18年度以降、平成19年度、それから今回 ということで皆さんの正当な要求が通らないということで、皆さんとしては起 こさざるを得ない訴訟を起こしているという理解ですよね。

- ○金城敏彦補助人 御指摘のとおりです。
- **〇比嘉京子委員** そこで10ページの沖縄県社会福祉事業団への県の関与という ところで人的関与がありますが、この権限と給与等は県から出ているわけです か、派遣の県職員について。そして退職金等はどこから出ているのでしょうか。
- ○金城敏彦補助人 平成17年度までは19ページと20ページに事業活動収支計算書がございますが、20ページは平成17年度ですが、委託料収入ということで、すべて人件費等々含めて県に伺いを立てて、予算決定をして、契約していただきますので、すべて事業団職員についても、県からの派遣職員についてもこの委託費の中で人件費が算出されて行っております。現行、民営化以降については常務理事が派遣されておりますが、基本給については県が支出をして手当等々については実質事業団が支出しております。
- **〇比嘉京子委員** 例えば平成20年3月31日に県に戻った方の退職金はどうなったのですか。
- **〇金城敏彦補助人** 県の職員は休職して派遣されますから、一たん戻った後に 県職員の身分で退職されますから事業団としては退職金について対応いたしま せん。
- 〇比嘉京子委員 皆さんが純粋に求めているのは、平成17年度からそれ以前に採用された処遇の皆さんにおける退職金の支給を、これまでどおり採用時における同列の条件として県に請求していきたいということでよろしいですね。そうしますと、私たちとしては採決を見合わせてきたわけですが、皆さんの御要望を最大限に県議会議員の皆さんの御理解を得て後押しをしていく。そういうことがきょうのこの質疑の中で深まっていっただろうと私も思っておりますので、9月議会におきましてそのことを早急に議会としても答えを出していきたいと考えております。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 奥平一夫委員。
- ○奥平一夫委員 13ページ、14ページにあります民営化方針を受諾したという

中身について、ここに退職金についての言及がされていないのですが、一番大事な職員のいわゆる今後の人生設計をつくる上で一番大事な、これまで働いてきた対価としての退職金がなぜそこで載せなかったのか、あるいは載せられなかったのかという議論もあったのかどうかお伺いしたいのですが。

〇山里将善補助人 14ページにあります民営化の方針ですが、これについては 先ほど来、御説明しているとおり、これは最終的な県の考え方、その前に戻り ますと福祉保健部の考え方と総務部の考え方がありまして、その部分について 我々から福祉保健部に議論を持ち込んでやってまいりました。しかしながら結 果として、総務部の考え方にまとまったということについては、当時の副知事 も理事長として認めたということであります。そういう考え方が最終的に事業 団に民営化の方針として打ち出されて、その中では3番の退職金積み立てについては支援しませんとはっきり明言されました。その以前に退職金の問題についてはいろんな議論をして我々は主張もしてきました。ところがこれが認められなかったということです。これが実際に平成18年度以降、これでもって民営 化に移行したということです。

○奥平一夫委員 議論はしてきたが、退職金について、平成17年度まで働いてきた皆さんの対価としての退職金をなぜここに押し込んでいくことが残念ながら、内部でいろいろと議論したと言いますが、出てきていない。これは非常に厳しいですね。そういう意味では、民営化についてもきちんと列挙させるということで民営化をのむということでないといけなかったのではないかと思うわけです。平成14年度の包括外部監査の報告にもあるように、あのころから沖縄県行財政改革プランは非常に進んでいて、先ほど指摘もありましたが、総務部の行財政改革がこれだけ急速に進むというのは恐らく想定していなかったという話もありましたが、しかしこの退職金の問題は沖縄県社会福祉事業団の皆さんが言うことはなかったのですか。

○金城敏彦補助人 奥平委員が御指摘のように、沖縄県行財政改革プランでうるま婦人寮の指定管理、それ以外についての11施設は民営化という方針がございました。8ページに総務部方針がありますが、6の2の部分に上記Iによりがたい場合においては、施設を分割の上、公募により、譲渡もしくは緊急避難的に指定管理者制度へ移行するということで、県の方針をのまなければ施設を分割いたします、あるいは公募します、指定管理しますと。実際の取り組みからすれば、この12月5日以降についても、その移行の理事会で五、六回以上は

その部分については受け入れられないと、当初の要求どおりということで最後の2月議会まで陳情を出して、2回もやっていただいたいのですが、最終的に県のこの方針は変わらなかったということで。総務部については8ページにあるようにのまなければ分割もありますということで、私たちは最後まで12施設を担ってきた経緯もあるし、一括して沖縄県社会福祉事業団にお願いしたいということで、奥平委員が御指摘の部分については、私たちもなぜという思いもありましたが、そういった県の方針もありまして、なかなか退職金について対応していただけなかったという経緯もありました。

○大嶺利昭参考人 そういったことについて、我々は苦渋の選択であったと思います。そういった意味で事務局職員も大変だったと思いますが、我々としてはまず一括ということと職員の身分の確保がありまして、第一には1000名近くの利用者処遇の一点だったんです。我々が担ってきた部分の関係が崩れてしまうというのが一番心配でした。そういった意味では事務局職員も苦渋の選択であったのですが、それは我々もやむを得ないということで、まず第一に考えたのは利用者の処遇です。

○奥平一夫委員 この方針を認めることについて、退職金を今後どうしようという、皆さんの胸のうちでは共通認識としてどう持っていましたか、どう解決を図ろうと考えていましたか。

○照屋政治補助人 実は当時、私は理事をやっておりまして、この事項については先ほど説明があったように相当議論しました。理事会といえども多数決で決めるわけで、その間いろんな問題が発生しまして、その都度議論をし、多勢に無勢といいますか、この土地、建物についても一切まかりならないと。先ほど説明があったように、最終的には分割すると。そうなると我々はこれまで34年間、沖縄県社会福祉事業団として約1000名余りの利用者の処遇の向上を目指して日々頑張ってきたものが、気泡と化すというか、どうなるのかという状況がありまして、分割だけは絶対あり得ないと。そうすることによって結局は今いる職員も不安定雇用になるというのがあり、そうやってきましたが、結果的に理事会で全部可決するわけですから、前回のときも話ししましたが、結局は理事会として県のほうの言い分を聞いてしまったということで、我々一職員、理事といえども、その場では対応できなかった。それは非常に我々沖縄県社会福祉事業団の全職員はいろいろ頑張ってきましたが、どうしようもないような壁が目の前に立ちはだかったということで、ぜひこの辺も理解していただいて、

今言うように我々は今後ともこの1000名余りの利用者処遇も踏まえた上で、我々はやっていきたいと思っております。ですから、この問題につきましては退職金の問題、本来ですと退職金というのは正しいのかどうかわかりませんが、当時34年間でしたので、その間に県がかかわった、県が責任を持ってやった、いわゆる設立から平成17年度末までのこの分を清算していただきたいというのが本当のところです。それを何もしない、ではどう清算するのかというと、職員に対しては清算金、退職金という部分、それから老朽化の施設につきましては、新築していただいて、今後ますます利用者の処遇の向上ができるように整備していただきたいと訴えてきまして、その当時の福祉保健部は全く同じ考えなのです。私どももそのとおりと思っておりますと感謝したような状況です。ところがどこで間違えたのかわかりませんが、最終的にはそうなりまして、理事会もおおむね県のほうにしか顔を向いていないという状況で、いたしかねないということで最終的には至っています。この辺を御理解いただきたいと思っております。

○奥平一夫委員 相当な苦渋の選択をされたということが非常にわかります ね。なぜ、そういうことを言ったかというと、やはりこの方針の中でこれが出 てないものですからどうだろうかと。皆さんは本当に努力したのかとある意味 で話をさせていただいたわけで、これだけ本当に御苦労されてきて、先ほど大 嶺参考人も人生設計も狂っていると。これは立て直さなければならないという 思いに至っているという心情を吐露されておりましたが、本当にそういうこと を聞くにつけ、ある意味で県の責任は非常に重たいと思っております。平成14 年度の包括外部監査については全く聞き耳持たずと。県は非常に上手にあると きは包括外部監査を理由に強引に進めるし、あるときはそれを無視するという 形でこれまでの県行政が進んできているというのを指摘しておきたいと思いま す。そういう意味では皆さんから陳情が出ているこの問題は、議員にとって非 常に重たい決断をしなくてはいけないと思っております。そういう意味では、 県議会の決断をきちんとやっていかないと、こういうことは解決していかない と思っておりますし、私も全力を挙げて頑張っていきますし、翁長委員もすご く前向きに話をされておりましたので、一緒になって頑張っていきたいと思っ ております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、大嶺利昭参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき 心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

大嶺利昭参考人、補助者の町田宗広さん、金城敏彦さん、山里将善さん、照 屋政治さん、ありがとうございました。

以上で、参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人等退室)

〇赤嶺昇委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項社会福祉及び社会保障についてに係る沖縄特別振興対策調整費を活用した待機児童解消対策特別事業についてを議題とすることにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、直ちに審査を行うこととい たします。

休憩いたします。

(休憩中に、協議した結果、本件を議題とし、直ちに審査を行うことで 意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項社会福祉及び社会保障についてに係る沖縄特別振 興対策調整費を活用した待機児童解消対策特別事業についてを議題とし、直ち に審査を行うことにつきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員着席)

〇赤嶺昇委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項社会福祉及び社会保障についてに係る沖縄特別振 興対策調整費を活用した待機児童解消対策特別事業についてを議題といたしま す。

本日の説明員として福祉保健部長の出席を求めております。

沖縄特別振興対策調整費を活用した待機児童解消対策特別事業について審査 を行います。

ただいまの議題について、福祉保健部長の説明を求めます。

伊波輝美福祉保健部長。

〇伊波輝美福祉保健部長 沖縄特別振興対策調整費を活用した待機児童解消対 策特別事業について御説明いたします。

県では、待機児童解消のため保育所の創設、分園の設置、定員の弾力化及び認可外保育施設の認可化等を保育の主体である市町村と連携しながら進めてまいりました。今年4月1日現在の待機児童数は1808人で、前年度と比較して42人減少しておりますが、依然として多くの待機児童を抱えております。引き続き待機児童解消のための諸政策を積極的に推進しているところです。

また、認可外保育施設に対しては、新すこやか保育事業を実施し、児童の健康診断費、給食費等の助成を行っておりますが、国からも何らかの支援策が得られないか関係省庁に働きかけてまいりました。

例えば、政府備蓄米も認可外保育施設の給食に活用できないかとか、いろんな要請をしたりなど、この件に関しては結果的に実現しませんでしたが、県選出国会議員を初め議員を含めた多くの皆さんの支援をいただきました。

このような中で、このたびの沖縄特別振興対策調整費を活用した待機児童解消対策特別事業が実施されることになりました。

この事業の概要を申し上げますと、今年度中に保育事業将来推計調査の実施及び認可化促進計画の策定、認可化することとした施設への支援、保育内容向上に向けた研修会、これらの事業を実施し、来年度以降、平成23年度までに引き続き認可化することとした施設への支援を実施し、約3000人の定員をふやして待機児童解消を図りたいと考えております。

事業費は10億円程度で、沖縄特別振興対策調整費から8億円、県が1億円、

これを基金にいたしまして残りの1億円を市町村に負担していただく予定としております。

事業内容につきましては、今後関係省庁と詰めていくこととなっており、9 月定例会には基金設置条例を提案する予定としております。

各委員の皆さまの御理解と御協力を御願いいたいます。

また、保育の実施主体は市町村であることから、特に待機児童を多く抱える市町村に対して理解と協力を求めていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、本委員会所管事務調査事項社会福祉及び社会保障についてに係る 沖縄特別振興対策調整費を活用した待機児童解消対策特別事業について質疑を 行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、 重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 この間の議会で質問したのですが、沖縄における認可外保育施設に関して、やはり全国とは全く特異的な状況が続いているわけですが、なぜそのような状況が続いてきたのかということはきょうはお聞きしませんが、それがあることによって国に求めていくスタンスというものも違ってくるだろうと思っておりますが、きょう具体的につながる、お聞きしたいことは、この間の私の議会での、待機児童の今年4月1日現在の人数は1808人という話がありまして、どの議員にもそのような数字でありました。そのときに私はそのカウントの根拠はと聞きましたが、結局は認可外保育施設の子供たちを待機児童として考えているのかいないのか。もし考えているとしたら、調査をした経緯があるのかないのか。その何割が待機児童だと県はとらえているのか。その点をお願いします。

〇伊波輝美福祉保健部長 平成16年度に厚生労働省の調査がありまして、そのときに認可保育園に入りたかったが、あきがなかったということで27.2%の数字が報告されています。

〇比嘉京子委員 私自身の個人的な考え方ですと、これは大変な数字ではないかと。現場の先生方から、これは県がやっていないこと自体が問題だと思いま

すし、厚生労働省がやったという云々ではなくて県がこれまで認可外保育施設の立入調査をしたり、指導したりしているわけですよね。どうしてその調査をなさっていないのでしょうか。この数字にはすごく大きなギャップがあると思います、実態と。

- **〇伊波輝美福祉保健部長** この調査も県が市町村を通して実施したものとなっております。
- **〇比嘉京子委員** 県が厚生労働省から頼まれてやったのですか。
- **○津波信雄青少年・児童家庭課副参事** 先ほど伊波福祉保健部長が、答弁で平成16年度の厚生労働省の調査を申し上げましたが、これは県のほうで援用している結果であり、県内でも認可外保育施設に通っている児童の30%ぐらいが待機児童になるのではないかという推定する数字でありまして、県では過去に抽出的な調査をやったことがありますが、信頼するに足るような数字がとらえられませんで公表しておりませんでした。
- **〇比嘉京子委員** 調査の規定がどうなのかということも議論しなければいけないのかもしれませんが、皆さんが認可外保育施設の経営者に直接に調査を、いわゆる保育に欠ける子供、共働き、または働くことによって家庭において育児ができないという環境の方が自分たちの保育園にどれだけいるのかという調査はしたことないと考えていいのでしょうか。
- ○新垣郁男青少年・児童家庭課長 待機児童の1808人といいますのは、毎年、市町村のほうから報告を求めておりますので、現在、市町村のほうでカウントされている、希望しているけど入れないとかという数字が報告されてきておりますので、1808人という数字は現在県としてはとらえている待機児童の数であるわけです。しかし、認可外保育施設の全体の中では市町村がとらえきれていないような、あるいは実際に保育に欠けているかもしれないけれども意思表示がされていないケースがあるのではないかということで、先ほど申し上げた国が調査をしたところ全国調査でおよそ3割が出てきました。そうすると3割というものを県も推計して、考えることはできるだろうと。しかし、現実に上がってきている数字としては毎年報告を求めておりますので、それは市町村から上がってくる数字としては1808人ということで現在とらえているということです。

○比嘉京子委員 どうしてこれをここまで聞いているかというと、皆さんが沖縄県の保育を今後どのようにして計画的にやろうかというときの基準になる数字に、こんなあいまいさでいいのだろうかという考え方があっての質疑であります。といいますのは、今の国における待機児童のカウントの仕方で従来と違っているのは、いわゆるこの保育園にどうしても入りたいという子はカウントされていませんよね。どこにでもいいから入りたいという人は待機児童になるけれども、必ず特定の保育園にあきがあるまで待ちますという人は待機児童ではないわけでしょう、今の国の基準のカウントの仕方からすると。それも問題だし、これも入れないといけない待機児童ですよ、元来。実際に入りたくて待っているわけですから。入りたくて待っているけれども、必ずこの保育園に入りたいですといって、特定の保育園のあきを待っている。どこでもいいから入れてくれという人は待機児童だけれども、必ずこの保育園に入りたいといって、特定を指定している人も待機児童に入ってないわけですよね、ここはどうですか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 はい、そのとおりです。新定義ということになっておりますが、その中では希望するところ以外の所があいているが、何かの都合があって、そこではなく、入りたいところへ入りたいけれども入れないというのは御指摘のとおりカウントされておりません。

〇赤嶺昇委員長 休憩します。

(休憩中に、委員長から質疑に対する答弁の内容が誤っていないかの確認あり。)

〇赤嶺昇委員長 再開いたします。

新垣郁男青少年·児童家庭課長。

- ○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほどの答弁について取り消しをして訂正を申し上げます。比嘉委員のおっしゃるとおりです。あいているところということではなくどこでもということです。
- 〇比嘉京子委員 ということと、認可外保育施設で皆さんの数字には私が現場の認可外保育施設で対応している分には倍以上の開きがあります。ですから6

割、7割、8割と、保育園によっては6割と言われる先生もいれば、8割と言う人もいるので、決して5割以下ではないだろうと私は考えております。それで本当に実態をきちんと把握することを要望として申し上げたいことと、今、皆さんが認可化を促進してるとき、なぜ認可化が促進できないかという理由はどのように考えているのですか。

- ○新垣郁男青少年・児童家庭課長 認可化されますと、運営費についての公的助成があるわけですが、それは国が4分の2、県が4分の1、市町村が4分の1ということですが、財政状況というのは県も市町村も厳しいわけですが、市町村として認可保育園をふやしていくと後年度の財政的な負担がなかなか大きいのではないかと考えております。
- 〇比嘉京子委員 それ以外の理由はありませんか。
- **〇新垣郁男青少年・児童家庭課長** 認可外保育施設の中で最低基準をクリアするということが沖縄の事情としてはなかなか難しい。特に都市部においては大変だと思われますので、そういったことでなかなか進まないということもあろうかと思います。
- **〇比嘉京子委員** 認可化の基準の概要をお話しください。認可化に向けての基準です。
- ○新垣郁男青少年・児童家庭課長 かいつまんでの話になりますが、例えば職員配置の基準としては、0歳児3人につき保育士は1人、一、二歳児ですと6人につき保育士は1人、3歳児は20人につき保育士は1人、4歳児は30人につき保育士は1人といった細かい基準がございます。それから保育所の面積につきましても0、1歳児につきましては1人当たり1.6平方メートル以上が必要ですし、2歳児以上でも1人当たり1.98平方メートル以上の面積が必要である。そして屋外遊戯場として、2歳児以上につきましては1人当たり3.3平方メートル以上が必要であるという基準があります。
- 〇比嘉京子委員 1 つの園の園児の人数の基準はないのですか。認可外保育施設から認可化するときの総園児です。
- ○新垣郁男青少年・児童家庭課長 それにつきましては、30人以上ということ

です。

- **〇比嘉京子委員** これは県の認可化基準と市町村単位では違うのですか。県は 30人以上で推進しているのでしょうか。
- **〇新垣郁男青少年・児童家庭課長** 先ほど申し上げました、最低基準としては 30人以上ということですが、標準的なものとしては県として大体60人以上が標準的な規模ということで進めております。
- **〇比嘉京子委員** では、90人というたくさんの園児を要している所が最低基準ではないという理解でよろしいですね。
- **○新垣郁男青少年・児童家庭課長** 先ほど申し上げた1人当たり何平方メートルといったものがクリアされていけば○Kということです。
- **〇比嘉京子委員** このように見ますと、皆さんからお配りいただいた認可外保育施設の現況というのがありますが、60人以上となると半分以上が60人以下の所に相当するのではないかと思います。そういうところに認可化をしてくださいと提案しても人数が足りませんということはないのでしょうか。弾力的に考える理解でよろしいでしょうか。
- **〇新垣郁男青少年・児童家庭課長** 弾力的に運用していっていただければよい ということで、最低基準をクリアする工夫、施設整備をしたりなどということ で弾力的に行っていただきたいということです。
- **〇比嘉京子委員** 例えば、市町村の事情によって基準を厳しくすることも皆さんは十分に推察されるのでしょうか。なぜこういう質疑をしているかというと、認可外保育施設の園長等と話をしていると、基準が90人以上でないとだめだと、まずそこからクリアできないという意見がせんだってございました。それでそんなに高いハードルをつくっているのかと思っておりましたので、今お聞きしているのですが、つまり60人以上でなくてもいい、60人以下でもいいと希望してある程度設置基準を満たす努力をすればいいと理解していいですか。
- **○伊波輝美福祉保健部長** 最低基準の場合は30人ということで、90人であるという義務はありません。ですからその地域ごとに違うと思いますが、私たちが

計算上スタンダードとしてとらえていて一番多いのは60人です。それもありますし、90人もありますし、何カ所かが120人もあります。さらに分園もできますので、そこに必要だという形で、地域でそれぞれのニーズがあればやれると考えております。

- 〇比嘉京子委員 今回の基金造成をもとにして皆さんが今後、例えば保育環境をよくするために、私として目標になる人数を正確に把握、それでも流動的に毎年なるわけですが、ある程度の人数を設定して、そこに向かって何年度にどうするというような基本的な保育政策を打ち出すと期待しているわけですが、具体的には今回のこの内閣府の沖縄特別振興対策調整費をもとにして、沖縄県としては今どういう計画を考えているのですか。
- ○新垣郁男青少年・児童家庭課長 今回の沖縄特別振興対策調整費を活用した 待機児童解消対策特別事業の中で、平成20年度9月議会で補正いたしまして、 下半期に向かって保育事業の将来推計調査をこの基金事業で実施しまして、認 可化促進計画をつくっていくということで考えております。
- **〇赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。 仲村未央委員。
- **〇仲村未央委員** この基金ができたいきさつを知りたいのですが、3000人の定員増、おおむね3年で10億円という数字の置き方ですが、これは県が具体的に要望したのですか、この目標人数と額については。
- ○伊波輝美福祉保健部長 3000人ぐらいではないかという推計値でやりました。それ以外にも通常のルートでも促進はできますので、この分はこれで3000人で。ほかのプラスアルファに関しては通常のルートでできると設定しまして要請したところです。
- **〇仲村未央委員** 先ほど来のやりとりでは、県が独自に認可外保育施設も含めて待機児童がどれだけいるかというのが把握できていないと。把握できている数字は1808人とおっしゃったのですが、その今おっしゃる推計値で3000人ということと先ほどの答弁との整合性はどうなりますか。
- ○伊波輝美福祉保健部長 これまでも過去何年かずっと800人とか、700人とか

整備してきたのですが、1800人、2000人前後が変わらないんですね。それで比 嘉委員から本会議で御質問がありましたように調査を入れる。これは知事もや りなさいと言われたので、再答弁で調査しますという形にしました。今回、認可化の沖縄特別振興調整費を利用するためにもやはりきちんとしたものが必要 だということで計画を立てないと使えないので、それも含めて調査をやるという設定をしております。

- **〇仲村未央委員** 私の質疑と行き違っていると思いますが、これから調査する ということは今度の9月補正で組むわけですよね。今持っている推計値の3000 人というのがどこから出てきましたか。
- ○新垣郁男青少年・児童家庭課長 先ほど申し上げました国の全国調査の中で 27%という数字があって、おおよそ3割ぐらいと見込めるのではないだろうか ということです。
- 〇仲村未央委員 国の全国的な傾向の27.2%が意味している数字と、そこはあくまでも認可保育園と認可外保育施設が比率的に認可保育園が圧倒的に多い中で、それでも認可外保育施設に27.2%も認可保育園に行きたくても行けないという人がいますという数値と、沖縄のように本来認可保育園の比率が余りにも認可外保育施設に対して低いという中で27.2%を援用するというのは、そもそも前提が全然違う中での27%から30%というのは余りにも推測するには乱暴ではないかというのが、実態調査がどうなっていますかという趣旨だと思うんですね。その辺についてはどう考えていらっしゃいますか。
- ○伊波輝美福祉保健部長 今回は全調査を入れたいと。認可外保育施設にいる お母さんたち一人一人に意向、これまでの経緯も含めて調査をして、これをも とにどうするのかという政策を私たちは組んでいきたいと考えております。 3000人と先ほども言いましたが、沖縄特別振興調整費を使うのが3000人ぐらい はできるのではないかと。あとに関しては分園、増改築などで既存のところの プラスアルファもできますし、倍にできるかどうか、補てんなど、これからど うやるのかを見ますが、並行していけると考えております。
- ○仲村未央委員 私は沖縄特別振興対策調整を使って調査も入るということに対しては賛成です。これはぜひ調査を入れていただきたいと思いますが、今おっしゃっている目標値を3000人として、それが逆に一人歩きしていて、予算の

頭打ちの中でこれぐらいできるかなということの範疇の数字なのか。目標値として県の保育行政のあり方が3000人に到達したら目標達成であるのかどうかというのは、公表している3000人に対する保育行政のそもそもの見方、問われ方が違ってくると思うんですね。それであえて先ほどから3000人の根拠はあるのですかとお聞きしているんです。

- ○新垣郁男青少年・児童家庭課長 今おっしゃいましたように、最終的な数値の確定というのは保育に欠けるという状態がとらえづらい、変動しますので私どもとしてはまずは目の前の目標としてこの3000人というものを沖縄特別振興対策調整費でやって、ある程度いけるだろうという予想、国との調整の中でもまずそれぐらいいったら大幅に進められるのではないかという予測の中で行っているということです。
- **〇仲村未央委員** それでしたら3000人というのは、特に今の実態を把握する目標値ではないと認識として持った上で質疑したいと思いますが、3年間の見通しの中でもちろん県や市町村の負担を伴っての10億円ですが、これで何園ぐらいが認可化にいくと考えられますか。
- **〇新垣郁男青少年・児童家庭課長** 先ほど申し上げました標準定員、これはあくまでも標準ですので御理解賜りたいのですが、3000人ですので60で割りまして50園ぐらいということで考えております。
- 〇仲村未央委員 単純に割っての50園の認可化ですが、これは県も市町村もその財政的な負担も含めて十分に3年間で使い切るという自信はありますか、見通しは。
- ○伊波輝美福祉保健部長 市町村が実施主体になりますので、これから市町村と何回か話をしたり、いろいろとやったりしているのですが、一緒にやっていけるようにということで市町村もこれから説得しなくてはいけない。今も二、三カ所認可化しておりますので、それを5倍の形のスピードでやらなくてはいけないと考えております。
- ○仲村未央委員 例年は2カ所か3カ所ぐらいのものが、3年間で50園という物すごい加速度で対応を求められる。これは県も大変ですが、やはり市町村も負担がそのことに関して一気に集中的に投下されるということになると、その

見通しがもともとあってこの時期にということではなかったわけですから、一気に沖縄特別振興対策調整費がついてこうなっている展開の中で、非常に厳しいものが出てくるのではないかと思うんですね。もし、沖縄特別振興対策調整費が3年間経ってみて思うように進まなかった場合に、このお金はどうなりますか。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 現在の計画では国との調整の中でも、3カ年の平成21年度、平成22年度、平成23年度ということでやっておりますので、それまでに仮に進ゝが悪く残ったとすればお金は返すということになるかと思います。

〇仲村未央委員 きょうは説明会ですのであえて答弁を求めることではないの ですが、ただこれまでの歴史的な経過も含めて考えるときに、沖縄の保育に欠 けるという子供たちがこれだけ多くいることや、認可保育園が他都道府県に比 べて余りにも少な過ぎるということの実態がどこからきているかという整理、 総括なしには国に対する県の向き合い方も全然違ってくると思うんですね。た だ、市町村の負担が間に合わなかったから、県が追いつかなかったから、はい、 お返ししますということで済む問題ではないと私は思っております。今、おり てきた、せっかくまとまったものを本当に今までの歴史的な経過や今置かれて いる認可外保育施設そのものを今ある状態で本当に底上げできないのかどうか も含めて、ある意味で沖縄方式みたいな、沖縄の実態に即したお金としてこれ が使い切れなければ、何のために沖縄振興策の中で位置づけられたのかという そもそもが問われてくると思います。これは要望ですが、ただ、形式的に認可 の基準に合うか合わないか以上に、実態を調査される中でもう一度この経過を、 なぜ沖縄がこれだけ特殊な環境に置かれてきたのかと。その中には本当に国の 責任はなかったのか。そこを本当に県が理屈として整えて、このお金を使い切 るというような迫力を持った根拠のつくり方、調整の仕方をぜひとも私はこの 振興策の切れ目に当たって、最大の課題として向き合って福祉保健部挙げて取 り組んでいただきたいと強く思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 沖縄特別振興対策調整費のみに限って質疑しますが、これは皆さん方からこの事業を上げたのですか。それとも財政当局側から50億円の中

から30億円は決まったが、今年度はあと20億円残っている、これを使い切らないといけないと。皆さん方から上がった事業であれば、認可化に向けてのこういうメニューがあって、こういう認可化促進事業の要望がかなりあると。だからこれをやりたいんだという形で積み上げてきた中でこの要求をやったのか、財政側から押しつけられたのか、どっちですか。

〇伊波輝美福祉保健部長 押しつけられたというよりも、やはり児童の処遇というのはきちんと制度に乗せた形のほうが望ましいものだと我々の結論だったわけです。そうしますと、この子供たちのものに関しては認可化がベストな状態ではないかという結論でもって要請をしたわけです。これにこたえた形で国がお金を用意していただきましたので、私たちはあと3年の中できちんと答えを出していくような仕事をしたいと思っております。

○翁長政俊委員 新垣郁男青少年・児童家庭課長、50園を3年でやるという、要するに市町村からの要望はありますか。

〇新垣郁男青少年・児童家庭課長 市町村からの要望があるというのはありません。

○翁長政俊委員 本来は認可化のおくれ、これを取り戻すために伊波福祉保健部長が沖縄での保育のあり方の基本的な考えを述べたんですよね。それに裏打ちされる数字というものが、本来であれば市町村の保育担当課としっかりコミュニケーションができていて、現実そうだと。だから県も一生懸命に市町村も合わせてやろうという裏づけの中でこの事業がスタートしているなら、私は50園というのは可能だと思っております。ただ今言うように、年二、三園の認可保育園しかできない今の現状をとらえて、私はどうも20億円使い切るための1つの方法として出てきたのではないかと心配しているわけです。沖縄特別振興対策調整費の残り部分の20億円の予算を使い切るためにこれが出てきたというか配をしているわけです。なぜかというと、皆さんの説明の根拠が窮すなんだよ。もう少しこの辺をしっかりと、こういうことを本当にやりたいんだというものがもっと全面に出てくるなら私は理解できます、頑張ってちょうだいと言って。ただ、この部分がどうも私たちにも伝わってこないということが心配を持ってて、担当の課も含めてもう少ししっかりとしたポリシーを持つべきだと思いますが、どうですか。

- ○伊波輝美福祉保健部長 待機児童の解消というのは、市町村では一番大きな課題だと思います。全国でも沖縄県の1808人という数字は2位なんです。それから認可外保育施設に子供が預けられているというのは全国1位の状況にあります。ですから私たちとしては、どうにかしないといけない課題というのが大きくありまして、それで給食費ではありませんが、米代の支援などいろんな事業を実施してきているわけです。もちろん国と調整をやっておりますが、市町村ともいろいろ話をしたりとか、認可化したときの後年負担についてもどういう手当てができるのかとか、どうすれば当然に進んでいけるのかという議論をやっているところであり、きちんと形ができるのが次の議会のときまでは形をつくりたいと考えております。
- 〇翁長政俊委員 とてもいい計画ですから頑張ってください。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 上原章委員。
- **○上原章委員** 先ほどからこの調整費が決まって逆に心配ということが委員からありますが、私としては沖縄特別振興対策調整費が利用できるというのは、これまでこの壁が厚かったわけですからまずは評価したいのですが、伊波福祉保健部長としてこれまでなかなか沖縄の子供たちの処遇を改善しつつ、これは党派を超えてだれもが取り組んできているわけですから、まずこの調整費を利用できることに対して伊波福祉保健部長の御意見を確認させてください。
- ○伊波輝美福祉保健部長 認可外保育施設の協議会があるのですが、皆さんがこの前見えていろいろと話をしたのですが、やはり福祉保健部長が4代かわったとおっしゃっておりました。その4代前からいろんなお願いをしたり、要望を出したりなどいろいろやっていただいたわけですが、本当に少子・高齢対策特別委員も県議会議員も含めて、それから県選出国会議員も含めていろいろと要請していただいたり、それから大田代表もかなり力を入れていただきまして実現したかなと考えております。これを返すのではなく生かしきるような形で、認可外保育施設も含めた子供たちにいろんな支援ができるようにやっていきたいと考えております。
- **○上原章委員** それで認可化が大きな目標だと思いますが、この調整費を使ってこれまでも認可化に取り組む中で、国、県、市町村と財政を充ててやるわけ

ですが、この調整費を活用したものでこれまでにない新たな取り組みというのは認可化促進事業の中で、またそれ以外にもありますか。

- **〇伊波輝美福祉保健部長** 認可外保育施設の保育士に対する資質向上の研修会 や施設長も含めた研修会など職員の研修を充実させるというのが今年度できる かと考えております。
- **○上原章委員** 先ほどは事業主体は市町村ということでありました。そういう意味では、県と市町村がどこまでしっかりこの目的に向かってやるのかが大事だと思いますが、具体的に打ち合わせや市町村への説明の予定はありますか。
- **〇新垣郁男青少年・児童家庭課長** これからブロックごとに説明会をやっていこうと思っております。
- **○上原章委員** 3年間で最終的にできなかった場合に返すということですので、沖縄特別振興対策調整費はいつまであるのかわからないので、これだけ国がある意味大きな山が動いたと思いますので、本当に市町村と連携をとって認可化促進に頑張っていただきたい。確かに、市町村も県も予算がかかわってくるわけですから、これまで何十年も認可化がおくれたという現状をぜひ認可を目指している保育園の方々とも、3年もありますので、しっかり計画をつくって最終的には子供たちの取り組みだと思いますので、その一点を忘れないで頑張っていただきたいと思います。
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
 西銘純恵委員。
- **○西銘純恵委員** これまでの市町村の認可化の希望はどれだけの数で、どれだけの児童がいるのでしょうか。
- **○新垣郁男青少年・児童家庭課長** 現在、調査しているところでは平成21年4月の開所を目指しているということでは3カ所となっております。それから平成22年度が4カ所、平成23年度が3カ所ということで現在上がっている数字はあります。
- ○西銘純恵委員 平成23年度に認可されて待機児童解消数は何名ですか。

- **〇新垣郁男青少年・児童家庭課長** 定員につきましては調査中で、開設予定はあるのですが、定員については調整中というところです。
- ○西銘純恵委員 60名定員で600名、1000人以内ですよね。これは同じ3カ年かけて新たな認可化を図って50園ぐらいになるだろうという数字が出てきたのですが、先ほど答弁された認可化が促進されない理由の中にその後の運営費負担があるということですが、3000名の認可外保育施設の児童を認可が実現した以降の運営費を県がどれだけ年間持つという予測をしていますか。4分の1ということを言われましたが。
- **〇新垣郁男青少年・児童家庭課長** ラフな計算になりますが、8億3000万円が 見込まれます。
- ○西銘純恵委員 そうしますと、平成24年3月で50園のすべてを完成させて、それ以降、平成24年4月以降は、沖縄県は8億3000万円の持ち出しが出てくると。市町村がつくった所はこの8億3000万円をつくった人数に応じて持ち出しが出てくると。これについては、相当な額なんですよね。だから沖縄特別振興対策調整費ということで、つくることには待機児童の解消ということで切望されていることですが、沖縄県の県民の事情から言えば、運営費のその後のあり方についても特別な手だてになるように、やはり要望をしていくということをしないと実際は絵にかいたもちになっていくのではないかと危惧するわけですね。それについて畳みかけて、内閣府に要請をしていくというものも具体的に持っていらっしゃいますか。
- ○新垣郁男青少年・児童家庭課長 負担割合は先ほど申し上げたとおりですが、ふえていくということであればその分につきましては運営費として交付税措置されるということになっておりますので、その分については市町村全体に幾らか入ってくるということです。
- ○西銘純恵委員 交付税措置をされるのは、国が運営費の4分の2という額を 交付税措置されるということではありませんか。そしてそれに対応する沖縄県 の持ち分が8億3000万円、市町村が8億3000万円という概算ということではな いのでしょうか。

- ○新垣郁男青少年・児童家庭課長 4分の2の国庫が県に入って、県が4分の 1をくっつけて出すわけですが、そして市町村が4分の1を負担するわけです が、その4分の1が数に合わせて交付税措置されるということです。
- ○西銘純恵委員 休憩をお願いします。
- ○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員が質疑の補足説明を行い、再度説明員に答弁を求める。)

〇赤嶺昇委員長 再開いたします。

伊波輝美福祉保健部長。

- ○伊波輝美福祉保健部長 4分の2が国で、4分の1を県が持ちます。市町村は保育園などには4分の1で約1500万円でいっております。60人で1園当たり6000万円という話になります。ですが、交付税が幾らやられているかというのはこちらで把握できないという状態です。計数的にはそれも交付税の対象であると聞いております。
- ○西銘純恵委員 待機児童解消ということで認可保育園の促進をやったけれども、私は特に那覇市は年間二、三園ということで待機児童がどんどん減っている状況が見えたのですが、浦添市が1園しかつくらないということをずっとやっておりましたので、やはり市町村の持ち出しの負担が大きいと感じておりました。ですからこの沖縄特別振興対策調整費で保育所をつくるというのはいいのですが、それに対応するその後の沖縄県では持てないと。この交付税措置をきちんと何割はやる、やらない、そしてそれ以上に沖縄県の特別分として必要だというところまで詰めて約束をとってつくりましょうというところまでいかないと、これは進めることはできない事業になるのではないか。せっかく待機児童を解消するという策であれば、それも見通しを持ったものをやる必要があると思います。一応、指摘をしておきます。

もう一つですが、待機児童解消というのはどうして公立保育園をふやすことをやらないのかと思っているのですが、認可外保育施設を50園つくるのに10億円と言われましたが、1園につきどれだけの建設費で事業主負担、市町村負担

も数字として出ていますか。

○伊波輝美福祉保健部長 このシステムでやれる分というのは、西銘委員がおっしゃるような形は今の厚生労働省の設備整備の事業がありますので、それは別に考えていただけたらいいと思います。今回は、設備整備も入れますが、まだ1園当たりという詰めが行っておりませんので、この数字が提示できない。一応、こちらは要望しますが、決定は向こうですので、まだ数字の詰めができていない状況です。整備も入れますし、施設工事を入れますし、運営費補助を入れるという要求はしているところです。

○西銘純恵委員 この認可保育園をつくる希望、気持ちはあっても数字が全く見えない。自己負担がどれだけになるかわからないというものを来年からうちがやりますと出ますか。やはりそういう意味では、厚生労働省がやっているものよりももっと事業主負担は少なくなるとか、最低そういうところまでは明らかに早いうちにやるべきだと思います。

公立保育園を建設するというときの運営費、交付税になっていると思いますが、これは認可保育園とその後のランニングコストの関係でお尋ねしますが、同じ60人定員の公立保育園と認可保育園はどのような違いがあるのでしょうか。

○奥村啓子福祉企画統括監 児童福祉施設最低基準上は設備と保育士の定数も一緒です。保育所ですので公立も民間も一緒です。ただ、認可保育園の場合は今申し上げたように、決まった保育単価に基づいて、人数に応じてその保育園にいくお金というのは決まっているわけです。公立保育園の場合は、一般財源化されておりますので、市町村の予算で組むわけです。当然に職員の数は満たして基準どおりですが、職員の給与等は市町村の職員としての給与になりますので、この辺は公立と民間との間に違いがあると思いますので、単純に同じですかと言われてもその辺は一緒ですというのは答えかねます。

○西銘純恵委員 お尋ねしたのは、60人の認可保育園で運営費が年間6000万円 ぐらいかかるのを、園自体のほうは交付金措置があるので1500万円前後になる のかなという感じで受けたんです。公立になった場合に、実際はその後の運営 費とは言いませんが、人件費関係は交付税措置されますよね。ですから市町村が実際に市立の保育所を持ったときに、60人定員でどれぐらいの市町村の持ち 出しがあるのですかということです。

- ○新垣郁男青少年・児童家庭課長 市町村立という場合は、一般財源化されているということで県として把握しているわけではなく、私立の認可保育園、先ほど申し上げている標準的なタイプで申し上げているわけです。市町村立のそれぞれの事情によっても違いますし、職員の配置も最低基準もありますが、それを超えてやっているところもあったりするかもしれませんので、その辺の数字は把握していません。
- **○西銘純恵委員** 待機児童解消というのが、そもそもの目的ですよね。県としては公立保育所をふやすと。今の認可化するほど運営費の問題や最低基準をなかなかクリアできないということで困難は伴うのではないかと感じるものですから、公立保育所で待機児童を解消という考えについてはこの施策の中で検討されましたか。
- **〇伊波輝美福祉保健部長** 保育所の設置というのは市町村が権限を持って、設置するかどうかというのは市町村が決めますので、検討というよりはうちのほうは市町村の数字の積み上げがうちの数字になっていると考えております。ですから、それぞれの市町村がどう検討したかというのは個別には持ってないのですが、今後調査をしますが、市町村に関しても意向はきちんと確認していきたいと考えておりますので、年度内にはいろんな形で数字が固まるのではないかと思います。
- ○西銘純恵委員 公立保育所の設置は市町村と言われましたが、認可保育園を どれだけふやすかというのも市町村の財政の中でどれだけ負担ができるかとい うのも一緒なんですよ。そういう意味では、今の答弁ではちょっと納得できな いですので、きちんと市町村とそこら辺も合わせて、その後の持ち出し分とい うのは市町村財政を圧迫するということで二の足を踏むということにならない ように、どうしてもそこに力を入れていただきたいと思います
- ○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。 奥平一夫委員。
- **〇奥平一夫委員** 今後の県のスケジュールですが、国とのいろんな調整がありますがどうなっているか。今おっしゃいました市町村との話し合いをどれぐらいにしていこうと考えておりますか。その辺を少しお聞かせください。

○新垣郁男青少年・児童家庭課長 この9月議会で基金条例を提案させていただきますので、関連して補正予算も提案いたしますが、この見通しが立ちましたらすぐに市町村へ説明会を開きたいと思っております。ただ、新聞記事等が出ておりますので、特に待機児童の多い市町村あたりの市部ですが一町村もありますが一話もいろいろあったりしましたので、ラフな段階ですが、9月議会で県として進めていきますということで、先般一週間前に集まっていただけるところだけには集まっていただいて、あらあらの説明はしております。ただし、これから要綱が国との詰めの中で実際に具体的な部分が出てまいりますので、その分を含めて早急に説明会を開催する所存であります。

〇奥平一夫委員 3年間で10億円の沖縄特別振興対策調整費を使い切ると議論をお聞かせいただいて、やはり財政が厳しい市町村の対応が本当に心配されるわけですよね。この辺の見込みとして、市町村が50園に手を挙げてくるのはどうなんだろうと非常に心配しているのですが、県としてはどう対応していこうと考えておりますか。

○伊波輝美福祉保健部長 待機児童に関しては、那覇市もそうですが、沖縄市も東門市長含めてテーマだということでありましたし、そういう意味では協力いただけるのではないかと。部長、課長でだめだったら市長にかけ合おうと思っておりますし、この3年間が本当にチャンスではないかと思いますので、できるだけきれいな目標を持ったベストな形にしていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、本委員会所管事務調査事項社会福祉及び社会保障についてに係る沖縄特別振興対策調整費を活用した待機児童解消対策特別事業についての質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

〇赤嶺昇委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 赤嶺 昇